

平成 1 8 年度  
指定管理者による公の施設の管理運営状況

平成 1 9 年 9 月

## 生活環境部

- 1 福島県男女共生センター【(財)福島県青少年育成・男女共生機構】・・・1

## 保健福祉部

- 2 太陽の国病院【(社福)福島県社会福祉事業団】・・・5
- 3 太陽の国厚生センター等【(社福)福島県社会福祉事業団】・・・7
- 4 勤労者身体障がい者体育館【(社福)福島県社会福祉事業団】・・・9
- 5 浪江ひまわり荘・からまつ荘【(社福)福島県社会福祉事業団】・・・11
- 6 太陽の国さつき荘【(社福)福島県社会福祉事業団】・・・13
- 7 障がい児・者福祉9施設【(社福)福島県社会福祉事業団】・・・15
- 8 福島県点字図書館【(社)福島県盲人協会】・・・19

## 商工労働部

- 9 福島県中小企業振興館(起業支援室を除く)【(財)福島県産業振興センター】・・・23
- 10 福島県中小企業振興館(起業支援室)【NPO福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構】・・・26
- 11 福島県ハイテクプラザ(一部)【(財)福島県産業振興センター】・・・30
- 12 福島県観光物産館【(財)物産プラザふくしま】・・・33
- 13 福島県産業交流館【(財)福島県産業振興センター】・・・36
- 14 天鏡閣・国民宿舎翁島荘【(財)福島県観光開発公社】・・・39

## 農林水産部

- 15 ふくしま県民の森【(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団】・・・42
- 16 福島県総合緑化センター【(財)福島県都市公園・緑化協会】・・・45
- 17 福島県昭和の森【(財)猪苗代町振興公社】・・・48

## 土木部

- 18 小名浜港マリーナ施設【小名浜マリーナ(株)】・・・51
- 19 翁島港マリーナ施設【マリーナ・レイク猪苗代(株)】・・・54
- 20 プレジャーボート用指定泊地・指定施設(江名港、久之浜港、豊間漁港、勿来漁港)  
【いわき市漁業協同組合】・・・56
- 21 プレジャーボート用指定泊地(小名浜港)【小名浜漁業協同組合】・・・58
- 22 プレジャーボート用指定泊地(中之作港)【中之作漁業協同組合】・・・60
- 23 プレジャーボート用指定施設(釣師浜漁港、真野川漁港、請戸漁港)  
【相馬双葉漁業協同組合】・・・62
- 24 県営あづま総合運動公園【(財)福島県都市公園・緑化協会】・・・64
- 25 福島空港公園【(財)福島県都市公園・緑化協会】・・・70
- 26 逢瀬公園【(財)福島県都市公園・緑化協会】・・・74
- 27 県営住宅等(県北地区)【(財)ふくしま建築住宅センター】・・・78
- 28 県営住宅等(県中地区)【NPO循環型社会推進センター】・・・82

## 教育庁

- 29 福島県文化センター【(財)福島県文化振興事業団】・・・86
- 30 ふくしま海洋科学館【(財)ふくしま海洋科学館】・・・90
- 31 福島県自然の家(4施設)【(財)福島県自然の家】・・・93
- 32 福島県文化財センター白河館【(財)福島県文化振興事業団】・・・98
- 33 クライミングウォール(あづま総合運動公園内)  
【(財)福島県都市公園・緑化協会】・・・101

## 指定管理者による公の施設の管理運営状況

施設名	福島県男女共生センター	指定管理者	(財)福島県青少年育成・男女共生推進機構
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	生活環境部人権男女共生グループ
<b>施設概要及び管理運営業務内容</b>			
<p>1 施設の概要</p> <p>(1)宿泊室：洋室10部屋（各室2名、うち車椅子対応1室）、和室1部屋(4名)</p> <p>(2)研修室：研修ホール、多目的研修室、研修室1～5、工作室、調理室、和室、介護実習室</p> <p>(3)その他：図書室、相談室、福祉機器展示室、特別会議室</p> <p>(4)駐車場：収容台数71台</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1)男女共同参画社会の形成の促進に関する情報の収集及び提供並びに調査研究に関する業務。</p> <p>(2)男女共同参画社会の形成の促進に関する講演会、講習会、研修会等の開催及び相談に関する業務。</p> <p>(3)男女共同参画社会の形成の促進に関して行う交流活動の支援に関する業務。</p> <p>(4)男女共生センターの施設及び附属設備の利用に関する業務。</p> <p>(5)男女共生センターの維持管理に関する業務。</p> <p>(6)男女共生センターの使用の承認に関する業務。</p> <p>(7)男女共生センターの施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務。</p>			
<b>管理運営に当たっての目標及び取組方針</b>			
<p>【目 標】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 男女共同参画社会形成に係る理念の普及</li> <li>2 施設利用者等の声を反映させることによるサービスの向上</li> <li>3 効率的管理運営による経費の節減</li> <li>4 創意工夫による利用率の向上</li> </ol> <p>【取組方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 男女共同参画社会形成に係る理念の普及に関する事項 男女共同参画社会実現のための実践的活動拠点として3つの機能(情報機能、自立促進機能、交流機能)の充実に努め、県内各地域において活動を展開するNPOや各種団体との積極的なネットワークの構築を図る。</li> <li>2 施設利用者等の声を反映させることによるサービスの向上に関する事項 アンケート実施などにより利用者等の意見の反映を図るほか、建物の修繕や苦情について、迅速かつ適切に対処する。 また、災害発生時の対応については、関係機関との連携を図りながら、迅速かつ適切に対処できる体制整備に努める。。</li> <li>3 効率的管理運営による経費の節減に関する事項</li> </ol>			

人員や事務の合理化、委託契約内容の見直しなどにより、経費節減に努める。

- 4 創意工夫による利用率の向上に関する事項  
利用ポイント制の導入による割引により利用率の向上に努める。  
研修会や各種会議など様々な会合に利用できる開かれた施設として、多くの人々に利用されるようPRに努める。

## 業務管理体制等

- 1 業務実施状況について  
年度初めに業務計画にかかる説明を受け、指示を行っている。  
また、基本協定書に基づき、毎月事業実施（計画）や施設利用状況にかかる報告を受けて実施状況を把握し、必要に応じ指示を行っている。
- 2 個人情報の保護等について  
基本協定により「個人情報取扱特記事項」の遵守を促し、年度終了後には開示状況等の報告を受けている。
- 3 修繕等への対応について  
必要に応じて、土木部建築指導領域と連携を取りながら、指導を行っている。

## 平成18年度の取組実績

- 1 男女共同参画社会形成に係る理念の普及に関する事項
- (1) 情報機能に関する事項  
女性問題・男性問題等に関する図書等を充実させ、HP上で利用に係る広報を実施  
ホームページアクセス数 のべ108,744件（前年度比133.3%）  
本県における男女共同参画推進を阻害している要因を把握し、問題解決への道を探るための地域に密着した調査研究を実施  
情報ネットワークの充実と積極的な情報発信
- (2) 自立促進機能に関する事項  
男女共同参画に関する講座や講演会の開催  
男女共同参画に関する講座の参加人数 754人（前年度比220.0%）  
相談受付  
一般相談件数 742件（前年度比87.8%）  
専門相談（法律・健康）件数 95件（前年度比100.0%）  
チャレンジ相談件数 5,283件（前年度比85.7%）
- (3) 交流機能に関する事項  
男女共同参画社会の実現に向けた地域づくりのために交流の場を提供  
・未来館フェスティバル 4,000人（前年度比80.0%）  
・シンポジウム 120人（前年度比70.6%）  
市町村や団体との連携による企画の実施〔新規〕  
・団体との連携講座開催事業 171人
- 2 施設利用者等の声を反映させることによるサービスの向上に関する事項
- (1) 施設利用者の意見を反映するためのメッセージ用の用紙を館内に設置  
H18年度中のメッセージ数 133件

- (内容) 快適で良い 56件  
 清潔、静か、料金が安い。  
 施設や設備に関する不満や要望 46件  
 ・勉強するスペースを増やして欲しい  
 ・宿泊設備の冷暖房に関する不満  
 ・宿泊設備の防音設備が不十分  
 職員等への意見や不満 13件  
 レストランへの要望・不満 10件

施設全体について多岐にわたる要望や意見があったが、対応可能なものについては、その都度見直しを行っている。

(2) サービス向上

各施設の配置や設備、利用料金、利用方法の広報をHPで実施  
 男女共同参画に関する職員の意識向上のため、職員間の勉強会を実施

(3) 非常時の対応に関する事項

施設施工業者等との連携を密にして、建物の修繕対応について迅速かつ適切に対処している。

3 効率的な管理運営による経費の節減に関する事項

(経費比較表)

(単位 千円)

	決算額A	契約額B	差額B - A
管理運営委託事業(人権男女共生G)	251,139	215,021	36,118
1人件費	116,535	104,727	11,808
2管理費	103,712	84,396	19,316
3事業費	30,892	25,898	4,994
介護実習・普及事業(高齢保健福祉G)	38,977	39,446	469
委託料(補助金) 合計	290,116	254,467	35,649
特定財源(施設使用料収入)	16,385	0	0
一般財源	273,731	254,467	19,264

(1) 管理経費の節減

職員の削減

県派遣職員 2名減

専門研究員 1名減

印刷製本費等事務経費の削減

平成17年度 平成18年度 内容

通信運搬費 4,538,404円 2,777,432円 メール便の単価改定等

消耗品費 7,054,805円 6,716,634円 物品使用の節約等

印刷製本費 10,118,129円 5,420,024円 自前印刷の実施等

印刷製本費は、19年度に繰り越した額1,723千円を含む。

(2) 保守管理経費の節減

警備・設備・清掃にかかる業務の一括委託による経費節減

警備業務時間の見直しによる経費節減

H17年度 49,340,497円、 H18年度 46,998,000円

4 創意工夫による利用率の向上に関する事項

「ご宿泊割引カード」(H18.10.1～2年有効)発行による施設利用率の向上

カード発行枚数 680枚

センター主催事業のチラシに施設利用のPRを載せるなど、広報の工夫による利用促進

	平成17年度	平成18年度
研修施設		
利用率(日数区分)	52.4%	55.5%
宿泊施設		
利用率(日数区分)	30.9%	32.2%

## 平成18年度の取組実績の評価

- 1 男女共同参画社会形成に係る理念の普及に関する事項  
男女共同参画社会実現のため積極的に各種事業を展開しており、市町村や県内各地域において活動を展開するNPOや各種団体との連携による事業を実施するなど、積極的なネットワークの構築を図っている。実践的活動拠点として3つの機能(情報機能、自立促進機能、交流機能)の充実に努めていると判断できる。
- 2 施設利用者等の声を反映させることによるサービスの向上に関する事項  
アンケート実施等により利用者の声を反映させており、各施設の配置や設備、利用料金、利用方法の広報をHPで実施するなど、利用者へのサービス向上に努めていると判断できる。
- 3 効率的管理運営による経費の節減に関する事項  
人件費や事務経費の削減はもとより、委託契約の見直しによる経費削減も顕著である。
- 4 創意工夫による利用率の向上に関する事項  
ポイント制を導入した宿泊料の割引サービスなど創意工夫による利用率が向上している。

## 今後の取組み

上記取組み実績の評価を踏まえ、さらに下記の項目に取り組むこととする。

- 1 利用者数の増加(特に宿泊施設の利用)
  - (1) 男女共同参画による宿泊割引の継続
  - (2) 「ご宿泊割引カード」による割引の継続
- 2 管理経費節減
  - (1) 委託業務見直しによる経費節減
  - (2) 事務経費の節減
- 3 県民サービスの向上
  - (1) 企業向け講座カリキュラムの開発(検討)
  - (2) 職員間の勉強会の継続
- 4 早期修繕の実施継続
  - (1) 保守管理体制の整備と徹底

施設名	太陽の国病院	指定管理者	(社福)福島県社会福祉事業団
指定期間	平成18年4月1日～平成23年3月31日	担当G名	保健福祉部総務企画グループ
<b>施設概要及び管理運営業務内容</b>			
<p><b>【施設概要】</b>  鉄筋コンクリート造1階建(延床面積3,024.36㎡)  附属建物3(車庫、倉庫、霊安室)  病床数21  診療科:内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科</p> <p><b>【管理運営業務内容】</b>  病院業務(入院及び外来患者に対する医療の提供、利用料金の徴収等)  保守管理業務(日常清掃、維持修繕等)</p>			
<b>管理運営に当たっての目標及び取組方針</b>			
<p><b>【目標】</b>  太陽の国入所者の医療とリハビリテーションにより心身の機能回復を図ること、及び公的福祉病院として地域住民の緊急医療に寄与する。</p> <p><b>【取組方針】</b>  太陽の国入所者及び地域の障がい者を対象とした福祉医療の充実と地域医療への貢献を図る。  医療に従事する職員としての医の倫理の確立と徹底を図る。  医療安全管理体制及び院内感染予防、褥瘡対策の徹底並びに医療サービスの向上を図る。  コスト意識の高揚と経費の節減を図る。</p>			
<b>業務管理体制等</b>			
<p><b>【実施状況報告】</b>  診療稼働状況月例報告(患者数、病床利用率、診療稼働額等 毎月)  手数料収入報告(診断書等交付件数、手数料額等 毎月)  病院事業報告書(実施事業の総括 年度終了後30日以内)</p> <p><b>【県の業務管理の状況】</b>  上記実施状況報告の内容確認(毎月)  病院事業報告に基づく現地確認(年度終了後)  事業実施状況確認(随時)</p>			

## 平成18年度の取組実績

### 【診療実績】(カッコ内は平成17年度の実績)

#### 延患者数

- ・入院 6,005人 (5,445人)
- ・外来 28,383人 (27,581人)
- うち急患 686人 (574人) 時間外外来受診者数

#### 1日平均

- ・入院 16.5人 (14.9人)
- ・外来 115.4人 (113.0人)
- うち急患 1.9人 (1.6人) 時間外外来受診者数

### 【取組実績】

#### 入院診療(指定管理者 通年)

- ・21病床を稼働させ、入院患者一人一人にゆとりあるスペースを提供するとともに、プライバシーの確保に努めた。
- ・入院患者と看護師の比率を7対1としたほか、夜間看護も2名体制として、より質の高い、きめ細やかな看護を提供した。

#### 外来診療(指定管理者 通年)

- ・自覚症状を訴えられない患者(重度障がい者、認知症高齢者等)に対しても、経験豊富な医師や看護師、その他医療スタッフが対応して適切な治療を提供した。

### 【管理経費】(カッコ内は平成17年度実績)

委託料 112,835,000円(113,867,357円)

- ・職員にコスト意識を徹底し、効率的な予算の執行に努めた。

## 平成18年度の取組実績の評価

### 【診療実績の評価】

入院患者数、外来患者数とも前年度と比較して増加しており、指定管理者の取組みが地域に浸透してきているものと思われる。

### 【取組実績の評価】

病院業務については、基本協定に基づき適切に行われている。

保守管理業務については、昭和57年度に開院した施設のため老朽化が目立つが、診療機器の保守点検や院内清掃が確実に行われている。

## 今後の取組み

### 【具体的取組】

地域の障がい者が安心してきめ細やかな治療を受けられるよう、外来及び入院診療体制の強化に努める。

障がいの重い患者であっても、付き添いすることなく安心して入院できるよう、サービスの充実に努める。

福祉サービスを必要とする方を対象として、訪問介護サービス事業の充実を図る。

職員の専門性を生かし、各種団体が実施する研修会等への積極的な協力を行う。

太陽の国入所者が退院する場合は、「退院時申し送り」を実施し、退院後の注意点・投与薬剤の継続・中止等の指示を徹底し、退院後の通院加療へのスムーズな移行に努める。



施設名	太陽の国厚生センター等	指定管理者	(社福)福島県社会福祉事業団
指定期間	平成18年4月1日～平成23年3月31日	担当G名	保健福祉部総務企画グループ
<b>施設概要及び管理運営業務内容</b>			
<p>【施設概要】</p> <p>厚生センター 鉄筋コンクリート造1階建(延床面積937.24㎡)  研修室2、宿泊室9(宿泊定員36名、和室7室・洋室2室)、食堂1</p> <p>野球場 野球場1面</p> <p>中央公園 トイレ1箇所</p> <p>【管理運営業務内容】</p> <p>貸館業務(使用許可及び利用調整、使用料の徴収等)  宿泊等業務(厚生センターへの宿泊、食事の提供等)  保守管理業務(日常清掃、維持修繕等)</p>			
<b>管理運営に当たっての目標及び取組方針</b>			
<p>【目標】</p> <p>太陽の国入所者とその家族、及び職員の福利厚生並びに太陽の国で研修を受ける者に研修及び宿泊の便宜等を提供する。  太陽の国入所者とその家族、及び地域の方々の散策・憩いの場として利用してもらう。</p> <p>【取組方針】</p> <p>厚生センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修事業：県、事業団、地域団体等の主催する研修に対し便宜供与を図る。</li> <li>・宿泊事業：面会交流を行う太陽の国入所者とその家族のほか、社会福祉施設職員及び学生等の施設実習者、太陽の国視察者等に対する宿泊の提供と利用促進に努める。</li> <li>・食堂事業：昼休みの時間帯(12:00～13:30)に食堂を営業し、研修参加者、視察者、事業団職員、地域住民等の来訪者が気軽に利用できるように配慮するとともに、衛生管理に努める。</li> </ul> <p>野球場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツを通しての福祉の増進のほか、イベント会場(行政区共催の花火盆踊り大会等)として、太陽の国入所者と地域の方々との相互交流の場として活用する。</li> </ul> <p>中央公園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽の国入所者とその家族、及び地域の方々の憩いの場となるよう環境美化に努める。</li> </ul>			
<b>業務管理体制等</b>			
<p>【実施状況報告】</p> <p>厚生センター使用料収入報告(使用許可件数、使用料免除件数等 毎月)  野球場使用料収入報告(使用許可件数、使用料免除件数等 毎月)  厚生センター等事業報告書(実施事業の総括 年度終了後30日以内)</p> <p>【県の業務管理の状況】</p> <p>上記収入報告の内容確認(毎月)  厚生センター等事業報告に基づく現地確認(年度終了後) 事業実施状況確認(随時)</p>			
<b>平成18年度の実績</b>			

【貸館実績】(カッコ内は平成17年度の実績)

厚生センター

・研修室	使用許可件数	45件	(52件)
	使用者延人員	1,186人	(1,415人)
・宿泊室	使用許可件数	162件	(186件)
	使用者延人員	790人	(1,372人)
野球場	使用許可件数	2件	(0件)
	使用者延人員	65人	(0人)

中央公園 常時開放のため集計無し

【取組実績】

厚生センター(指定管理者 通年)

- ・県等の主催する研修に対し研修室を提供し、参加者の資質の向上に寄与した。
- ・太陽の国入所者とその家族のほか、施設実習者等に対して宿泊の提供を行った。
- ・研修参加者、視察者、事業団職員、地域住民等の来訪者に対する食堂事業を行った。

野球場(指定管理者 通年)

- ・イベント会場(行政区共催の花火盆踊り大会等)として使用し、太陽の国入所者と地域の方々との相互交流の場として活用した。

【管理経費】(カッコ内は平成17年度実績)

委託料 6,520,000円(8,985,723円)

- ・平成17年度に洗面所の改修、客室の改修等を行ったため、平成18年度には当該修繕費分が減となっている。
- ・維持補修費等の管理経費については、必要最低限の予算で運営した。

平成18年度取組実績の評価

【貸館実績の評価】

使用許可件数、使用者延人数とも前年度と比較して減少しており、利用促進のためのさらなるPR等が必要であると思われる。

【取組実績の評価】

貸館業務については、基本協定に基づき適切に行われている。

保守管理業務については、厚生センターについては昭和54年度に開館した施設のため老朽化が目立つが、ロビー等の清掃による保守が確実に行われている。野球場及び中央公園についても、周辺の草刈り等による保守が確実に行われている。

今後の取組み

【具体的取組】

厚生センター

- ・接客の向上に努め、利用者に安心して利用していただくとともに、満足して研修・実習等に取り組めるように努める。
- ・利用者へのアンケートの実施により、利用者の声を施設運営に反映する。
- ・施設の保守点検を定期的実施し、不良箇所の早期発見と修繕による利用者の安全確保に努める。

野球場

- ・グラウンドの除草及び周辺の清掃を徹底し、利用者に気持ちよく利用してもらえるよう努める。

中央公園

- ・花いっぱい運動を展開し、公園の利用促進に努める。
- ・草刈り等の美化作業を定期的実施し、環境美化に努める。

施設名	勤労身体障がい者体育館	指定管理者	(社福)福島県社会福祉事業団
指定期間	平成18年4月1日～平成23年3月31日	担当G名	保健福祉部総務企画グループ
<b>施設概要及び管理運営業務内容</b>			
<p>【施設概要】 鉄筋コンクリート造1階建(延床面積1,266.9㎡) 体育室1(バレーコート2面可)、トレーニング室1</p> <p>【管理運営業務内容】 貸館業務(使用許可及び利用調整、使用料の徴収等) 保守管理業務(日常清掃、維持修繕等)</p>			
<b>管理運営に当たっての目標及び取組方針</b>			
<p>【目標】 勤労身体障がい者等のスポーツの振興及び福祉の増進を図り、心身の健全な発達と勤労意欲の高揚に寄与する。</p> <p>【取組方針】 体育館利用者のスポーツを通しての福祉の増進と、地域の方々の利用促進を図るため、より効果的な運営を目指す。 イベント会場(行政区共催の花火盆踊り大会、太陽の国文化祭等)として、太陽の国入所者と地域の方々との相互交流の場として活用する。 消防設備等の保守点検を実施し安全の確保に努めるほか、災害時等の避難場所として適宜開放する。</p>			
<b>業務管理体制等</b>			
<p>【実施状況報告】 勤労身体障がい者体育館使用料収入報告(使用許可件数、使用料免除件数等 毎月) 勤労身体障がい者体育館事業報告書(実施事業の総括 年度終了後30日以内)</p> <p>【県の業務管理の状況】 上記収入報告の内容確認(毎月) 勤労身体障がい者体育館事業報告に基づく現地確認(年度終了後) 事業実施状況確認(随時)</p>			

## 平成18年度の取組実績

### 【貸館実績】(カッコ内は平成17年度の実績)

使用許可件数 160件 (93件)  
使用者延人員 13,424人(12,126人)  
うち障がい者等 3,778人(2,921人)

### 【イベント会場としての利用実績】(カッコ内は平成17年度の実績)

上記使用者延人員の内数  
花火・盆踊り大会 3,448人(2,783人)  
太陽の国文化祭 1,077人(1,623人)

### 【取組実績】(指定管理者 通年)

障がい者スポーツ団体のほか、地域スポーツサークル等への貸館を行い、スポーツを通しての福祉の増進に寄与した。

イベント会場(行政区共催の花火盆踊り大会、地域ゲートボール大会等)として使用し、太陽の国入所者と地域の方々の相互交流の場として活用した。

太陽の国各施設の行事会場(レクリエーション大会、園内消毒時の一時滞在)として使用し、太陽の国入所者の健康の維持・増進に寄与した。

体育室、ロビー等の清掃及び施設周辺の草刈り等を実施し、環境美化に努めた。

消防設備等の保守点検を実施し、利用者の安全確保に努めた。

### 【管理経費】(カッコ内は平成17年度実績)

委託料 2,594,000円(2,591,879円)  
維持補修費等の管理経費については、必要最低限の予算で運営した。

## 平成18年度の取組実績の評価

### 【貸館実績の評価】

使用許可件数、使用者延人数とも前年度と比較して増加しており、指定管理者の取組みが地域に浸透してきているものと思われる。

### 【取組実績の評価】

貸館業務については、基本協定に基づき適切に行われている。

保守管理業務については、昭和57年度に開館した施設のため老朽化が目立つが、ロビー等の清掃や施設周辺の草刈り等による保守が確実にされている。

## 今後の取組み

### 【目標】

勤労身体障がい者、太陽の国入所者、地域のスポーツ団体等の利用促進を図り、スポーツを通して心身のリフレッシュが図られるように努める。

### 【具体的取組】

体育室、ロビー等の清掃を徹底し、利用者に気持ちよく利用してもらえよう努める。

施設周辺の草刈り等を実施し、環境美化に努める。

利用者へのアンケートの実施により、利用者の声を施設運営に反映する。

### 【その他】

災害時等の避難場所として、設置場所である西郷村と連携して地域に貢献する。

施設名	浪江ひまわり荘・からまつ荘	指定管理者	(社福)福島県社会福祉事業団
指定期間	ひまわり 平成18年4月1日～20年3月31日 からまつ 平成18年4月1日～21年3月31日	担当G名	保健福祉部地域福祉グループ
<b>施設概要及び管理運営業務内容</b>			
<p><b>【施設概要】</b></p> <p>浪江ひまわり荘 鉄筋コンクリート造1階建(延床面積3,097.66㎡) 居室53室(定員100名) 機械室2、倉庫1</p> <p>からまつ荘 鉄筋コンクリート造2階建(延床面積2,327.83㎡) 居室40室(定員150名) 機械室2、倉庫1、物置2、車庫1</p> <p><b>【管理運営業務内容】</b> 処遇提供業務(入所者に対して食事、入浴、訓練、健康管理等のサービスを提供する。)</p>			
<b>管理運営に当たっての目標及び取組方針</b>			
<p><b>【目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者へ提供するサービスを向上する。</li> <li>・福祉ニーズに応えた運営を行う。</li> </ul> <p><b>【取組方針】</b></p> <p>浪江ひまわり荘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者主体のサービス提供を推進する。</li> <li>・入所者の健康管理を充実させる。</li> <li>・入所者の自立支援と社会参加を推進する。</li> <li>・地域福祉支援を推進する。</li> </ul> <p>からまつ荘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者本位のサービス提供と権利擁護を推進する。</li> <li>・入所者のニーズに応じた自立支援と社会参加を推進する。</li> <li>・職員の専門的知識とサービス技術を向上させる。</li> </ul>			
<b>業務管理体制等</b>			
<p><b>【実施状況報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書(年度終了後4月30日まで) 業務の実施状況、経費の収支状況等</li> <li>・情報公開及び個人情報の保護に係る実施状況報告書(年度終了後4月30日まで) 開示申請・決定、異議申出の件数等</li> <li>・入所状況報告書(毎月)</li> <li>・保護施設事務費等の収入状況報告書(四半期毎)</li> </ul> <p><b>【県の業務管理の状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告に基づく確認(年度終了後)</li> <li>・事業実施状況の確認(随時)</li> <li>・収入報告の内容確認(毎月)</li> </ul>			

## 平成18年度の取組実績

### 【入所実績】(カッコ内は平成17年度の実績)

入所者数(年間平均)

浪江ひまわり荘 105.2人(103.9人)  
からまつ荘 149.6人(149.8人)

### 【取組実績】

浪江ひまわり荘

- ・入所者一人ひとりのニーズに基づいた個別支援計画を作成し、状態に応じた見直し変更を行い、適切な支援に努めるなど、入所者主体のサービス提供に努めた。
- ・整形外科医等と相談の上作成した体操の実施(対象者約30名に対し毎日30分程度実施)による高齢化、重度化、病弱化の進行に伴う心身機能の低下等の予防対策と、内部検討会により緊急時の対応を確認する等の事後対応の充実に努めるなど、入所者の健康管理を充実させた。
- ・入所者の希望、能力等を考慮したうえで作業訓練を行うなど、入所者の自立支援と社会参加を推進した。
- ・地域の知的障がい者親の会等で主催する運動会(入所者26名参加)や地元敬老会(入所者10名参加)等の各種行事に積極的に参加させるなど、地域福祉支援を推進した。
- ・施設サービスの評価について、従来の自己評価基準のみではなく、第三者評価基準を活用した自己評価を新たに行い、サービス向上に努めた。

からまつ荘

- ・入所者一人ひとりのニーズに基づいた個別支援計画を作成し適切な支援に努めるなど入所者本位のサービス提供に努めたほか、第三者委員による相談窓口を年5回開催するなど苦情解決制度の充実を図るなど権利擁護を推進した。
- ・希望、要望に基づいて外出支援などを積極的に行うなど、入所者の自立支援と社会参加を推進した。
- ・各種研修会に参加させるなど、職員の専門的知識とサービス技術を向上させた。
- ・新たに、入所者が栽培した農産物の直売を実施し、入所者の意欲向上に努めた。

### 【管理経費】(カッコ内は平成17年度の実績)

浪江ひまわり荘 34,390千円(55,077千円)  
からまつ荘 47,603千円(63,206千円)

## 平成18年度の取組実績の評価

処遇提供業務については、入所者個々の状況に応じた個別支援計画を作成し、食事、入浴、排泄、健康管理、訓練等についてより良い支援に努めているなど、基本協定に基づき適切に行われており、管理運営の目標を達成したと判断できる。

## 今後の取組み

平成19年度以降においても、管理運営に当たっての目標を達成し、適切な処遇を確保することができるよう取り組む。

特に、入所者の自立支援及び社会参加に向けた取組をより一層推進することとする。

施設名	太陽の国さつき荘	指定管理者	(社福)福島県社会福祉事業団
指定期間	平成18年4月1日～平成19年3月31日	担当G名	保健福祉部高齢保健福祉G
<b>施設概要及び管理運営業務内容</b>			
<p>【施設概要】  特別養護老人ホーム  入所定員数 100名  鉄筋コンクリート造1階建(延床面積2,194.63㎡)  附属建物1(機械室)</p> <p>【管理運営業務内容】  特別養護老人ホーム業務(老人福祉法及び介護保険法に基づく介護サービスの提供、利用料金の徴収等)  保守管理業務(日常清掃、維持修繕等)</p>			
<b>管理運営に当たっての目標及び取組方針</b>			
<p>【目 標】  利用者の意向を尊重し、尊厳ある生活を保つサービスを提供する。  利用者の能力に応じた自立支援と社会参加を促進する。</p> <p>【取組方針】  利用者個々のニーズに対応したグループケア体制及び個別ケアの充実を図る。  利用者の意見、要望を反映させて行事やレクリエーション等の教養娯楽を拡充する。  地域が主催する行事・文化活動に施設として積極的に参加する。  コスト意識の高揚と経費の節減を図る。</p>			
<b>業務管理体制等</b>			
<p>【実施状況報告】  施設利用状況報告(毎月1日現在の入所者数)  利用料金の収入報告書(毎月の収入件数、収入金額、四半期毎)  特別養護老人ホーム事業報告書(実施事業の総括 年度終了後30日以内)</p> <p>【県の業務管理の状況】  上記実施状況報告の内容確認(毎月)  特別養護老人ホーム事業報告に基づく現地確認(年度終了後)  事業実施状況確認(随時)</p>			

## 平成18年度の取組実績

### 【利用実績】(カッコ内は平成17年度実績)

入所者数 1,199人(1,192人) 毎月1日現在の入所者数の合計  
短期入所者数 8人・66日(13人・105日) 空床利用の実人員、延日数

### 【取組実績】(指定管理者 通年)

担当職員と利用者間に顔馴染みの関係を築き落ち着いたゆとりのある生活となるよう努めるとともに、利用者の心身の状態を見守りながら、排泄自立(おむつ外し)支援、筋力アップ、ベッドサイド訓練等の生活支援を行った。

アクティビティ活動の1つとして音楽療法に力を入れ、月2回の外部講師による利用者全員を対象とした療法を行うとともに、ユニット単位での療法を充実させるための職員養成を行った。高齢者向けスポーツ体操教室や施設敷地を活用したグラウンドゴルフを実施した。

土・日、長期休暇を利用して中学生・高校生ボランティアを招き、喫茶や散歩(車椅子介助)等を行い、利用者と交流する機会の拡大を図った。

### 【管理経費】(カッコ内は平成17年度実績)

委託料 0円(26,996,335円)

・介護報酬の範囲内で運営することとしているため、県から委託料の支出はない。

## 平成18年度の取組実績の評価

### 【利用実績の評価】

入所者数が前年と同様に毎月ほぼ満床で維持しており、指定管理者の取組みが地域に浸透しているものと思われる。

### 【取組実績の評価】

特別養護老人ホームの業務は、基本協定に基づき適切に行われている。

保守管理業務については、昭和50年に開設した施設のため老朽化が目立つが、各種機器の点検や施設内の清掃が確実に行われている。

利用者、家族、利用希望者の便宜を図るため、土・日も事務室に職員を配置して入所手続きを可能にするなどサービス向上が図られている。

## 今後の取組み

平成19年4月1日に社会福祉法人福島県社会福祉事業団へ移譲したため、平成19年度以降は指定管理者の業務はない。

移譲後の運営については、他の社会福祉法人で運営されている特別養護老人ホームと同様、法人・施設の監査等により指導していく。



施設名	障がい児・者福祉施設（9施設）	指定管理者	（社福）福島県社会福祉事業団
指定期間	平成18年4月～平成23年3月（6施設） 平成18年4月～平成20年3月（3施設）	担当G名	保健福祉部障がい者支援グループ

### 施設概要及び管理運営業務内容

#### 【施設概要】

知的障害者更生施設					知的障害者通勤寮	知的障害児施設	身体障害者療護施設	身体障害者更生施設
けやき荘	かしわ荘	かえで荘	ばんだい荘 あおば	矢吹 しらうめ荘	矢吹しらうめ 通勤寮	ばんだい荘 わかば	きびたき寮	ひばり寮
8,008.37㎡	10,346.81㎡	26,996.00㎡	21,498.35㎡	28,729.00㎡	(28,729.00㎡)	(21,498.35㎡)	13,181.53㎡	79,540.18㎡
鉄筋 コンクリート 平屋建	鉄筋 コンクリート 平屋建	鉄筋 コンクリート 平屋建	鉄筋 コンクリート 2階建	鉄筋 コンクリート 2階建	鉄筋 コンクリート 2階建	鉄筋 コンクリート 2階建	鉄筋 コンクリート 平屋建	鉄筋 コンクリート 平屋建
(延床面積) 2,084.77㎡	(延床面積) 2,355.90㎡	(延床面積) 2,622.25㎡	(延床面積) 5,498.56㎡	(延床面積) 3,183.06㎡	(延床面積) 571.32㎡	(延床面積) (5,498.56㎡)	(延床面積) 2,661.51㎡	(延床面積) 3,716.99㎡
(附属建物) 31.62㎡	(附属建物) 100.64㎡		(附属建物) 23.84㎡	(附属建物) 724.00㎡	(附属建物) 30.00㎡	(附属建物) (23.84㎡)	(附属建物) 31.62㎡	(附属建物) 60.86㎡
100人	100人	100人	60人	100人	20人	40人	100人	100人

#### 【管理運営業務内容】

施設の運営（入所者の処遇、使用料の徴収等）  
保守管理業務（日常清掃、維持修繕等）

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

各施設ごとに「スローガン」（目標）と「基本方針」（取組方針）を設定し、管理運営業務に従事している。

#### 【目標】（例示）

「希望と満足の支援」～お客様の希望の実現と満足頂けるサービスの提供～

#### 【取組方針】（例示）

入所者主体のサービス提供と権利擁護の推進  
入所者の自立支援と地域生活移行の推進  
地域に住む知的障がい者の支援とその拡充  
コスト意識の高揚と経費の節減

### 業務管理体制等

#### 【実施状況報告】

各障がい者福祉施設の利用状況報告（毎月事業終了後30日以内）  
各障がい者福祉施設の利用料金収入状況報告（毎四半期事業終了後すみやかに）  
情報公開及び個人情報保護に係る実施状況の報告（毎年度終了後4月30日までに）  
各障がい者福祉施設事業報告書（実施事業の総括 毎年度終了後4月30日までに）

#### 【県の業務管理の状況】

上記各報告の内容確認（定期）

各障がい者福祉施設事業報告書に基づく現地確認（年度終了後）  
事業実施状況確認（随時）

## 平成18年度の実績

### 【施設利用実績】

施設名 年度	けやき荘	かしわ荘	かえで荘	ばんだい荘 あおば	矢吹 しらうめ荘	矢吹しらうめ 通勤寮	ばんだい荘 わかば	きびたき寮	ひばり寮
17	92.4%	92.9%	93.2%	94.3%	92.2%	97.9%	89.9%	96.1%	88.3%
18	93.9%	96.4%	94.9%	88.5%	96.8%	89.9%	87.6%	98.7%	77.2%

〔年間利用率（％）〕

ひばり寮の年間利用率が比較的低い理由

身体障害者更生施設の入所要件に該当する利用希望者が少なく、全国的にも定員を満たしていない施設が多い。このため、年間を通じて、在籍者が100人定員の約9割となっている。入院者が月平均3人程度出て、長期化した。

### 【主な取組実績】

（指定管理者 通年）

質の高いサービスの提供

入所者の意思を尊重し、かつ家族の意見を踏まえて障がい程度に応じた具体的な個別支援計画の策定するとともに定期的にこれを見直し、また、施設サービス評価委員によるモニター活動(年2回)等を通じて、入所者支援の質の向上に努めた。

施設の適正な維持管理

リスクマネジメント委員会を中心として事故及びヒヤリハットを検証し、事故の予防と対策に努めた。

環境整備日（月1回）を設け、施設内外の環境整備に全職員で取り組んだ。

定期的な防災訓練（月1回、総合訓練は年2回）と防災設備の定期点検を実施した。

入所者の権利擁護の推進

事業団職員倫理綱領と職員行動規範を厳正に遵守するため、職員による自己チェックのほか、入所者への聴き取り調査を実施した。

地域生活移行の推進

事業団障がい者地域生活体験事業等を展開し、入所者及び家族が安心と納得のできる支援の充実に努めるとともに、福島県社会福祉事業団地域生活移行推進会議等を通じて、入所者が望む地域生活の実現に向けた環境整備を図った。

職員資質の向上と職場の活性化

「入所者の幸せづくり提案制度」や「福祉QCサークル活動」を推進し、職員自らの意識改革と業務の改善に努めた。

地域に住む知的障がい者の支援とその拡充

町村が行う「知的障がい者地域生活支援事業」への支援として、地域のグループホームのバックアップ施設としての役割を担った（かしわ荘、矢吹しらうめ通勤寮、ばんだい荘あおば）。

地域グループホームのバックアップの具体的な内容

- ・ 就職先における相談業務
- ・ 金銭管理（家賃、食費、こづかいなど）
- ・ 余暇支援（ギター教室、レクダンスなど）
- ・ 交通安全教室

- ・ 悪徳商法に対する学習会
- ・ 世話人さんとの懇談会
- ・ グループホーム利用者との懇談会

事業団障がい者地域生活体験事業の取組みとして、近隣市のアパートでの生活体験及び小規模作業所での日中活動訓練を支援した（かえで荘7名）。

地域で生活している障がい者を一時的に支援するため、「短期入所事業」及び「日中一時支援事業」を実施した。

〔短期入所事業実績〕

施設名 年度	けやき荘	かしわ荘	かえで荘	ばんだい荘 あおば	矢吹 しらうめ荘	ばんだい荘 わかば	きびたき寮	ひばり寮
17	2<12>	-	-	69<218>	33<38>	-	-	4<57>
18	-	2<10>	-	12<114>	43<54>	22<156>	-	5<99>

各施設実人員を表示（< >内は延人数）

けやき荘、かしわ荘、かえで荘及びきびたき寮は、空床利用。他の施設は、専用床利用

〔日中一時支援事業実績（平成18年度より実施）〕

- ・ ばんだい荘あおば 実人数 2人、延人数 24人
  - ・ ばんだい荘わかば 実人数10人、延人数118人
- 他の施設の実績はなし。

#### 24時間相談支援

地域で暮らす障がい者が安心して生活できるよう、24時間体制でどんな相談でも受け付け、障がい者の地域生活移行のセーフティネットとしての役割を果たすため、矢吹しらうめ通勤寮内に「事業団地域生活支援センターやぶき」を開設した（平成18年6月29日）。

〔平成18年度相談受付件数実績〕

方法	障害等区分		一 般	知 的	精 神	合 計
	昼 夜					
電 話	日 中		1	19	63	83
	夜 間		0	4	67	71
訪 問	日 中		2	19	0	21
	夜 間		1	1	0	2
	合 計		4	43	130	177

#### コスト意識の高揚と経費の節減

節電、メール便の活用、コピー代等の節約に努めた。

その他

主な取組実績のうち指定管理者となってから始めた内容

- ・ 「職員の資質向上と職場の活性化」の中で「入所者の幸せづくり提案制度」を開始した。
- ・ 「地域に住む知的障がい者の支援とその拡充」の中で、「町村が行う『知的障がい者地域生活支援事業』」の受託開始（わかば・猪苗代、磐梯、喜多方、会津坂下会津美里あおば・猪苗代、磐梯、喜多方）
- ・ 同じ項で、「地域のグループホームのバックアップ」として、かしわ荘が1カ所支援を開始した。
- ・ 同じ項で、ばんだい荘あおば、同わかばで「日中一時支援事業」を開始した。
- ・ 24時間相談支援  
希望食などの食事の工夫

入所者の代表も参画する食事に関する委員会、嗜好調査(年1回)及び残食(菜)調査(月1回)により食事に関する要望を汲み取り、献立に反映させるとともに、入所者の身体状況に合わせて粥、刻み、ミキサーといった多様な食事を提供した。

また、医師の処方箋に基づき、治療食(糖尿病食等)を提供した。

家庭浴槽の設置状況

- ・ ひばり・・・他施設のバスタブを活用した例がある。
- ・ けやき・・・小浴槽を常設して活用している。
- ・ かえで・・・生理の女性用の小浴槽がある。
- ・ かしわ・・・大きな風呂がだめな方、生理の方用の小さな浴槽がある。
- ・ ばんだい荘・・・グループホーム移行の際に家族室(保護者が泊まりに来た際に使う部屋)を活用しての個別の入浴を体験させたことがある。

機械浴の実施状況

ひばり寮及びきびたき寮で従来方式により実施。

【管理経費】

(単位:千円)

施設名 年度	けやき荘	かしわ荘	かえで荘	ばんだい荘 あおば	矢 吹 しらうめ荘	矢吹しらうめ 通 勤 寮	ばんだい荘 わ か ば	きびたき寮	ひばり寮
17	84,458	99,098	114,367	35,826	45,899	17,949	25,200	38,105	125,318
18	77,987	87,450	77,865	17,124	48,980	20,026	21,256	20,904	109,610

平成18年度 of 取組実績の評価

【施設利用実績の評価】

入所者の地域生活移行支援に取り組みながら、施設入所支援のニーズに対応して、各施設の年間平均利用率は、ひばり寮を除き87.6%～98.7%となっており、指定管理者の取組みが着実に効果を上げているものと認められる。

ひばり寮は、県内唯一の身体障害者更生施設であるにもかかわらず、同利用率は約77.2%であるが、同種施設の全国的な傾向でありやむを得ない範囲と考えられる。

【主な取組実績の評価】

各施設の管理運営業務については、基本協定に基づき適切に行われている。

保守管理業務については、築後30年以上経過した施設が3施設あり老朽化が目立つが、点検、清掃等による保守が確実にされている。

今後の取組み

【目標】

各施設ごとに「スローガン」(目標)と「基本方針」(取組方針)を設定し、入所者主体のサービス提供に努めるとともに、地域との連携による入所者の地域生活移行に向けた支援の取組みを進める。

【具体的取組】

今後とも入所者の個別支援計画(ケアプラン)に基づき、適切なサービスの提供を図るとともに、モニタリングによる支援の充実に努める。

入所者の地域生活体験や町村が行う地域生活支援事業へのバックアップを継続し、圏域内関係団体、関係機関等との積極的連携を図る。

施設名	福島県点字図書館	指定管理者	社団法人福島県盲人協会
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	保健福祉部障がい者支援グループ

### 施設概要及び管理運営業務内容

#### 【施設の概要】

- (1) 施設の種類 視覚障がい者情報提供施設（点字図書館）
- (2) 所在地 福島市森合町6番7号
- (3) 施設規模
  - ア 建築構造 鉄筋コンクリート造り（一部地上2階）
  - イ 敷地面積 2,513.27㎡
  - ウ 延床面積 1,295.24㎡（建築面積1,145.42㎡）
  - エ 開設時期 昭和33年4月1日  
（平成10年1月1日現施設に改築移転：当初建築 昭和33年3月25日）
- (4) 施設内容
  - 1階：事務室、館長室、相談室・対面朗読室1、ボランティア室、ダビング室、デイジー室1、閲覧室、印刷・製本室、発送室、資材室3、原本資料室2、談話コーナー、書庫8、テープ書庫3、倉庫、器具室、多目的ホール、男子トイレ2、女子トイレ2、身体障がい者用トイレ1、ロッカー室
  - 2階：研修室2、スタジオ2、トイレ1

#### 【管理運営業務内容】

- (1) 点字刊行物、視覚障がい者用の録音物その他各種情報を記録した物であって専ら視覚障がい者が利用するものを製作し、又は視覚障がい者の利用に供すること。
- (2) 点訳等を行う者の養成又は派遣その他の便宜を供すること。
- (3) その他点字図書館の設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- (4) 施設の維持管理に関すること。

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

#### 【目標】

- (1) 視覚障害者に対し、点字刊行物等の貸出により情報提供を行うとともに、点字刊行物等を製作する。
- (2) 点字刊行物等の製作に携わる奉仕員を養成する。
- (3) 県内の視覚障害者に対し、福島県点字図書館の利用に係る周知を行い、利用登録者数の増加を図る。

#### 【取組方針】

- (1) 点字・テープ・デイジー図書の製作・貸出
- (2) 点訳、音訳奉仕者研修会実施並びに研修への派遣
  - ・点訳、音訳、デイジー編集奉仕者研修会の実施
  - ・「点字指導員資格認定講習会」への推薦
  - ・「音訳指導員資格認定講習会」への派遣
  - ・視覚障がい者理解のための研修会の実施
- (3) 利用者の拡大
  - ・視覚障がい者団体への啓蒙

- ・市町村、社会福祉協議会、ボランティア団体等への点字図書館啓蒙活動協力依頼
  - ・報道機関、広報誌等による広報
  - ・利用者に対する希望、意見調査
  - ・福島県立盲学校との連携
- (4) 音訳・デイジー図書のタイトル数の増加
- ・視覚障がい者の要望を十分考慮した原本選定
  - ・全国の「視覚障がい者情報提供施設・機関」との連携

## 業務管理体制等

### 【各年度の事業計画書の提出】

- (1) 指定管理者は、以下に掲げる内容を記載した事業計画書を県に提出する。(前年度の3月20日まで)
- ・管理の体制
  - ・業務の内容
  - ・管理運営目標達成のために取り組む具体的内容
  - ・業務に要する経費
- (2) 県は、上記事業計画書が提出された場合、内容を審査し、必要な指示を行う。

### 【事業報告書の提出】

- (1) 指定管理者は、以下に掲げる内容を記載した事業報告書を提出する。(毎年度終了後4月30日まで)
- ・管理業務の実施状況及び利用状況
  - ・管理運営目標の達成状況
  - ・業務に係る経費の収支状況
- (2) 指定管理者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、県が必要と認める場合は、その状況を報告する。

### 【業務の第三者への委託】

指定管理者が第三者に業務を委託する場合、あらかじめ県の承認を得る。

## 平成18年度の実績

### 【施設の利用状況】 (カッコ内は平成17年度実績)

- (1) 来館者(利用者)数 221名(データなし)
- (2) 見学者数 290名(96名)
- 見学者については、各学校における総合学習授業の受け入れ等を積極的に行った。

### 【点字刊行物等の貸出数】 (カッコ内は平成17年度実績)

	タイトル	巻
(1) 点字図書	1,299 (1,255)	4,698 (4,356)
(2) テープ図書	11,092 (11,268)	40,116 (40,633)
(3) デイジー図書	7,839 (6,405)	7,846 (6,707)

<取り組んだ内容> ( が指定管理者として始めた内容)

図書選定委員会(外部委員)から広く意見を聴取し、ジャンル偏重の課題を改善

図書情報の早期提供を図るため、電話ナビゲーションシステムと電子メールによる週刊の「新刊図書案内配信サービス」を開始

利用者アンケートの実施(点字広報ふくしまに係るもの)

- ・「点字広報ふくしま」内の『新刊図書案内』の記事書体の変更等を行い、弱視利用者に対する

### 図書情報提供の改善

- ・ホームページでの新刊図書情報の掲載  
児童書、絵本の製作に取り組み、幅広い読者層への対応
- ・対面朗読希望者への対応

### 【点字刊行物等の製作数】（カッコ内は平成17年度実績）

	タイトル	巻
(1) 点字図書	121(129)	499(561)
(2) テープ図書	141(110)	788(686)
(3) デイジー図書	197(155)	197(156)

#### <取り組んだ内容>

- ・早期完成のため、音訳作業完成期限の目標を設定
- ・他館との積極的な情報交換
- ・奉仕員研修会（点訳研修会・音訳研修会各1回）を開催し、製作に携わる奉仕員の資質向上、質の高い図書作り

### 【奉仕員の養成人数】（カッコ内は平成17年度実績）

(1) 点訳奉仕員	13名(11名)
(2) 音訳奉仕員	11名(12名)
(3) デイジー編集奉仕員	4名(10名)

#### <取り組んだ内容>

- ・点訳奉仕員養成教室（中級）の実施
- ・音訳奉仕員養成教室の実施
- ・デイジー編集奉仕員養成教室の実施
- ・音訳技術指導研修会への職員派遣による、受講者への技術還元

### 【利用登録者数】

平成19年3月31日現在	780名（県内702名、県外78名）
平成18年度新規登録者	31名（県内31名、県外0名）

#### <取り組んだ内容>

- ・「視覚障がい者巡回相談会」における広報活動
- ・福島県立盲学校との連携による児童、生徒の個人登録の推進
- ・社団法人福島県盲人協会各支部長への利用登録推進依頼
- ・視覚障がい者関連行事、マスコミ等における各種広報活動の実施
- ・「福島県点字図書館」施設パンフレットの作成ならびに広報活動の実施

### 【管理経費】

委託料 35,863千円（経常経費・査定分人件費等 17,244千円）  
（カッコ内平成17年度実績額は、平成17年度は直営で管理運営を行っていたため、ルール分人件費を除いた額）

## 平成18年度の取組実績の評価

### 【施設の利用状況】

積極的な見学者の受け入れを行っており、見学者数も増加していることから、点字図書館業務の周知・理解が図られている。

### 【点字刊行物等の貸出数】

平成17年度の貸出数と比較すると、テープ図書(タイトル 176、巻 517)は減少しているものの、点字図書(タイトル44、巻342)及びデジター図書(タイトル1,434、巻1,139)は増加している。

また、課題の改善や新規サービスの開始等、数々の取り組みを行っている。

よって、適切に指定管理業務が実施されたと判断する。

### 【点字刊行物等の製作数】

平成17年度の製作数と比較すると、点字図書(タイトル 8、巻 62)は減少しているものの、テープ図書(タイトル31、巻102)及びデジター図書(タイトル42、巻41)は増加している。

また、迅速かつ質の高い図書製作に取り組んでいる。

よって、適切に指定管理業務が実施されたと判断する。

### 【奉仕員の養成人数】

点訳、音訳及びデジター編集奉仕員の養成研修会を行っており、適切に指定管理業務が実施されたと判断する。

### 【利用登録者数】

福島県立盲学校との連携による児童・生徒の個人登録の推進、さらに、各広報活動等に取り組み、利用登録者の拡大を図っており、適切に指定管理業務が実施されたと判断する。

## 今後の取組み

上記の取組実績の評価を踏まえて、下記事項について重点的に取り組むこととする。

- (1) 利用者の拡大に関して、引き続き報道機関、広報誌等による広報等を行い、さらに、福島県立盲学校との連携を一層深めることにより、利用者数の増加を図る。
- (2) 音訳・デジター図書の製作に関して、視覚障がい者の要望を十分に考慮しながら、タイトル数の増加を図る。
- (3) 点訳・音訳・デジター編集奉仕員研修会実施に関して、質の高い図書作りのため、奉仕員のより一層の資質向上を図る研修会の企画に努める。



施設名	福島県中小企業振興館(起業支援室を除く)	指定管理者	財団法人福島県産業振興センター
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	商工労働部団体支援グループ

### 施設概要及び管理運営業務内容

- 1 施設の概要(平成19年4月1日現在)  
 福島県中小企業振興館(起業支援室を除く)  
 所在地 福島市三河南町5番7【地番表示】  
 規模 3,743.21㎡  
 内訳 2階(493.54㎡) 4階(1,165.09㎡) 5階(1,045.68㎡) 6階(420.87㎡)  
 7階(281.96㎡) 12階(292.84㎡) 13階(43.23㎡)
- 2 管理運営業務内容
  - (1) 中小企業者等に対する経営に関する情報提供業務
  - (2) 中小企業者等の交流活動の支援に関する業務
  - (3) 福島県中小企業振興館(起業支援室を除く)の施設及び附属設備の利用に関する業務
  - (4) 福島県中小企業振興館(起業支援室を除く)の維持管理に関する業務
  - (5) 福島県中小企業振興館(起業支援室を除く)の使用の承認に関する業務
  - (6) その他、施設の設定目的を達成するために必要な業務及び知事が別に定める業務

(参考)

  - 1 コラッセふくしま(中小企業振興館が存する建物全体)  
 構造 鉄骨造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造  
 階数 地下1階、地上低層棟5階、高層棟13階  
 敷地面積 5,543.4㎡  
 延床面積 21,226.8㎡(専有面積12,094.1㎡、共有面積9,132.8㎡)
  - 2 その他、管理運営業務のほか、中小企業支援法に基づく県中小企業支援センターとして、中小企業者等の経営課題に対する相談などの各種事業を実施している。

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

- 【目標】  
 福島県中小企業振興館(起業支援室を除く)は、県内中小企業者等の事業活動を総合的に支援する拠点施設であることを踏まえ、多種多様な中小企業者等に良好なサービスを提供するとともに、円滑な施設利用を実現するため、公の施設であることを常に念頭において、公平、公正、安全な施設の管理運営を行う。
- 【取組方針】
- 1 施設利用の促進
    - (1) 中小企業者等の総合的支援機関としての能力(所有する専門的知識、ノウハウ等)を活かした創業、経営革新等に関する情報の提供や施設利用者に対する意見箱・アンケートに基づくサービスの向上
    - (2) パンフレットやホームページ等を活用した会議室等の利用促進に係るPR
  - 2 経費の縮減
    - (1) エコオフィス推進運動の推進
    - (2) アウトソーシングの利用(コラッセふくしまの清掃業務受託者との契約など)

- 3 施設利用者の安全確保  
 ・施設利用者に対する館内の避難口・非常階段の周知徹底

## 業務管理体制等

- 1 事業報告書について（毎月報告）  
 団体支援グループにおいて、会議室稼働実績・使用状況等の確認を行っている。
- 2 年度執行額の執行見込表（11月10日まで）  
 団体支援グループにおいて、執行見込額の確認を行っている。
- 3 基本協定に基づく事業報告書について（翌年度4月末日まで）  
 基本協定書に基づき、事業報告書の提出を受け、検査を実施している。

## 平成18年度の取組実績

- 1 施設利用の促進
- (1) ホームページやパンフレットなど施設利用の広報を通じ、新規利用者の開拓やリピーターの確保に努めた結果、平成18年度の県会議室の稼働率は、前年度の51.0%を超えた53.1%となった。  
 平成18年度から、ホームページをリニューアルし、会議室等空室状況のHP上での提供や会議室等利用者が使用できるFAX・コピー機の設置（利用実績：FAX約170件、コピー約20,000枚）など、サービスの向上に努めた。
- (2) 施設利用者に対する意見箱の設置やアンケート調査を実施し、利用者の意見等の収集を図り、実現可能なものについては対応した。また、全国展示場連絡協議会が主催する実務担当者研修に参加するなど、効果的な人材育成をもってサービスの向上に努め、安心して利用できる施設づくりを目指した。
- 【会議室のアンケート調査（市会議室を含めた調査）】
- ・会議室施設について 満足 88.6% やや満足 8.8% やや不満 1.8% 不満 0%
  - ・会議室備品について 満足 85.1% やや満足 9.6% やや不満 0.9% 不満 0%
  - ・会議室までの案内表示について わかりやすい 45.6% わかりづらい 42.1%
  - ・会議室の受付窓口の対応について 満足 83.3% やや満足 12.3% やや不満(不満) 0%
  - ・今後の利用について 積極的に利用する 57.9% 利用する 34.2% 無回答 3.5%
- 会議室までの案内表示について、「わかりづらい(42.1%)」との回答を受け、案内用の配置図を作成し、利用者に配布しているほか、コラッセふくしまの案内板とは別に会議室用の案内板を配置し、誘導している。
- (3) 再受託者との、ミーティングや定例会議（月1回）を実施し、様々な課題について協議のうえ改善点について指導等を行った。（サービス維持・向上）
- 2 経費の削減  
 エコオフィスの推進（電気料金の5%の削減など）・再委託の利用（清掃業務のアウトソーシングの利用）など

項目	17年度経費 A	18年度経費 B	差額 B-A	対前年度比
一般管理費	57,356 千円	56,679 千円	677 千円	98.8 %
計	57,356 千円	56,679 千円	677 千円	98.8 %

### 3 施設利用者の安全確保等

- (1) コラッセふくしま管理組合と連携し、年2回の定期的な防災訓練を実施した。
- (2) 危険回避、予防のため、定期的に管理区域を巡回するとともに、防災センターとの情報交換を行った。
- (3) AED(自動体外式除細動器)の講習を受講し、施設利用者の万が一に備えた。
- (4) 情報モラルの研修などにより、個人情報に対する注意喚起や意識の醸成に努め、個人情報保護体制を確保した。(「(財)福島県産業振興センター個人情報の保護に関する規程」の遵守)

### 4 コラッセ入居者との協力・連携

コラッセふくしま入居団体や賑わい創出業務の受託団体との会議を定期的に行うなど、各団体との協力・連携を図り、施設利用者の利便性向上に努めるとともに、さらなる施設利用の促進に努めた。

## 平成18年度 of 取組実績の評価

### 1 施設利用の促進に関する事項

- (1) 県会議室の稼働率は、16年度46.0%、17年度51.0%、18年度53.1%と順調な伸びを示しており、広報やサービスの維持向上に向けた取組みの成果が見受けられる。
- (2) サービスの維持・向上を図るうえで、施設利用者の意見・苦情等は重要な情報収集ツールであるため、意見箱の設置、アンケート調査の実施及び改善対応については評価できる。

### 2 経費の削減に関する事項

エコオフィスの推進において電気料金の5%削減を図るなど、経費削減へ取組みは評価できる。

### 3 施設利用者の安全確保等

コラッセふくしま管理組合、防災センターと連携し、非難・誘導等を行うことに加え、300人以上の催しについては、利用者から自衛防災組織表の提出など、災害緊急時の対応が適切に行われていると判断する。

### 4 コラッセ入居者との協力・連携

月1回、コラッセふくしま入居団体等との連絡会を開催し、タイムリーな情報提供・収集に努め、コラッセふくしまの施設全体の利用促進等に寄与している。

## 今後の取組み

上記の取組実績の評価を踏まえて、次の項目に重点的に取り組む必要がある。

- (1) 施設利用の促進について  
稼働率を更に伸ばしていくため、昨年度実施した利用者アンケートの調査結果の反映に努めるとともに、利用時間区分の見直し(入れ換え時間の挿入)について検討する。
- (2) 経費の削減について  
経費比較して、可能な限りコピー機などの複数年度契約の移行に努める。

施設名	福島県中小企業振興館（起業支援室） （施設通称：福島駅西口インキュベーションルーム）	指定管理者	特定非営利活動法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	商工労働部産業創出グループ

### 施設概要及び管理運営業務内容

#### 1 施設の概要（平成19年4月1日現在）

- (1) 施設の占有面積 527.78 m<sup>2</sup>
- (2) 室（区画）総数 17 室
- 共同利用室（シェアードオフィス）
- Aタイプ（8室）約48 m<sup>2</sup>（月額賃料 7,200 円）
  - Bタイプ（4室）約40 m<sup>2</sup>（月額賃料 12,000 円）
  - Cタイプ（2室）約36 m<sup>2</sup>（月額賃料 21,600 円）
  - Dタイプ（1室）約34 m<sup>2</sup>（月額賃料 40,800 円）
  - Eタイプ（2室）約82 m<sup>2</sup>（月額賃料 49,200 円）
- 個室
- (3) マネージャー室（1室）約18 m<sup>2</sup>
  - (4) 共同利用機器室（1室）約10 m<sup>2</sup>
  - (5) 商談・打合せスペース（3室）約18 m<sup>2</sup>
  - (6) 交流サロン（1区画）約18 m<sup>2</sup>
  - (7) エントランス・ロビー（1区画）約15 m<sup>2</sup>
  - (8) 受付カウンター（1室）約5 m<sup>2</sup>
  - (9) スタッフルーム（1室）約10 m<sup>2</sup>
  - (10) サーバ室（1室）約8 m<sup>2</sup>
  - (11) マルチパーパス（1室）約74 m<sup>2</sup>
  - (12) 通路等 約112 m<sup>2</sup>

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

#### 【目標】

ソフト系 IT 分野を中心とした分野で新たに事業を開始しようとするか、又は、事業の開始後間もない個人・企業等を対象に低廉な料金で事業活動を行う施設を提供するとともに、専門の支援人材を中心とした経営課題等に対する診断、助言、各種コーディネート等の一貫した支援を行うことにより、新たな事業の創出並びに新規雇用の創出を図ることを目的とする。また、管理業務を行うに当たっては、利用しやすい施設運営及び福島駅西口インキュベーションルーム入居者（クライアント）へのソフト面の充実を目指し、クライアントのニーズに即した支援サービスを提供する。

#### < 具体的支援目標 >

- 1 地域雇用を創出できる企業を福島県内に生み出すこと。
- 2 入居者を福島県中小企業振興館（起業支援室）卒業後少なくとも数年間は事業継続できる企業に育て上げること。

#### 【取組方針】

- 1 施設の維持管理
  - (1) 低廉な料金でクライアントの事業活動の場となる入居スペースを提供する。  
24時間365日の利用を可能とするとともに、事業活動の拠点として、法人登記の際に当インキュベーションルームを本店所在地として登記を行うことを可能とする。
  - (2) 事業活動に必要な打合せ、会議、商談、プレゼンテーション等を行う共用のスペースを提供する。
- 2 施設及び附属設備の利用
  - (1) 事業活動に必要な機器類（コピー機、FAX機等）を配備し、共同の利用に供する。（必要に応じて利用に係る費用を徴収する）

(2) 共用の施設・設備をクライアントが利用しやすいよう管理するとともに、クライアント以外の利用にも可能な限り応え、全体として施設稼働性を向上するよう努める。

### 3 起業化の支援

- (1) インキュベーションマネージャーによるコーチング
- (2) 事務スタッフによるセクレタリサービス
- (3) 事務スタッフによる情報ネットワークサービス(インターネット接続環境の提供)
- (4) 必要に応じた各種専門家等への紹介
- (5) 講演会、スキルアップセミナーの開催、案内
- (6) プレゼンテーションの場の提供
- (7) クライアント間の交流の場の提供
- (8) 地域メンター(企業経営者) 大学研究者等との交流の場の提供
- (9) その他当インキュベートルームのミッションの達成に必要なサービス

### 4 指定管理者制度の効果の発揮と経費の節減

- (1) 入居者に対して「事業のアイデアの具体化(コンセプト構築)」と「事業を軌道に乗せる(収益の上げられる事業を展開し、なおかつその事業が続く見込みが立つ)」という目標を達成する。
- (2) 特定非営利活動法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構役員、インキュベーションマネージャー、統括マネージャーが、自らが経営を行う中での多様なネットワークを駆使して、仕事を紹介斡旋するよう努め、民間団体である自由度を活かして必要があれば帯同しての営業等を行う。
- (3) IT 技術を活用して電子メール等による相談指導を可能として、スタッフが在勤で勤務する時間数を削減して、相談・指導の質を落とさない中で経費の削減に努める。
- (4) 特定非営利活動法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構のホームページ等で各種の相談や仕事の紹介、人材の募集などをインターネット上で行い、より経費のかからない施設運営を図る。

## 業務管理体制等

- 1 管理運営目標達成のために取り組む具体的内容及び目標の達成状況についての報告(年度末)
- 2 管理業務に係る翌年度の事業計画書の提出(各事業年度の1月末)
- 3 前年度の情報公開及び個人情報保護に係る実施状況についての報告(毎年度終了後4月末)
- 4 各年度の9月末までの管理業務の実施状況についての報告(当該年度の10月10日まで)
- 5 福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、前年度の事業に係る事業報告書の提出(毎年度終了後4月末)

## 平成18年度の取組実績

- 1 施設の維持管理(指定管理者 通年)
  - (1) 計画どおりに行われた。
  - (2) 24時間365日の利用を可能にしている。日曜日を除き、9:00~18:00の受付セキュリティを確保している。
- 2 施設及び附属設備の利用  
計画どおりに行われた。
- 3 起業化の支援
  - (1) インキュベーションマネージャーによるコーチング  
インキュベーションマネージャーの設置  
3名のインキュベーションマネージャーを設置し、統括マネージャーと合わせて週5日間(平日全て)に相談支援に対応する体制を構築し実施した。
  - (2) 事務スタッフによるセクレタリサービス  
セクレタリスタッフを2名配置し、日常の庶務的な事務処理に加え、インキュベーションマ

ネージャーの補佐を行い、適切な管理を実施した。

- (3) 事務スタッフによる情報ネットワークサービス(インターネット接続環境の提供)  
情報ネットワーク管理スタッフを1名配置して、施設の情報ネットワークに関してクライアントへ良質なサービスを提供した。
- (4) 必要に応じた各種専門家等への紹介を実施した。
- (5) 講演会、スキルアップセミナーの開催、案内  
講演会は、「平成19年2月3日;プロ棋士瀬川晶司氏」を招いて開催した。また、交流会は、計3回開催(「第1回 平成18年7月11日;NPO 法人代表川野真理子氏」、「第2回 平成18年9月29日;中小企業診断士中村和夫氏」、「第3回 平成19年3月9日;中小企業診断士高橋幸司氏」)した。また、全国インキュベーションネットワーク会議への出席、福島県インキュベーション推進会議への参加を行った。
- (6) プレゼンテーションの場の提供を行った。
- (7) クライアント間の交流の場の提供を行った。
- (8) 地域メンター(企業経営者) 大学研究者等との交流の場の提供を行った。
- (9) その他当インキュベートルームのミッションの達成に必要なサービスを実施した。
- (10) 入居企業の成功事例発表会については、福島駅西口インキュベートルームに駐在している県職員の起業支援員が主催した「起業家スクール」中で体験発表が行われ、開催に当たってのサポートを実施した。
- (11) 平成18年度末(平成19年3月31日現在)の入居者数等の状況
  - ・現入居者数 15(個室5,シェアード10)
  - ・延べ入居者数 31
  - ・卒業者数 14
  - ・退去者数 2
  - ・入居稼働率 76.8%(開設以来)

#### 4 指定管理者制度の効果の発揮と経費の節減

- (1) 入居者に対して「事業のアイデアの具体化(コンセプト構築)」と「事業を軌道に乗せる(収益の上げられる事業を展開し、なおかつその事業が続く見込みが立つ)」という目標を達成するために、経営診断・助言等のコンサルティングを行った。
- (2) 特定非営利活動法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構役員、インキュベーションマネージャー、統括マネージャーが、自らが経営を行う中での多様なネットワークを駆使して、仕事を紹介斡旋するよう努めた。
- (3) IT 技術を活用して電子メール等による相談指導を可能として、スタッフが在勤で勤務する時間数を削減して、相談・指導の質を落とさない中で経費の削減に努めた。
- (4) 特定非営利活動法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構のホームページ等で各種の相談や仕事の紹介、人材の募集などをインターネット上でを行い、より経費のかからない施設運営を図った。

(単位:円)

項目	17年度経費A	18年度経費B	差額B-A	対前年度比
人件費	21,023,652	19,857,710	1,165,942	94.5%
一般管理費	1,847,288	2,543,287	695,999	137.7%
事業費	129,060	316,810	187,750	245.5%
計	23,000,000	22,717,807	282,193	98.8%

ただし、平成17年度までは光熱水費について委託料に含めていなかったため、一般管理費の単純比較はできない。(平成18年度経費には光熱水費が含まれている)

## 平成18年度の取組実績の評価

- 1 施設の維持管理  
計画どおりに行われ、24時間365日の利用を可能にするなど適切に管理されていると判断する。
- 2 施設及び附属設備の利用  
計画どおりに行われ、適切に管理されていると判断する。
- 3 起業化の支援
  - (1) インキュベーションマネージャーによるコーチング  
3名のインキュベーションマネージャーを設置し、統括マネージャーと合わせて週5日間(平日全て)に相談支援に対応する体制により、クライアントに対する適切なコーチングが行われたと判断する。
  - (2) 事務スタッフによるセクレタリサービス  
2名のセクレタリスタッフにより、日常の庶務的な事務処理に加え、インキュベーションマネージャーの補佐について適切な管理を実施したと判断する。
  - (3) 事務スタッフによる情報ネットワークサービス(インターネット接続環境の提供)  
1名の情報ネットワーク管理スタッフにより、施設の情報ネットワークに関してクライアントへ良質なサービスを提供したと判断する。
  - (4) 必要に応じた各種専門家等への紹介を実施したと判断する。
  - (5) 講演会、スキルアップセミナーの開催、案内  
講演会は1回、交流会は計3回開催され、適切に開催されたと判断する。
  - (6) 年4回行った入居者選定審査、入居期間更新希望者の更新審査を通じて、適切にプレゼンテーションの場の提供を行ったと判断する。
  - (7) 学習会等を通じて、クライアント間の交流の場の提供を行ったと判断する。
  - (8) 起業家スクール等の開催により、地域メンター(企業経営者)、大学研究者等との交流の場の提供を行ったと判断する。
  - (9) その他、当インキュベートルームのミッションの達成に必要なサービスを実施したと判断する。
  - (10) 平成18年度末(平成19年3月31日現在)の入居者数等の状況から判断すると、空き室がある状況であり、今後新規入居希望者の獲得策について対策が必要である。また、卒業企業が地元に着し確実に実績を上げる企業に成長させることが最大の目的であるので、各クライアントの状況・能力に応じた適切なコーチングを期待する。
- 4 指定管理者制度の効果の発揮と経費の節減
  - (1) 入居者に対して経営診断・助言等のコンサルティング、経営を行う中での多様なネットワークを駆使したアドバイス、IT技術を活用した電子メール等による相談指導により経費の削減に努めたと判断する。

## 今後の取組み

上記の取組実績の評価を踏まえて、下記の項目について重点的に取り組む。

- 1 支援者であるインキュベーションマネージャー3名がほぼ毎日日替わりになる現在の状態は、本来の入居者支援のあり方としてはあまり好ましくないため、1名に絞り込み、入居者との接触頻度を上げることで質の高い入居者支援を実現する。
- 2 入居率の向上、空き室対策について検討し、県民に広く周知された施設とする。
- 3 質の高い起業家を養成するために、通常のインキュベーションマネージャーによるコーチングに加え、講演会・交流会等を積極的に開始し、入居者のレベルアップに貢献する。

施設名	福島県ハイテクプラザ（一部）	指定管理者	財団法人福島県産業振興センター
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	商工労働部産業創出グループ

### 施設概要及び管理運營業務内容

#### 1 施設全体の概要

- (1) 名称 福島県ハイテクプラザ
- (2) 所在地 郡山市待池台1-12
- (3) 施設の概要
  - ア 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
  - イ 建築面積 5,990.99㎡
  - ウ 延床面積 10,332.65㎡

#### 2 指定管理者が管理する施設の概要

- (1) 名称 福島県ハイテクプラザ（県が直接管理する部分並びに電波暗室、無響室を除く）
- (2) 規模 2,744.77㎡
- (3) 内訳
  - ア テクノホール棟  
風除室、玄関ホール、多目的ホール、テクノホール、便所、倉庫、廊下その他
  - イ 研究交流棟  
事務室、研修室、映写室、役員室、仮眠室、更衣室、カフェテリア、サイエンスサロン、便所・湯沸、廊下・階段ほか、OAコーナー、技術開発室（10室）
  - ウ 機械棟  
化学試験室、物性試験室

#### 3 管理運營業務内容

- (1) ハイテクプラザ（一部）の維持管理に関する業務
- (2) ハイテクプラザ（一部）の使用の承認に係る業務
- (3) 試験及び分析に係る業務

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

#### 【目標】

ハイテクプラザは、地域産業活性化のための開かれた試験研究機関として、研究開発、技術相談・移転、試験・機器の開放及び人材育成の実施により県内企業の技術支援事業を展開し、もって本県の工業基盤技術の向上を図るために設置しているものである。

したがって、管理運営に当たっては、その機能を十分に生かすことができるようPRに努めるとともに自らが各種研修会、講習会を企画することで、施設の効率的な運営と収入確保を目指す。

#### 【取組方針】

- (1) ハイテクプラザ（一部）の維持管理に関する業務
  - ア 施設・設備の管理  
ハイテクプラザ、保守業務受託業者、入居企業との連携を密にした管理の実施。  
受託警備業者との連携による事故防止対策の実施。
  - イ 施設及び設備の防火管理  
自営消防組織の設置及び防火・消火訓練の実施。
  - ウ 経費の縮減化



嘱託員を積極的に活用した人件費削減。  
自己評価点検票による自己点検及び次年度への反映。

(2) ハイテクプラザ(一部)の使用の承認に係る業務

- ア 施設及び設備の使用許可  
常時受付体制の整備。昼休み対応の実施。
- イ 施設及び設備に関する説明、助言、指導  
専門的知識にも対応できるよう他の技術職員との連携緊密化。
- ウ 収入証紙の取扱い  
設備使用料の支払方法である証紙の取扱いを実施(昼休み含む)。
- エ 管理の効用発揮  
県内企業を対象にした展示会、セミナー、講演会、技術研修等を企画、実施する。  
メーカーによる展示会、セミナー等の開催を積極的に支援。  
ハイテクプラザ、県内大学、発明協会等と連携した事業の積極的推進。  
ホームページ、広報誌等による積極的なPR実施。

(3) 試験及び分析に係る業務

高度な技術系職員の配置

業務管理体制等

- 1 管理運営目標達成のために取り組む具体的内容及び目標の達成状況についての報告(年度末)
- 2 管理業務に係る翌年度の事業計画書の提出(各事業年度の9月末)
- 3 前年度の情報公開及び個人情報保護に係る実施状況についての報告(毎年度終了後4月末)
- 4 福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、前年度の事業に係る事業報告書の提出(毎年度終了後4月末)

平成18年度の取組実績

- 1 ハイテクプラザ(一部)の維持管理に関する事項(指定管理者 通年)
  - (1) 施設・設備の管理については、日常の管理及び利用者への使用上に対する注意が徹底して行えたため、故障、異常の生じたものはなかった。
  - (2) 経費については、全体的に縮減につとめ、H17年度以前の管理委託料より縮減したとともに、当初歳出計画どおりに実施できた。

(単位：千円)

項目	17年度経費A	18年度経費B	差額B-A	対前年度比
人件費	9,372	9,292	80	99.1%
一般管理費	566	367	199	64.8%
計	9,938	9,659	279	97.2%

人件費は、嘱託員の雇用、技術支援部の他の職員のサポート等により17年度に引き続き、縮減に努めた。

物件費については、消耗品費等事務経費の余分な購入を止めるなど縮減に努めた。

- 2 ハイテクプラザ(一部)の使用の承認に係る事項(指定管理者 通年)
  - (1) 窓口対応職員1名と管理職者が交代制により対応したことで、施設予約、受付業務が頻繁に生じる中、昼休み時間中も業務を中断することなく職員を配置することにより、迅速且つ適切な対応ができた。
  - (2) パンフレット、ホームページ、ハイテクプラザでの広報を活用した施設のPR、自主企画の研修会等の積極的な実施により、効率的な施設の活用が達成できた。

多目的ホール 166回(168回) 括弧内前年実績

研修室 238回(93回)

設備使用 396時間(540時間)

- (3) インキュベートルーム的な貸し出し部屋である技術開発室(室数10)については、PRの結果、新たに1社が入居したほか、既存の入居企業や大学とも連携をとり、ハイテクプラザと連携した効果的な技術指導ができた。

入居者

(有)エイチ・エス・エレクトリック

福島大学

(株)SRA

(株)JMC

(株)BHC

北部通信工業(株)

- (4) 収入証紙については、昼休みを含め迅速且つ的確な売りさばき等対応できた。

### 3 試験及び分析に係る事項(指定管理者 通年)

企業からの試験・分析依頼が増加している中、高度な専門知識を有する技術職員を各試験分野に配置し、迅速かつ適切な対応を心がけたため、的確に対処できた。

17年度: 2,074件

18年度: 3,169件

## 平成18年度 of 取組実績の評価

### 1 ハイテクプラザ(一部)の維持管理に関する事項

利用者に対する注意喚起をはじめ、各保守管理業者、警備業者、ハイテクプラザと連携を取り、大きな管理上の問題は全く生じなかったため、適切な管理ができていると判断する。

### 2 ハイテクプラザ(一部)の使用の承認に係る事項

研修室の利用は、昨年度の93件から比べて2.5倍以上の伸びとなっており、PR効果や自主企画による研修会の開催などにより、施設の効果的活用が達成できたとともに、使用料の増収にも大きく貢献しているものと判断する。

多目的ホールについては、昨年度166件とほぼ同等の伸びであるが、更なるPRやセミナー実施の企画などによる利用数増加を期待したい。

技術開発については、新たに1社のベンチャー企業が入居し、ハイテクプラザを活用した研究開発を始めており、効率的な活用がなされていると判断できるが、依然空室が4部屋ほどあるため、引き続き、PR等を図ることが必要と思われる。

### 3 試験及び分析に係る業務事項

効果的な職員配置及び迅速な依頼試験の実施により、昨年度と比較し、1.5倍以上の伸びとなっており、これに係る手数料収入も8,994千円に上るなど大幅な効用の増大、収入増に貢献していると判断する。

## 今後の取組み

上記の取組実績の評価を踏まえて、下記の項目について重点的に取り組む。

- 年間40件程度の技術研修を実施するほか、産学官各機関と連携した事業を企画し、施設の活用率向上に努める。(指定管理者 H20 通年)
- 物性試験、分析(元素分析)、分析(形態観察)に各1名の職員を引き続き配置し、昨年度同様数の依頼試験実施に努める。(指定管理者 H20 通年)
- 窓口来訪者への親切丁寧な対応に努め、分かりやすい説明に努めるとともに、利用者からの要望、苦情等については、相談カード・電話受理票で管理し、ハイテクプラザとも連携し、速やかに処理する。(指定管理者 H20 通年)

施設名	福島県観光物産館	指定管理者	財団法人物産プラザふくしま
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	商工労働部県産品振興グループ

### 施設概要及び管理運営業務内容

- 1 施設の概要（平成19年4月1日現在）
  - (1) 場所 福島市三河南町1番20号「コラッセふくしま」1階
  - (2) 面積
 

全体面積	790㎡
展示等面積	612㎡
（物産展示販売スペース、イベントスペース、厨房、その他機械室等）	
事務所面積	102㎡
地下倉庫面積	76㎡
  - (3) 開館時間等 午前10時から午後7時まで（年中無休）
- 2 管理運営業務内容
  - (1) 施設及び設備の維持管理
  - (2) 防災・安全対策業務
  - (3) 運営に関する業務
    - ア 県産品の紹介、展示及び販売
    - イ 県産品に関する資料の収集、調査及び説明
    - ウ 県産品と観光に関する情報及びニーズの把握
    - エ ホームページの作成、更新
    - オ 観光物産館を使用した催事イベントやPR活動による情報の発信及び提供
    - カ 情報公開、文書管理の対応

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

#### 【目標】

県内の物産の紹介、展示及び流通促進、さらには県内の観光に関する情報の提供を図り、もって県内の産業の振興及び地域経済の活性化に資する。

#### 【取組方針】

- 1 施設及び設備の維持管理に関する事項
 

福島県観光物産館の設置目的に沿うよう、管理運営に必要な施設及び設備について、善良な管理者の注意をもって維持管理にあたる。
- 2 防災・安全対策に関する事項
  - (1) 防災
  - (2) 防犯
  - (3) 事故が発生した場合の対応策
  - (4) 地震、火災、その他災害等の緊急体制と対策
  - (5) 日常的な管理に関する対応策
- 3 運営に関する事項
  - (1) 県産品の紹介、展示及び販売
  - (2) 県産品に関する資料の収集、調査及び説明
  - (3) 観光案内の方法及び内容
  - (4) 県産品と観光に関する情報及びニーズの把握
  - (5) ホームページの作成・更新

(6) 観光物産館を使用した催事イベントやPR活動による情報の発信及び提供

4 経費の節減に関する事項

常に効率的な事務事業の運営を図ることにより、経費削減に努める。

### 業務管理体制等

1 管理運営状況について(毎月報告)

基本協定書に基づき、毎月、管理運営状況報告書の提出を受け、実施状況の確認をしている。

2 事業報告について(年度末)

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例および基本協定書に基づき、事業報告書の提出を受け、検査を実施している。

### 平成18年度の実績

1 施設及び設備の維持管理に関する事項(指定管理者 通年)

施設及び設備について、善良なる管理者の注意義務をもって実施するとともに、また「コラッセふくしま」の管理組合、関係団体との連携を図ることにより、適切に対応した。

2 防災・安全対策に関する事項(指定管理者 通年)

(1) 防災

「コラッセふくしま消防防災計画」に基づく消防防災訓練に積極的に参加し、職員の防災・安全意識の向上に努めた。

また、厨房使用について、出展者に防火の意識づけを図り、必要事項については消防署の許可を得て実施した。

占有部分における設備の自主点検、管理を実施し、防災・安全対策に努めた。

(2) 防犯

社内基準により防犯対策に努めるとともに、販売上の日常防犯について「コラッセふくしま」の警備受託業者と連携を図りながら対応した。

(3) 事故が発生した場合の対応策

(4) 地震、火災、その他災害等の緊急体制と対策

事故などが発生した場合には、お客様の避難・保護を優先することを職員に徹底するとともに、緊急連絡網を整備し、常に連絡が取れるように対応した。

(5) 日常的な管理に関する対応策

専門の委託業者を選定し整備と保守管理を実施し、適切に対応した。

3 運営に関する事項(指定管理者 通年)

(1) 県産品の紹介、展示及び販売

店頭での展示紹介、販売時における説明、電話の問い合わせに対応するとともに、館内催事の開催により県産品の紹介、PR、販売を推進した。

その結果、平成18年度の売上高は206,611千円と対前年度比12.3%の増加となっている。

(2) 県産品に関する資料の収集、調査及び説明

市町村物産協会連絡会議や物産展出展業者連絡会議において、県産品に関する情報交換等を行った。

また、情報誌に各販売コーナー、新規取扱商品の紹介や館内催事の案内をするとともに、マスコミに報道された新たな県産品情報を把握することにより、出品・出展を促した。

その結果、18年度の取扱品目数は2,305品目と対前年度比8.5%の増加となっている。

(3) 観光案内の方法及び内容

観光パンフレットコーナーに県内全市町村の観光パンフレットを常設し、お客様に情報を提供するとともに、イラストマップ機器、映像提供機器を整備し紹介した。

(4) 県産品と観光に関する情報及びニーズの把握

展示、販売商品の売れ行き動向やマスコミに報道された新商品情報を把握することにより、商品の改廃に努めるとともに、生活行事、生活催事に対応した商品や季節商品の展開、入れ替えにより、県産品情報提供の活性化を図った。

平成17酒造年度全国新酒鑑評会金賞受賞数日本一に対応した「金賞受賞酒コーナー」の設置、福島県ブランド認証日本酒コーナーの設置などにより、新たな情報を提供した。

また、観光については、常設のパンフレットのほか季節情報は必要資料を収集し情報を提供した。

(5) ホームページの作成・更新

催事内容の案内やチラシ情報の掲載など、随時ホームページの更新を行うことにより、県産品のPRと観光物産館の集客を推進した。

(6) 観光物産館を使用した交流イベントやPR活動による情報の発信及び提供

館内イベントは、各関係機関および出展者の協賛・協力のもとに実施し、チラシ作成や情報誌への掲載により情報発信を行った。

4 経費の節減に関する事項（指定管理者 通年）

人材派遣職員を直接雇用に切り替えることにより、人件費の縮減を図るなど、経費の節減に努めた。

(単位：千円)

項目	17年度経費A	18年度経費B	差額 B - A	対前年度比
人件費	40,252	36,390	3,862	90.4%
事業費	25,732	27,876	2,144	108.3%
計	65,984	64,266	1,718	97.4%

平成18年度の取組実績の評価

1 施設及び設備の維持管理に関する事項

善良なる管理者の注意義務をもって実施し、適正に管理されたと判断する。

2 防災・安全対策に関する事項

訓練等により職員の防災・安全意識が向上し、社内基準による各種防犯対策や緊急連絡網の整備等により、事故・トラブルが発生しなかったことから、適切に実施されたと判断する。

3 運営に関する事項

平成18年度の売上高が206,611千円と対前年度比12.3%の増加となり、また、取扱品目数も2,305品目と対前年度比8.5%の増加となっていることから、県産品の展示、紹介及び流通の促進が図られ概ね適切に実施されたと判断する。

4 経費の節減に関する事項

人件費の縮減など、効率的な事務事業の執行に努めており、適切に実施されたと判断する。

今後の取組み

運営に関する事項（指定管理者 通年）

さらに売上額を伸ばすため、優良産品の発掘など絶えず陳列商品の充実や魅力ある売場づくりに取り組む。

消費者ニーズ、商品の売れ行き状況を絶えず把握して、生産者等にフィードバックし、新商品の開発、売場づくりに反映できる制度的な仕組みを構築し、アンテナ機能の充実を図る。

施設名	福島県産業交流館	指定管理者	財団法人福島県産業振興センター
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	商工労働部観光グループ

### 施設概要及び管理運營業務内容

- 1 施設の概要（平成19年4月1日現在）
  - (1) 所在地 郡山市安積町日出山字北千保19-8
  - (2) 開館年月日 平成10年10月16日
  - (3) 屋内施設 多目的展示ホール、コンベンションホール、会議室、研修室、プレゼンテーションルーム等
  - (4) 屋外施設 屋外展示場、駐車場広場
- 2 管理運營業務内容
  - (1) 産業交流館の使用の承認に関する業務
  - (2) 産業交流館の利用料金の徴収に関する業務
  - (3) 産業交流館の維持管理に関する業務
  - (4) 産業交流館の運営に関する業務

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

**【目標】**  
 福島県産業交流館は見本市、展示会、商談、会議、企業間交流など多目的な催しが開催できる総合コンベンション施設であり、情報、技術、文化等の交流を促進することにより、県内の産業の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的として設置したものである。この趣旨を実現するため、適正かつ公平な管理運営を目標とする。

- 【取組方針】**
- 1 産業交流館の使用の承認に関する事項  
 福島県産業交流館条例に基づき、適正かつ公平な使用承認を行う。また、産業交流館の適切な利用及び催事等の円滑な運営のため、利用者と事前に利用計画の打合せを行う。
  - 2 産業交流館の利用料金の徴収に関する事項  
 納入状況についての的確に把握し、利用料金の確実な収納に努める。
  - 3 産業交流館の維持管理に関する事項  
 施設及び設備を適切に管理することによってその機能を維持し、利用者の快適な利用を確保するとともに、管理運営経費の節減に努める。
  - 4 産業交流館の運営に関する事項  
 来館者の安全・安心の確保を第一に、防災・安全対策に万全を期す。情報誌、イベントカレンダー等の作成・配布やホームページの活用等により広報（PR）に取り組み、県や郡山コンベンションビューロー等各種団体との連携を図りながら営業活動を行い、イベント、コンベンションの誘致に努める。

### 業務管理体制等

- 1 業務実施状況について（毎月報告）

利用料金の収入額、施設及び備品の利用状況、利用予約状況、利用者等からの苦情及びその対応状況について、毎月報告を受け、業務実施状況を把握している。

- 2 個人情報保護実施状況について（年度末）  
情報公開及び個人情報の保護に係る実施状況について、事業年度終了後に報告を受け、個人情報保護実施状況を把握している。
- 3 委託業務全体の実施状況について（年度末）  
基本協定書に基づき、年度末に管理業務実績報告書の提出を受け、検査を実施している。

## 平成18年度の取組実績

- 1 産業交流館の使用の承認に関する事項（指定管理者 通年）  
福島県産業交流館条例に基づいて審査を行い、適正かつ公平な使用承認を実施した。また、利用者の利便向上を図るため、利用者との事前打合せを実施し、イベントや会議が円滑に実施できるよう支援した。
- 2 産業交流館の利用料金の徴収に関する事項（指定管理者 通年）  
利用料金の納入状況については、適宜状況を把握し、納入期限内における確実な納入を推進した。
- 3 産業交流館の維持管理に関する事項（指定管理者 通年）  
施設の適切な管理のために、計画的に修繕を行った。再委託業務の委託業務内容や入札方法の見直しにより、維持管理経費の節減を行い当初予算額より約8,500千円を削減した。
- 4 産業交流館の運営に関する事項（県・指定管理者 通年）  
緊急連絡網の整備、消防防災訓練の実施、安全対策協議会の開催により、防災・安全対策に万全を期し、来館者の安全確保に努めた。  
利用者・来館者のサービス向上策として、ホームページをより見やすくリニューアルした。  
また、ベビーカー（5台）やベビーベッド（1台）、ウォッシュレット（26個）等を購入・設置し、授乳室を救護室に併設した。利用者に対するアンケートを実施し（平成18年7月～平成18年10月）、回答数193件の約90%の利用者から、職員の対応について「大変よい・よい」との回答を得た。  
コンベンション誘致については、県や郡山コンベンションビューロー等各種団体との連携、福島県コンベンション等開催支援事業等の活用によって、医学関係の学会など地域経済への波及効果が大きな大会等について積極的な誘致活動を展開した。その結果、催事件数は前年比11件増の1,898件、大規模コンベンションの開催件数は前年比12件増の83件となった。
- 5 経費の節減に関する事項（指定管理者 通年）  
保守管理委託業務及びカレンダー、ノベルティグッズ等の発注に際して入札を実施することにより、経費の節減を図った。

（単位：千円）

項目	17年度経費A	18年度経費B	差額B - A	対前年度比
一般管理費	93,744	84,935	8,809	90.6%
保守管理業務	188,704	162,825	25,879	86.3%
広報企画費	13,627	12,012	1,615	88.1%
計	296,075	259,772	36,303	87.7%

一般管理費の減は光熱水費の減が主な原因であり、暖冬によるものである。

## 平成18年度の取組実績の評価

- 1 産業交流館の使用の承認に関する事項  
福島県産業交流館条例に従った審査を行い、利用者からの苦情もなく、適切な使用承認が行われていると判断する。
- 2 産業交流館の利用料金の徴収に関する事項  
利用料金はほぼ完納されており、適切に業務を遂行していると判断する。
- 3 産業交流館の維持管理に関する事項  
平成18年度の維持管理経費は、委託業務内容や入札方法の見直しによって予算額を下回っており、積極的な経費節減に努めていると判断する。
- 4 産業交流館の運営に関する事項  
平成18年度の利用実績は、入場者数は前年度より減少したものの、催事件数、大規模コンベンション開催件数ともに増加しており、産業交流館の効果的な活用にも貢献していると判断する。  
また、利用者からのアンケート結果も、職員の対応が高い評価を受けており、利用者のサービス向上に積極的に取り組んでいると判断する。
- 5 経費の節減に関する事項  
平成18年度の維持管理経費は、委託業務内容や入札方法の見直しによって予算額を下回っており、積極的な経費節減に努めていると判断する。

## 今後の取組み

- 1 産業交流館の使用の承認に関する事項（指定管理者）  
18年度に引き続き、適正かつ公平な使用の承認に努める。
- 2 産業交流館の利用料金の徴収に関する事項（指定管理者）  
納入状況の把握に努め、利用料金の滞納が生じないよう適切に管理する。
- 3 産業交流館の維持管理に関する事項（指定管理者）  
計画的に修繕・補修を行い、施設の適切な維持管理に努める。
- 4 産業交流館の運営に関する事項（県・指定管理者）  
設置目的に合致した誘致活動を積極的に実施するとともに、利用者の立場に立った施設利用への助言や支援等を行うことにより、産業交流館の更なる利活用に努める。また、ホームページを利用したより効果的な情報発信に努める。



施設名	天鏡閣、国民宿舎翁島荘	指定管理者	財団法人福島県観光開発公社
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	商工労働部観光グループ
<b>施設概要及び管理運営業務内容</b>			
<p>1 施設の概要（平成19年4月1日現在）</p> <p>【天鏡閣】</p> <p>(1) 所在地 猪苗代町大字翁沢字御殿山1048-14</p> <p>(2) 建設年月日 明治40年8月 昭和27年12月、高松宮宣仁親王より福島県に下賜</p> <p>【国民宿舎翁島荘】</p> <p>(1) 所在地 猪苗代町大字翁沢字御殿山1048-14</p> <p>(2) 建設年月日 昭和54年9月</p> <p>2 管理運営業務内容</p> <p>(1) 天鏡閣保守管理業務</p> <p>(2) 天鏡閣運営業務</p> <p>(3) 国民宿舎翁島荘保守管理業務</p> <p>(4) 国民宿舎翁島荘運営業務</p>			
<b>管理運営に当たっての目標及び取組方針</b>			
<p>【目標】</p> <p>天鏡閣は、県民の文化の向上及び福祉の増進を図ることを目的として設置しているものであり、この趣旨を達成するため、適正な管理運営に努める。</p> <p>国民宿舎翁島荘は、県民に健全な保健休養の場を提供し、もって県民生活の福祉の向上を図ることを目的として設置しているものであり、この趣旨を達成するため、適正な管理運営に努める。</p> <p>【取組方針】</p> <p>1 天鏡閣保守管理業務に関する事項</p> <p>国指定重要文化財であることを十分認識して、施設の設置目的を達成するため、適切な保守管理業務に努めるとともに、効率的な事務執行により経費削減に努める。</p> <p>2 天鏡閣運営業務に関する事項</p> <p>天鏡閣条例及び各種関係法令に基づき、公平かつ円滑な運営に努め、入館者のサービス向上及び入館者数の増加に努める。また、迎賓館、翁島荘等の隣接施設、猪苗代湖畔の森活性化推進協議会等の各種団体との連携により施設のPRに努める。</p> <p>3 国民宿舎翁島荘管理業務に関する事項</p> <p>県民に健全な保健休養の場を提供し、県民生活の福祉向上を図るという設置目的を達成するため、適切な保守管理業務に努めるとともに、効率的な事務執行により経費削減に努める。</p> <p>4 国民宿舎翁島荘運営業務に関する事項</p> <p>国民宿舎翁島荘条例及び各種関係法令に基づき、公平かつ円滑な運営に努め、利用者のサービス向上及び利用者数の増加に努める。また、天鏡閣、迎賓館等の隣接施設、猪苗代湖畔の森活性化推進協議会等の各種団体との連携により、施設のPRに努める。</p>			
<b>業務管理体制等</b>			
<p>1 業務実施状況について（毎月報告）</p> <p>天鏡閣の入館者数、入館者等からの苦情及びその対応状況、国民宿舎翁島荘の利用料金等の収</p>			

入額、宿泊者等の利用者数及び稼働率、利用者等からの苦情及びその対応状況について、毎月報告を受け、業務実施状況を把握している。

2 個人情報保護実施状況について（年度末）

情報公開及び個人情報の保護に係る実施状況について、事業年度終了後に報告を受け、個人情報保護実施状況を把握している。

3 委託業務全体の実施状況について（年度末）

基本協定書に基づき、年度末に管理業務実績報告書の提出を受け、検査を実施している。

## 平成18年度の取組実績

1 天鏡閣保守管理業務に関する事項（指定管理者 通年）

国指定重要文化財としての価値を損なうことのないよう、適正な保守管理に努める一方、繁忙期、閑散期に対応した職員の配置、効率的な事務運営による経費削減に努め、人件費は前年比529千円減（17,334千円）、管理業務費は前年比473千円減（5,740千円）となった。

2 天鏡閣運営業務に関する事項（指定管理者、県 通年）

猪苗代湖畔の森活性化推進協議会と連動した広報事業、キャンペーン、イベント等の実施、福島県迎賓館（旧高松宮翁島別邸）の特別公開をセットにした商品、うつくしま宝自慢旅行造成事業による新たな旅行商品の販売等を通じて、入館者数の増加を図り、入館者数は前年比257人増（33,322人）、県へ納付した入館料は前年比185千円増（10,524千円）となった。

3 国民宿舎翁島荘管理業務に関する事項（指定管理者 通年）

県民に健全な保健休養の場を提供し、県民生活の福祉向上を図るという設置目的を達成するため、利用者のサービス向上に努める一方、1年単位の变形労働時間制の導入、効率的な事務運営による経費削減に努め、人件費は前年比236千円減（61,685千円）、業務管理費は前年比485千円減（46,384千円）となった。また、アンケートによりお客様の声を聞く機会を設け、食事メニューへの県産品活用、冷暖房温度のこまめな調整、障害者用駐車スペースの確保、故障備品の速やかな修繕等、サービス向上を図った。

4 国民宿舎翁島荘運営業務に関する事項（指定管理者 通年）

天鏡閣・迎賓館を活用した企画商品の販売、猪苗代湖畔の森活性化推進協議会との連携による自然観察会、星座観望会等の開催、情報誌の発行や、翁島荘限定商品（天鏡閣ケレー、会津わっぱ飯定食、迎賓館四季菓撰等新商品の販売）等による積極的なセールスを展開し、宿泊者及び休憩者の増加を図った。しかし、宿舎の廃止報道以降減少が続く宿泊者数を増加させることはできず、平成18年度宿泊者数は前年比1,050人減（12,799人）、休憩者数は前年比38人増（183人）となった。

5 経費の節減に関する事項（指定管理者 通年）

(1) 人件費の削減

職員給与の見直し（昇級延伸の実施、期末勤勉手当の削減等）を実施し人件費の削減を図った。

(2) 施設運営経費の経費削減

施設利用者に対する極端なサービスの低下を招かない範囲において、内容、実施回数、時期等を積極的に見直し、経費の削減を図った。

(3) 事務経費の削減

職員のコスト意識の徹底を図ることにより、消耗品費を削減した。

(4) 営業費用は商品費・食事材料費の原材料費であり、新たな仕入れ先の開拓を行うなどしてコストの削減に努めたが、1,820千円増加している。これは、新PB商品開発による売店収入の増加によるものである。

(単位：千円)

項目	17年度経費A	18年度経費B	差額B - A	対前年度比
人件費	79,783	79,017	766	99.0 %
一般管理費	55,900	54,189	1,711	96.9 %
営業費用	34,360	36,180	1,820	105.3 %
計	170,043	169,386	657	99.6 %

## 平成18年度の取組実績の評価

- 1 天鏡閣保守管理業務に関する事項  
繁閑に対応した職員の柔軟な配置、消耗品費の購入抑制等、経費削減のための努力を積極的に実施していると判断する。なお、公社から報告されている外壁塗装の剥離が進行しており、適切な管理を継続するためには早急な修繕が必要となっている。
- 2 天鏡閣運営業務に関する事項  
積極的な広報事業、キャンペーン、イベント等の実施、天鏡閣を組み入れた旅行商品の販売促進等により、入館者数及び県への入館料納付額は増加しており、運営業務の努力の成果であると判断する。
- 3 国民宿舎翁島荘管理業務に関する事項  
変形労働時間制の導入、消耗品費の購入抑制等、経費削減のための努力を積極的に実施していると判断する。また、経営改善の一環として公社全体で取り組んでいる人件費抑制策も経費削減に大きく貢献している。
- 4 国民宿舎翁島荘運営業務に関する事項  
結果として宿泊者数は減少したが、十分な設備投資や人員配置ができない中で、各種団体との連携によるイベント開催や、企画商品の開発・販売等、宿泊者増及び収益確保のための各種施策を展開しており、その努力は評価できる。今後は施設設置者である県としても、公社と連携しながら、宿泊者の増加に努めていくことが必要であると考えている。
- 5 経費の節減に関する事項  
変形労働時間制の導入、消耗品費の購入抑制等、経費削減のための努力を積極的に実施していると判断する。また、経営改善の一環として公社全体で取り組んでいる人件費抑制策も経費削減に大きく貢献している。

## 今後の取組み

- 1 天鏡閣保守管理業務に関する事項（指定管理者 通年）  
引き続き、国指定重要文化財としての価値を十分に尊重しながら、効率的な保守管理業務による経費削減に努める。
- 2 天鏡閣運営業務に関する事項（指定管理者、県 通年）  
天鏡閣館内の施設を活用した体験型企画商品の開発、天鏡閣を活用したフィルムコミッションの展開、県内の近代洋風建築と連携した旅行商品の開発等、天鏡閣のPRと入館者のサービス向上につながる企画事業を展開し、更なる入館者増に努める。
- 3 国民宿舎翁島荘管理業務に関する事項  
引き続き、県民に健全な保健休養の場を提供し、県民生活の福祉の向上を図るという設置趣旨を尊重しながら、効率的な保守管理業務による経費削減に努める。
- 4 国民宿舎翁島荘運営業務に関する事項（指定管理者、県 通年）  
新しい旅行商品の企画・販売、「極上の会津」キャンペーン等各種イベントへの参加、多様な媒体を活用した積極的なPR活動、県機関に対する直接的な働きかけなどを行い、宿泊者及び休憩者数の増加に努める。

施設名	ふくしま県民の森	指定管理者	財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	農林水産部担い手緑化グループ
<b>施設概要及び管理運営業務内容</b>			
<p>1 施設の概要（平成19年4月1日現在）  森林館、森林学習館、ユースキャンプ場等の森林学習施設及びビジターセンター、オートキャンプサイト、コテージ等のオートキャンプ場施設</p> <p>2 管理運営業務内容  （1）県民の野外活動その他の森林における自然環境の中で行う活動に関する業務  （2）県民の森の施設及びその附属設備に関する業務  （3）県民の森の維持管理に関する業務  （4）県民の森の施設の使用の承認に関する業務  （5）利用料金の徴収に関する業務</p>			
<b>管理運営に当たっての目標及び取組方針</b>			
<p>【目標】  ふくしま県民の森は、県民に森林とのふれあいを通じて自然の大切さを学ぶ場及び保健休養の場を提供することにより、自然との共生に関する理解の向上に資するという大きな役割を担っている。このため、いかに施設の利活用を図るかが重要であり、利用者に対するサービスの向上による施設利用者の増及び主催事業の参加者の増を管理運営目標とする。</p> <p>【取組方針】</p> <p>1 サービスの向上による施設利用者の増  （1）指定管理者である財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団の会員制度「FELメンバーズ制度」を発足させ、平日や閑散期などの施設利用者の増を図る。  （2）森林に関わる学校教育・研修プログラムを充実させ、実施プランを提供することにより、学校、企業などの団体利用者の増を図る。</p> <p>2 サービスの向上による主催事業の参加者の増  （1）年齢やニーズに沿った教育プログラム・レクリエーションプログラムを開発し、提供する。  （2）森林ボランティア関連等森林に関わる様々な情報を集積し、提供する。</p> <p>3 経費の節減について  （1）宿直体制の見直しにより、直接人件費の縮減を図る。  （2）日帰り入浴時間の見直しにより、経費の節減を図る。</p>			
<b>業務管理体制等</b>			
<p>1 管理業務の実施状況について（四半期毎報告）  担い手緑化グループが指導にあっている。</p> <p>2 管理施設の利用状況について（四半期毎報告）  担い手緑化グループが指導にあっている。</p> <p>3 業務全体の実施状況について（年度終了後）  基本協定書に基づき、年度終了後に、事業報告書の提出を受け、検査を実施している。</p>			

## 平成18年度の取組実績

- 1 サービスの向上による施設利用者の増（指定管理者 通年）
    - (1) 財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団の会員制度を発足させ、期日限定の宿泊料金の割引などサービスの向上を図った。
    - (2) 森林に関わる学校プログラムの開発を行い、実施プランを提供した。
    - (3) 目標数値に対する実績
      - オートキャンプ場利用者数
        - 目標：53,000人
        - 実績：50,472人(95.2%)(平成17年度実績：52,745人)
      - 森林館利用者数
        - 目標：9,165人
        - 実績：11,730人(128.0%)(平成17年度実績：9,075人)
      - (うち学校教育関係団体利用者数)
        - 目標：70団体、8,580人
        - 実績：96団体(137.1%)、7,222人(84.2%)
        - 平成17年度実績：69団体、8,497人
  - 合計
    - 目標：62,165人
    - 実績：62,203人(100.1%)
- 2 サービスの向上による主催事業の参加者の増（指定管理者 通年）
  - (1) ナイトハイク、カントリーペイントなど多様なレクリエーションプログラムを開発し、提供した。また、指導者の研修プログラムも実施した。
  - (2) 森林ボランティア関連等森林に関わる情報を収集し、提供した。
  - (3) 数値目標に対する実績
    - 各種プログラムの一般参加者数
      - 目標：5,470人
      - 実績：6,992人(127.8%)(平成17年度実績：5,415人)
- 3 経費の節減について（指定管理者・県 通年）
 

人件費等について、宿直体制の見直し及び日帰り入浴時間の見直し等により、経費の節減を図った。

事 項	項 目	実績 A	実績 B	差額 B-A
人件費等	人件費	27,494	23,885	3,609
	事務費	21,646	21,413	233
修繕費	管理者対応修繕費	10,415	7,132	3,283
	県対応修繕費	21,000	26,122	5,122

(単位：千円)

## 平成18年度の取組実績の評価

- 1 サービスの向上による施設利用者の増
  - 会員制度を発足させるなど、リピーターや新規利用者を対象にサービス向上を図る等利用者増への取組みが適切に実施されたと判断する。
  - 学校関係者へ森林に関わるプログラムを開発し提供するなど、利用者増への取組みが適切に実施されたと判断する。

利用者数実績はオートキャンプ場の利用者は目標を下回ったが森林館では増加し、全体として目標を上回った。

2 サービスの向上による主催事業の参加者の増

多様な野外活動プログラムや森林環境教育プログラムを開発し提供する等、参加者増への取組みが適切に実施されたと判断する。

参加者実績はニーズに合致したプログラムの提供、広報により数値目標を上回った。また、学校教育関係団体数は数値目標を上回ったが、利用者数は若干下回った。

3 経費の節減について

人件費について、宿直体制の見直し等により経費の縮減が図られたと判断する。事務費については入浴時間の見直しによる灯油代経費の削減やコピー用紙代等の経費削減が図られた。

## 今後の取組み

上記の取組実績の評価を踏まえて、下記の項目に重点的に取り組むこととする。

( 1 ) 利用者増を図るために会員制度を継続するとともに、さらに PR 活動を徹底し周知を図る。

( 指定管理者 H 1 9 . 通年 )

( 2 ) 継続して森林環境プログラムを提供し、学校関係者の利用増を図る。

( 指定管理者 H 1 9 . 通年 )

( 3 ) 継続して一般利用者に対して多様な活動プログラムを充実させ、主催事業の参加者増を図る。

( 指定管理者 H 1 9 . 通年 )

施設名	福島県総合緑化センター	指定管理者	(財)福島県都市公園・緑化協会
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	農林水産部担い手緑化グループ

### 施設概要及び管理運營業務内容

- 1 施設の概要（平成19年4月1日現在）  
福島県総合緑化センター本館、作業舎、薬草園、サボテン園等
- 2 管理運營業務内容
  - (1) 緑化に関する調査及び情報の提供に関すること。
  - (2) 緑化意識の啓発並びに緑化に関する相談及び技術の普及指導に関すること。
  - (3) 緑化に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
  - (4) 福島県総合緑化センターの施設及びその附属設備の利用に関すること。
  - (5) 福島県総合緑化センターの維持管理に関すること。
  - (6) 福島県総合緑化センターの施設の使用の承認に関すること。

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

#### 【目標】

- 1 施設の利用者数の増（過去3ヶ年平均122千人、平成18年度目標125千人）
- 2 主催事業の参加者数の増（平成17年度400人、平成18年度目標455人）
- 3 管理経費の節減

#### 【取組方針】

- 1 施設の利用者数の増
  - (1) 開園日の拡大
  - (2) 各種イベントの開催
  - (3) 高齢者誘致の取組み
  - (4) 一般利用者誘致への取組み
  - (5) 園内散策者増加への取組み
  - (6) 子供たちの利用増加への取組み
- 2 主催事業の参加者数の増
  - (1) 講習会タイプの主催事業への取組み
  - (2) 公園発見PRタイプの主催事業への取組み
  - (3) 自然体験・学習タイプの主催事業への取組み
  - (4) 作品展示タイプの主催事業への取組み
- 3 管理経費の節減
  - (1) 人件費の節減
  - (2) 施設の維持管理経費の節減
  - (3) 明確な管理区分による維持管理経費の節減
  - (4) 公園発生材の再利用による維持管理経費の節減

### 業務管理体制等

- 1 業務報告（管理業務の実施状況・施設の利用状況）について（毎月報告）  
農林事務所が管理指導にあっている。
- 2 事業報告書について（毎年度終了後4月20日まで）  
基本協定書に基づき、翌年度4月20日までに事業報告書の提出を受け、農林事務所が検査を実施している。

## 平成18年度の取組実績

- 1 施設の利用者数の増（指定管理者 H18・通年）  
年間の総利用者数は、目標 125 千人に対し、実績 147,538 人（118%）となった。
  - （1）開園日の拡大  
規則により休館となっている第三日曜日も開園。第三日曜日の年間利用者数 6,204 名
  - （2）各種イベントの開催  
新たに「日曜みどりの教室」、「薬草教室」、「サボテン教室」、「山野草展示会」、「森はみんなのおもちゃ箱」など「みどりの啓蒙と普及」につながるイベントを開催し利用者の増加を図った。
  - （3）高齢者誘致の取組み  
イベント開催時に高齢者福祉施設に F A X やホームページで園内情報を提供した。  
25 施設で延べ 65 回、合計 1,344 名の利用があった。  
また、車両乗り入れを許可する「年間パスポート」を発行した。
  - （4）一般利用者誘致への取組み  
公園ホームページ、広報誌、園内掲示板などにより、イベント情報等を随時更新し提供した。また、「花図鑑」を作成し、休憩所内のパネルに掲示した。
  - （5）園内散策者増加への取組み  
散策やジョギングが行えるようコースマップ入れ、距離表示標、方向指示標等を設置し、気軽に利用できる施設とした。
  - （6）子供たちの利用増加への取組み  
森林環境税導入に伴う森林学習の一環として、地元小学校に講師を派遣し、森林の大切さや公園の働き、役割などの講義を行った。
- 2 主催事業の参加者数の増（指定管理者 H18・4月～11月）  
主催事業の参加者数：目標 455 人 実績 323 人
  - （1）講習会タイプの主催事業への取組み  
「みどりと花のふれあい講座（8回開催）」のほか、日曜しか休めない人のために専門講座として「日曜みどりの教室」、「薬草教室」、また、福祉活動を行うボランティアを養成する「園芸福祉講座」を開催した。
  - （2）公園発見 P R タイプの主催事業への取組み  
「夏休み未来の公園絵画」を地元小学校に募集依頼し、1ヶ月間休憩所に展示した。  
また、樹木を育ててもらうことを目的に「みどりの日苗木無料配付」を実施した。
  - （3）自然体験・学習タイプの主催事業への取組み  
野外学習の一環として小学校の児童を受け入れ緑とのふれあいなど知識向上を図るための指導を行った。また、地元の小学生を対象に枯れ枝や木の実などを使って動物などを作る「森はみんなのおもちゃ箱」を開催した。
  - （4）作品展示タイプの主催事業への取組み  
無料休憩所を利用して春と秋の2回「山野草盆栽展」を開催した。また、郡山サボテンクラブとの共催で「サボテン展示会」を開催した。
- 3 管理経費の節減（指定管理者 H18・通年）
  - （1）人件費の節減  
あづま運動公園など他に勤務する職員の相互活用（少数精鋭での管理）や、給与の改定等により人件費の節減を図った。
  - （2）施設の維持管理経費の節減  
電気の使用量の縮減、灯油の削減、小修繕の直営実施等を行い節減を図った。
  - （3）明確な管理区分による維持管理経費の節減



園内は、人工的に整備された緑と里山林として保全された緑があるが、それぞれの生態系を壊さないよう明確な管理区分を設定し、効率的な管理を行い管理コストの縮減に取り組んだ。

(4) 公園発生材の再利用による維持管理経費の節減

園内で発生する落ち葉、剪定枝、丸太等をリサイクル物として有効利用を図り、肥料や材料購入費の節減に努めた。また、破碎機を使ってチップにし、園路等に敷き込みを行うなどして、公園外にゴミを出さない自然にやさしい環境づくりに努めた。

事 項	項 目	実績 A	実績 B	差額 B-A
人件費等	人件費	18,076	15,516	2,560
	事務費	25,821	25,524	297
修繕費	管理者対応修繕費	535	2,410	1,875
	県対応修繕費	2,453	1,137	1,316

(単位：千円)

### 平成 18 年度 of 取組実績の評価

1 施設の利用者数の増

利用者数の目標 125 千人に対し、実績 147,538 人 (118%) となったことは、創意工夫による努力の結果と判断する。

2 主催事業の参加者数の増

各種教室等は概ね目標どおり参加者を確保できたが、計 8 回の「みどりと花のふれあい講座」は、テーマにより出席率が大幅に変動しており、回毎のテーマを再検討する必要がある。

3 管理経費の節減

人件費については、あづま運動公園など他に勤務する職員の相互活用 (少数精鋭での管理) や給与改定により経費の縮減が図られたと判断する。また、光熱水費や燃料費なども削減が図られた。

### 今後の取組み

上記の評価を踏まえて、引き続き下記項目に取り組むこととする。

(1) 利用者数の増 (指定管理者 H19・通年)

平成 18 年度の目標は 125 千人であったが、19 年度は 141 千人とする。  
引き続き第三日曜日の開園、新たなイベント等の開催により利用者数の増加を図る。

(2) 主催事業の参加者数の増 (指定管理者 H19・通年)

開催内容により参加者数にバラツキがあったので、要望が多く参加者数の多いものは開催回数を増やし、少ないものについては再検討するとともに、新たに魅力あるイベントを考えるなどして、参加者数の増を図る。新イベントとして「自然観察会」や、樹木当ての試験を行い正解数に合わせ 1 級から 10 級の博士号を与える「子ども樹木博士 in 緑化センター・逢瀬公園」等を開催する。

(3) 管理経費の節減 (指定管理者 H19・通年)

前年度と同様、人件費及び維持管理経費等の節減に努める。

(4) 利用者の安全等確保のため老朽化している施設等の年次計画による補修 (県・H19)

19 年度は、木橋の改修、駐車場区画線引き直し、便所プロワー交換を実施予定。

施設名	福島県昭和の森	指定管理者	財団法人猪苗代町振興公社
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	農林水産部担い手緑化グループ
<b>施設概要及び管理運営業務内容</b>			
<p>1 施設の概要（平成19年4月1日現在）  休憩所 1棟237㎡、作業小屋 1棟55㎡、  広場等緑地1.46ha、林地49ha</p> <p>2 管理運営業務内容  （1）福島県昭和の森の施設及びその附属設備の利用に関する事。  （2）福島県昭和の森の維持管理に関する事。</p>			
<b>管理運営に当たっての目標及び取組方針</b>			
<p>【目標】  福島県昭和の森は、緑に囲まれた自然環境の中で、県民の健全な保健休養の場を提供し、県民の生活の福祉の向上に資する施設であることから、利用者へのサービスの向上と、施設や設備について安全で良好な状態に保つことを中心とした適切な管理業務の遂行を目標とする。</p> <p>【取組方針】</p> <p>1 施設の利用に関する事  （1）サービス向上のため、昭和の森について、ホームページへの掲出と案内を行う。  （2）利用者から問い合わせがあった場合等は適切な対応をし、サービスの向上に努め、昭和の森来園者の増加を図る。また主催事業により利用促進を図る。  （3）管理目標値の設定を行う。</p> <p>2 維持管理に関する事  （1）昭和の森の樹木・芝生等の維持管理、建物内・園路・芝生及びトイレ等の清掃により美観又は衛生において良好な状態に保つよう努める。  （2）日常点検及び保守点検、巡回等による警備、修繕等により常に安全で良好な状態に保つよう努める。設備等に破損や故障が発生し、利用者の安全を脅かす事態や事象が発生したときは、利用者の安全を確保するために必要な措置を行う。</p>			
<b>業務管理体制等</b>			
<p>1 管理業務の実施状況について（四半期毎報告）  農林事務所が指導にあっている。</p> <p>2 管理施設の利用状況について（随時）  農林事務所が指導にあっている。</p> <p>3 委託業務全体の実施状況等事業報告について（年度終了後）  基本協定書に基づき、年度終了後に、管理業務の実施状況・利用状況、業務に係る経費の収支状況等の報告を受け、検査を実施している。</p>			

## 平成18年度の取組実績

### 1 施設の利用に関すること（指定管理者通年）

#### (1) サービス向上の取組み

ホームページの作成（18年4月）

ホームページを作成し、樹木の開花状況や主催事業の案内等を行った。

ホームページアクセス件数78,214件

昭和の森来園者に対するアンケート直送はがきの設置(18年4月～11月)

施設の利用に関し、管理の改善を目的として、料金受取人払いのダイレクトメールのご意見はがきを施設内に設置した。

#### (2) 自然体験教室の開催

ホームページで参加者を募集したが、応募がなく開催できなかった。

#### (3) 来園者・利用者の管理目標に対する実績

目標：90,820人

実績：97,134人(107.0%)(平成17年度実績：94,285人)

### 2 維持管理に関すること（指定管理者通年）

(1) 昭和の森の樹木・芝生等の維持管理、建物内・園路・芝生及びトイレ等の清掃については、美観又は衛生において良好な状態を保つよう業務仕様書に基づき、業務管理スケジュールをたて計画的に実施した。

(2) 日常点検及び保守点検については、業務仕様書に基づき、業務管理スケジュールをたて、安全面・衛生面・機能面の確保がなされるように注意し実施した。保守点検は専門の業者に業務を委託し、実施した。

巡回等による警備も、業務仕様書に基づき、毎日実施した。設備等に破損や故障が発生し、利用者の安全を脅かす事態や事象が発生したときは、利用者の安全確保に必要な措置をとるための連絡体制を取っている。

修繕については、早急の場合、計画的な場合等必要に応じ適切な対応を図っている。

(3) 既存林地管理業務の直営化(18年7～8月)により、委託管理経費の削減を図った。

(単位：千円)

事項	項目	実績 A	実績 B	差額 B-A
人件費等	人件費	7,979	6,531	1,448
	事務費	7,754	6,896	858
修繕費	管理者対応修繕費	109	153	44
	県対応修繕費	0	135	135

## 平成18年度の取組実績の評価

### 1 施設の利用に関すること

(1) サービス向上のため、昭和の森について、ホームページを作成し施設の内容、催事のお知らせとアクセス案内を行うなど、適正に処理されていると判断される。

(2) 昭和の森来園者に対するアンケート直送はがきを設置するなど、来園者の増加とサービス向上にむけた努力がみられ、適正に処理されていると判断される。

ただし、主催事業により利用促進を図ることについては、応募がなく主催事業ができなかった。募集方法について今後検討が必要である。

(3) サービス向上に向けての取組状況の把握のため、管理目標値の設定を行っており、適正に処

理されていると判断される。

## 2 維持管理に関すること

- (1) 昭和の森の樹木・芝生等の維持管理、建物内・園路・芝生及びトイレ等の清掃については、美観又は衛生において良好な状態を保つよう業務仕様書に基づき、業務管理スケジュールをたて計画的に実施しており、適正に処理されていると判断される。
- (2) 日常点検及び保守点検については、業務仕様書に基づき、業務管理スケジュールにより実施し、巡回等による警備も、業務仕様書に基づき、適切に実施したと判断される。  
設備等に破損や故障が発生し、利用者の安全を脅かす事態や事象が発生した場合は、利用者の安全確保に必要な措置をとるための連絡体制を整備しており、適正に処理されていると判断される。  
修繕については、早急の場合、計画的な場合等必要に応じ、被害の報告及び協議により適切な対応を図っており、適正に処理されていると判断される。
- (3) これまで委託で行っていた既存林地管理業務を直営で実施（18年7～8月）したが、業務内容は適正に履行されて委託管理経費の削減が図られており、適正に処理されていると判断される。

## 今後の取組み

上記の取組み実績等を踏まえ、下記の項目に重点的に取り組むこととする。

- (1) 利用者へのサービス向上のため、維持管理を適正に執行するとともに、継続して利用促進のためのPRを行い、また主催事業の公募方法を検討する。  
(指定管理者 H 19 . 通年)
- (2) 施設・設備等の破損や故障及び異常気象により、利用者の安全を脅かす事態や事象が発生した場合、安全確保に必要な措置をとるための連絡体制を取るなど継続してリスク管理に努める。  
(指定管理者・県 H 19 . 通年)

施設名	小名浜港マリーナ施設	指定管理者	小名浜マリーナ(株)
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	土木部港湾漁港グループ

### 施設概要及び管理運営業務内容

#### 1 施設概要

- (1) 浮棧橋(メイン棧橋1基、一時係留棧橋1基(18隻) 給油棧橋1基、くし型棧橋4基(166隻))
- (2) 船揚場(540㎡)
- (3) 揚降施設(自走式揚艇機1機、足場棧橋1基)
- (4) ボートヤード; ディンギーヤード含む(16,440㎡、ボート・ヨット107隻、ディンギー60隻)
- (5) 駐車場(2,411㎡)
- (6) その他(マリーナ施設内の港湾施設用地及び各種設備)
- (7) 周辺マリーナ緑地

#### 2 管理運営業務内容

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 使用の許可等に関すること。
- (3) 使用許可を受けた艇の保管・揚降等に関すること。
- (4) 施設の安全管理に関すること。
- (5) 利用者への指導助言に関すること。
- (6) 利用料金の徴収に関すること。
- (7) その他知事が必要と認める業務に関すること(マリーナ周辺緑地の管理に関すること。)

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

#### 【目標】

管理業務を行うに当たっては、次の管理運営目標が達成できるよう努めなければならない。

- (1) 入艇保管隻数(年間契約)を184隻(平成20年度)とする。
- (2) 施設使用料収入を7,000万円(平成20年度)とする。

#### 【取組方針】

##### 1 施設の維持管理について

福島県がマリンスポーツの振興、地域の活性化、プレジャーボートの集約を図ることを目的として設置した公共マリーナであることを常に念頭に置き、小名浜港におけるプレジャーボート・ヨットの中核拠点としてマリーナ利用者に安全で質の高いサービス・快適な空間を提供するとともに小名浜港全体の賑わい空間を創出する。

##### 2 施設の運営について

福島県におけるプレジャーボート・ヨットの中核拠点としてマリーナ利用者に安全で質の高いサービス・快適な空間を提供する。

また、マリーナ運営に際しては、漁業者、周辺住民等との調和を図り誰でもが利用できるマリーナとして公共性を重視する一方で、指定管理者のノウハウを最大限に発揮し、安全性と利便性の確保、効率的かつ経済的なマリーナ運営を行う。

マリーナへの入艇を促進するため、ボート・ヨットメーカーや販売店とも連携し、新たな利用者の開拓を積極的に行うとともに、福島県の放置艇対策事業の受け皿として周辺の放置艇をマリーナに誘導する。

### 3 施設の稼働について

保管隻数の拡大を図るためには、利用者の安全を確保し施設の良好な維持管理を行うとともに、利用者のニーズを常に把握し、適切なサービスの提供を行い顧客満足度の向上を図る。

また、新規顧客層を獲得するため国内舟艇メーカーの販売網等を活用した効率的な公告宣伝を行うとともに、既存保管艇の代替需要を喚起する。

## 業務管理体制等

### 1 業務管理の実施状況について

#### (1) 事業報告書の提出

基本協定書に基づき、毎年度終了後に管理業務に係る事業報告書の提出を求め、港湾建設事務所で確認を行っている。

## 平成18年度の実績

### 1 保管隻数（指定管理者 通年）

（各年度3月末現在）

船種	17年度実績	18年度実績	前年比(%)
モーターボート	73	74	101.4
クルーザーヨット	27	26	96.3
小計	100	100	100.0
ディンギー・他	57	56	98.2
合計	157	156	99.4
陸上保管	74	74	100.0
海上保管	83	82	98.8

### 2 利用料収入（指定管理者 通年）

（単位：千円）

利用料収入	17年度実績	18年度実績	前年比(%)
保管料収入	62,911	65,225	103.7
その他の利用料	3,705	5,105	137.8
合計	66,616	70,330	105.6

### 3 各種サービスの提供、イベントの開催等（指定管理者 通年）

イベント開催による燃料売上の増加や、修理・部品販売などサービス部門の強化を図ったことが利用料金以外の売上高増加の要因となった。

また、ヨットレースやフィッシングダービー等例年開催するイベントのほか、地域サポート事業「いわきマリンフェスティバル2006」での福島ビルフィッシュトーナメントやマリンスポーツの体験などの交流イベントを開催し、約3万5千人の来場者があり、マリーナのPRと地域振興に貢献した。

### 4 経費の縮減（県・指定管理者 通年）

指定管理者導入前より、利用料金制により管理業務経費を賄うこととしており、県からは緑地管理業務に係る費用のみを支払っている。

#### 【マリーナ周辺緑地管理業務委託料の削減（県）】

（単位：千円）

事項	17年度実績	18年度実績	削減額
緑地管理業務委託料	7,976	2,714	5,262

## 平成18年度の取組実績の評価

年間保管隻数は、前年度を下回っているが、月極保管隻数の延べ隻数は244隻（前年度199隻）と伸びており、トータルの利用料収入は前年度を上回っていることから、管理運営業務は適正に行われていると判断する。

また、各種サービスの提供やイベントの開催による集客を図っており、売上増加に結びつくなど経営努力がみられる。

## 今後の取組み

売上・利益拡大対策の再構築を図るため、人員体制、投資計画等を盛り込んだ経営計画の立案、国・県・市・マリーナとの連携を強め、各種イベントの開催、独自ヨットレースを開催する等、マリーナ活動を通じての地域の活性化への貢献、オーナー満足度の大幅向上を目指し、引き続き上記の管理運営の目標及び取組方針に基づいた取組を行う。

施設名	翁島港マリーナ施設	指定管理者	マリーナ・レイク猪苗代(株)
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	土木部港湾漁港グループ

### 施設概要及び管理運營業務内容

#### 1 施設概要

- (1) 浮棧橋(254m、24バース)
- (2) 船揚場(1, 210㎡)
- (3) 固定式揚降機1基
- (4) ボートヤード; ディンギーヤード含む(10, 900㎡、ボート・ヨット101隻、ディンギー・水上オートバイ151隻)
- (5) 駐車場(2, 570㎡)
- (6) その他(マリーナ施設内の港湾施設用地及び各種設備)

#### 2 管理運營業務内容

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 使用の許可等に関すること。
- (3) 使用許可を受けた艇の保管・揚降等に関すること。
- (4) 施設の安全管理に関すること。
- (5) 利用者への指導助言に関すること。
- (6) 利用料金の徴収に関すること。
- (7) その他知事が必要と認める業務に関すること。

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

#### 【目標】

管理業務を行うに当たっては、次の管理運営目標が達成できるよう努めなければならない。

- (1) 入艇保管隻数(年間契約)を75隻(平成20年度)とする。
- (2) 施設使用料収入を3,800万円(平成20年度)とする。

#### 【取組方針】

##### 1 施設の維持管理について

管理施設の維持管理について、関係法令等を遵守するとともに善良な管理者の注意をもって誠実に履行する。また、航路の安全管理、営業日における全施設点検の実施、施設の破損・危険箇所の修繕や冬期間の除雪を行う。

##### 2 施設の運営について

県港湾管理条例等関係法令を遵守し、使用申込者に対しては公平・平等な利用を確保する。翁島港マリーナ開設以来の運営経験を活かし、安全の確保・利用者への平等な対応・合理的経営を実行する。  
施設利用のルールを明確化し、危険行為・違法行為等を未然に防ぎ、事故が起こらない体制を確立する。また、施設賠償等保険へ加入し、安心できる営業体制を確保する。

##### 3 施設の稼働について

陸上保管ヤードを有効活用し、総合的な入艇数を増やすとともに、保管期間による料金の優遇を検討し、長期保管利用者の増加を促す。  
ヨットレース等のイベントを開催し、マリーナをPRし利用者の増加を図る。  
一般観光客も気軽に立ち寄れるような雰囲気を作り、公共マリーナとして地域振興に貢献する。

### 業務管理体制等



## 1 管理業務の実施状況について

### (1) 事業報告書の提出

基本協定書に基づき、毎年度終了後に管理業務に係る事業報告書の提出を求め、港湾漁港グループで確認を行っている。

## 平成18年度の取組実績

### 1 保管隻数（指定管理者 通年）

（各年度3月末現在）

船種	17年度実績	18年度実績	前年比（%）
モーターボート	37	32	86.5
クルーザーヨット	15	14	93.3
小計	52	46	88.5
ディンギー・他	8	6	75.0
合計	60	52	86.7

### 2 利用料収入（指定管理者 通年）

（単位：千円）

利用料収入	17年度実績	18年度実績	前年比（%）
保管料収入	30,292	29,091	96.0
その他の利用料	4,033	3,530	87.5
合計	34,325	32,621	95.0

### 3 各種サービスの提供、イベントの開催等（指定管理者 通年）

燃料販売額は増加しており、修理などサービス部門の需要も多かった。

また、モーターボート体験試乗会、ヨットレースや水上オートバイのレースを開催し、翁島港マリーナのPRと新規顧客の掘り起こしを図った。さらには、利用者懇談会（7月）を開催し、利用者ニーズの把握に努めた。

### 4 経費の縮減（県・指定管理者 通年）

指定管理者導入前より利用料金制により管理経費を賄うこととしていたため、県からの委託料支出は無い。

## 平成18年度の取組実績の評価

平成18年度は、夏が短く肌寒い時期が続いたため、年間保管隻数は、前年度を下回っているが、月極保管隻数を含めた契約艇数は275隻（前年度267隻）と伸びている。

利用料収入は、前年比95.0%と前年度を下回っているが、マリーナの利用は夏季の天候に左右されるため、夏季が短かったことにより年間保管艇数が減少したことが影響しているとみられることから、管理運営業務自体は適正に行われていると判断する。

また、各種サービスの提供やイベントの開催による新規顧客開拓を図っており、経営努力がみられる。

## 今後の取組み

引き続き上記の管理運営の目標及び取組方針に基づいた取組を行うとともに、冬期料金（12月～3月）の引き下げや独自ヨットレースの開催（9月）を行う。

施設名	プレジャーボート用指定泊地・指定施設 (江名港、久之浜港、豊間漁港、勿来漁港)	指定管理者	いわき市漁業協同組合
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	土木部港湾漁港グループ
<b>施設概要及び管理運営業務内容</b>			
<p>1 施設の概要</p> <p>(1) 江名港プレジャーボート用指定泊地 2,000㎡</p> <p>(2) 久之浜港プレジャーボート用指定泊地 1,780㎡</p> <p>(3) 豊間漁港プレジャーボート用指定施設(泊地) 600㎡</p> <p>(4) 勿来漁港プレジャーボート用指定施設(泊地) 900㎡</p> <p>2 管理運営業務内容</p> <p>(1) 施設の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 使用の許可等に関すること。</p> <p>(3) プレジャーボートの適正な停泊、停留及び係留の指導に関すること。</p> <p>(4) その他知事が必要と認める業務に関すること。</p>			
<b>管理運営に当たっての目標及び取組方針</b>			
<p>【目標】</p> <p>プレジャーボート用指定泊地の管理業務を行うに当たっては、次の管理運営目標が達成できるよう努めなければならない。</p> <p>(1) プレジャーボートの安全な係留を行うこと。</p> <p>(2) 管理物件における放置艇を防止すること。</p> <p>(3) 管理物件及びその周辺の環境美化に努めること。</p> <p>【取組方針】</p> <p>1 施設の維持管理について</p> <p>施設活用が画一的になることを避け、提供するサービスの質を低下することなく、指定泊地の安全を確保し、健全な維持管理を行うこととする。</p> <p>2 施設の運営について</p> <p>海洋性レクリエーションの普及に伴い、漁港区域等を利用するプレジャーボート等が増加している。そのため、漁船とのトラブルを未然に防ぎ、円滑に施設利用ができるよう取り組まねばならない。施設利用については、漁業者、プレジャーボート利用者間だけでなく、地元市の振興にも関わるものであるため、事故の防止、水面利用のルールへの遵守等を図るものとする。</p> <p>3 漁業者等との調整</p> <p>本施設は漁港区の中にあり、多くの漁船が利用していることから、プレジャーボート使用者と漁業者の安全を確保するため、漁業者との利用形態の調整を行い、その調整結果を使用者に周知する。さらに、県、市、海上保安部、警察との連絡調整を随時行う。</p>			
<b>業務管理体制等</b>			
<p>1 業務管理の実施状況について</p> <p>(1) 月次事業報告</p> <p>基本協定書に基づき、毎月の使用許可等の事業実績及び管理日誌を港湾建設事務所へ報告させ、確認を行っている。</p>			

(2) 事業報告書の提出

基本協定書に基づき、毎年度終了後に管理業務に係る事業報告書の提出を求め、港湾建設事務所で確認を行っている。

平成18年度の実績

福島県港湾管理条例、福島県漁港管理条例、基本協定書及びプレジャーボート用指定泊地・指定施設指定管理者管理運営仕様書に基づき、管理業務を適正に実施した。

1 利用状況(使用料)及び県委託料(県・指定管理者 通年)

港名	保管隻数		使用料(県収入) 隻数×月数×(単価1)×1.05		県委託料 (隻数×月数×(単価2)×1.05)	
	17年度	18年度	17年度(円)	18年度(円)	17年度(円)	18年度(円)
江名港	29	29	931,140	920,745	728,700	724,500
久之浜港	31	30	994,140	989,100	781,200	768,600
豊間漁港	5	7	151,200	207,900	126,000	163,800
勿来漁港	13	13	461,160	461,160	327,600	327,600

(単価 1) 艇長7m未満... 2,400円 7m以上14m未満... 3,300円 14m以上... 5,600円

(単価 2) 動力船... 2,000円 無動力船... 1,000円

2 管理運営目標の達成状況(指定管理者 通年)

管理目標	達成状況
プレジャーボートの安全な係留を行うこと。	達成
管理物件における放置艇を防止すること。	達成
管理物件及びその周辺の環境美化に努めること。	達成

3 経費の縮減(県・指定管理者 通年)

- ・単価契約のため、保管隻数に応じて委託料及び使用料収入が増減する。
- ・指定管理者導入前と委託費単価の変更はないが、委託内容を見直し、県の事務の効率化・経費削減を図った。(新たに使用許可票の作成等を委託業務に加えた。)

平成18年度の実績の評価

1 施設の維持管理

週1回以上巡視を行い、施設の点検、環境美化に努めている。

2 施設の運営

適正な停泊、停留及び係留のため、安全に利用できるよう指導し、災害等の発生が予想される場合に事前に船舶の係留状況の確認を行い、また、安全確保のため漁業者との利用形態の調整や関係機関との連絡調整を随時行っており、いずれの業務も適正に執行されていると判断する。

今後の取組み

上記の管理運営の目標及び取組方針に基づいた取組を行う。

なお、放置艇を発見した場合については、速やかに使用許可の手続きを行うとともに、港湾及び漁港の利用上支障があると認められるときは、県に連絡し県の指示により撤去等の指導を行う。

施設名	プレジャーボート用指定泊地(小名浜港)	指定管理者	小名浜漁業協同組合
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	土木部港湾漁港グループ

### 施設概要及び管理運営業務内容

#### 1 施設の概要

- (1) 小名浜港プレジャーボート用指定泊地A 1,000㎡
- (2) 小名浜港プレジャーボート用指定泊地B 299㎡
- (3) 小名浜港プレジャーボート用指定泊地C 1,600㎡
- (計 2,899㎡)

#### 2 管理運営業務内容

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 使用の許可等に関すること。
- (3) プレジャーボートの適正な停泊、停留及び係留の指導に関すること。
- (4) その他知事が必要と認める業務に関すること。

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

#### 【目標】

プレジャーボート用指定泊地の管理業務を行うに当たっては、次の管理運営目標が達成できるよう努めなければならない。

- (1) プレジャーボートの安全な係留を行うこと。
- (2) 管理物件における放置艇を防止すること。
- (3) 管理物件及びその周辺の環境美化に努めること。

#### 【取組方針】

##### 1 施設の維持管理について

指定泊地の安全確保を前提に健全な維持管理を目指す。プレジャーボートの係船状況、岸壁・護岸等の損傷等の有無について、定期的に巡回点検を行い施設の保守に努める。また、本施設にゴミの投棄を防止するため、係船岸壁付近の清掃等を徹底するとともに、利用者に周知し、環境美化に努める。

##### 2 施設の運営について

漁船等とのトラブル防止に努め、円滑に施設利用できるように取り組む。また、利用者に係船方法、港内施設、航路等を指導し、安全に利用できるよう指導する。

##### 3 漁業者等との調整

プレジャーボート使用者と漁業者のトラブル防止のため、安全確認の徹底を図る。

### 業務管理体制等

#### 1 業務管理の実施状況について

##### (1) 月次事業報告

基本協定書に基づき、毎月の使用許可等の事業実績及び管理日誌を港湾建設事務所へ報告させ、確認を行っている。

##### (2) 事業報告書の提出

基本協定書に基づき、毎年度終了後に管理業務に係る事業報告書の提出を求め、港湾建設事務所を確認を行っている。

## 平成18年度の取組実績

福島県港湾管理条例、基本協定書及びプレジャーボート用指定泊地指定管理者管理運営仕様書に基づき、管理業務を適正に実施した。

### 1 利用状況（使用料）及び県委託料（県・指定管理者 通年）

港名	保管隻数		使用料(県収入) <small>隻数×月数×(単価 1)×1.05</small>		県委託料 <small>(隻数×月数×(単価 2)×1.05)</small>	
	17年度	18年度	17年度(円)	18年度(円)	17年度(円)	18年度(円)
小名浜港	39	39	1,438,920	1,441,440	961,800	957,600

(単価 1) 艇長 7m 未満... 2,400 円 7m 以上 14 m 未満... 3,300 円 14m 以上... 5,600 円

(単価 2) 動力船... 2,000 円 無動力船... 1,000 円

### 2 管理運営目標の達成状況（指定管理者 通年）

管 理 目 標	達 成 状 況
プレジャーボートの安全な係留を行うこと。	達 成
管理物件における放置艇を防止すること。	達 成
管理物件及びその周辺の環境美化に努めること。	達 成

### 3 経費の縮減（県・指定管理者 通年）

- ・単価契約のため、保管隻数に応じて委託料及び使用料収入が増減する。
- ・指定管理者導入前と委託費単価の変更はないが、委託内容を見直し、県の事務の効率化・経費削減を図った。（新たに使用許可票の作成等を委託業務に加えた。）

## 平成18年度の取組実績の評価

### 1 施設の維持管理

週1回以上巡視を行い、施設の点検、環境美化に努めている。

### 2 施設の運営

適正な停泊、停留及び係留のため、安全に利用できるよう指導し、災害等の発生が予想される場合に事前に船舶の係留状況の確認を行い、また、安全確保のため漁業者との利用形態の調整や関係機関との連絡調整を随時行っており、いずれの業務も適正に執行されていると判断する。

## 今後の取組み

上記の管理運営の目標及び取組方針に基づいた取組を行う。

なお、放置艇を発見した場合には、速やかに使用許可の手続きを行うとともに、港湾の利用上支障があると認められるときは、県に連絡し県の指示により撤去等の指導を行う。

施設名	プレジャーボート用指定泊地(中之作港)	指定管理者	中之作漁業協同組合
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	土木部港湾漁港グループ
<b>施設概要及び管理運營業務内容</b>			
<p>1 施設の概要</p> <p>(1) 中之作港プレジャーボート用指定泊地A 2,000㎡</p> <p>(2) 中之作港プレジャーボート用指定泊地B 1,170㎡</p> <p>(3) 中之作港プレジャーボート用指定泊地C 1,200㎡</p> <p>(4) 中之作港プレジャーボート用指定泊地D 1,000㎡</p> <p>(計 5,370㎡)</p> <p>2 管理運營業務内容</p> <p>(1) 施設の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 使用の許可等に関すること。</p> <p>(3) プレジャーボートの適正な停泊、停留及び係留の指導に関すること。</p> <p>(4) その他知事が必要と認める業務に関すること。</p>			
<b>管理運営に当たっての目標及び取組方針</b>			
<p>【目標】</p> <p>プレジャーボート用指定泊地の管理業務を行うに当たっては、次の管理運営目標が達成できるように努めなければならない。</p> <p>(1) プレジャーボートの安全な係留を行うこと。</p> <p>(2) 管理物件における放置艇を防止すること。</p> <p>(3) 管理物件及びその周辺の環境美化に努めること。</p> <p>【取組方針】</p> <p>1 施設の維持管理について</p> <p>週1回以上施設内巡視を行い、プレジャーボートの適正な係留の指導と施設の状況を把握する。また、施設内の投棄ゴミはプレジャーボート所有者と連携して清掃し、適正に処分する。</p> <p>2 施設の運営について</p> <p>公共施設であるとの認識に基づき、法令を遵守して公正な運営を行うとともに、プレジャーボート使用者に係留方法、港内施設、航路等を指導し、安全な運行に努める。</p> <p>3 漁業者との調整</p> <p>プレジャーボート使用者と漁業者の安全を確保するため、漁業者との利用形態の調整を行う。</p>			
<b>業務管理体制等</b>			
<p>1 業務管理の実施状況について</p> <p>(1) 月次事業報告</p> <p>基本協定書に基づき、毎月の使用許可等の事業実績及び管理日誌を港湾建設事務所へ報告させ、確認を行っている。</p> <p>(2) 事業報告書の提出</p> <p>基本協定書に基づき、毎年度終了後に管理業務に係る事業報告書の提出を求め、港湾建設事務所を確認を行っている。</p>			

## 平成18年度の取組実績

福島県港湾管理条例、基本協定書及びプレジャーボート用指定泊地指定管理者管理運営仕様書に基づき、管理業務を適正に実施した。

### 1 利用状況（使用料）及び県委託料（県・指定管理者 通年）

港名	保管隻数		使用料(県収入) <small>隻数×月数×(単価 1)×1.05</small>		県委託料 <small>(隻数×月数×(単価 2)×1.05)</small>	
	17年度	18年度	17年度(円)	18年度(円)	17年度(円)	18年度(円)
中之作港	30	31	1,054,620	1,086,120	753,900	772,800

(単価 1) 艇長7m未満... 2,400円 7m以上14m未満... 3,300円 14m以上... 5,600円

(単価 2) 動力船... 2,000円 無動力船... 1,000円

### 2 管理運営目標の達成状況（指定管理者 通年）

管 理 目 標	達 成 状 況
プレジャーボートの安全な係留を行うこと。	達 成
管理物件における放置艇を防止すること。	達 成
管理物件及びその周辺の環境美化に努めること。	達 成

### 3 経費の縮減（県・指定管理者 通年）

- ・単価契約のため、保管隻数に応じて委託料及び使用料収入が増減する。
- ・指定管理者導入前と委託費単価の変更はないが、委託内容を見直し、県の事務の効率化・経費削減を図った。(新たに使用許可票の作成等を委託業務に加えた。)

## 平成18年度の取組実績の評価

### 1 施設の維持管理

週1回以上巡視を行い、施設の点検、環境美化に努めている。

### 2 施設の運営

適正な停泊、停留及び係留のため、安全に利用できるよう指導し、災害等の発生が予想される場合に事前に船舶の係留状況の確認を行い、また、安全確保のため漁業者との利用形態の調整や関係機関との連絡調整を随時行っており、いずれの業務も適正に執行されていると判断する。

## 今後の取組み

上記の管理運営の目標及び取組方針に基づいた取組を行う。

なお、放置艇を発見した場合には、速やかに使用許可の手続きを行うとともに、港湾の利用上支障があると認められるときは、県に連絡し県の指示により撤去等の指導を行う。

施設名	プレジャーボート用指定施設（釣師浜漁港、真野川漁港、請戸漁港）	指定管理者	相馬双葉漁業協同組合
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	土木部港湾漁港グループ

### 施設概要及び管理運営業務内容

#### 1 施設の概要

(1) 釣師浜漁港プレジャーボート用指定施設	釣師泊地A	130.5m <sup>2</sup>
(2) 釣師浜漁港プレジャーボート用指定施設	釣師泊地B	279.5m <sup>2</sup>
(3) 真野川漁港プレジャーボート用指定施設	烏崎泊地A	1,980m <sup>2</sup>
(4) 真野川漁港プレジャーボート用指定施設	烏崎泊地B	1,250m <sup>2</sup>
(5) 真野川漁港プレジャーボート用指定施設	烏崎泊地C	2,025m <sup>2</sup>
(6) 請戸漁港プレジャーボート用指定施設（泊地）		840m <sup>2</sup>

#### 2 管理運営業務内容

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 使用の許可等に関すること。
- (3) プレジャーボートの適正な停泊、停留及び係留の指導に関すること。
- (4) その他知事が必要と認める業務に関すること。

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

#### 【目標】

プレジャーボート用指定泊地の管理業務を行うに当たっては、次の管理運営目標が達成できるよう努めなければならない。

- (1) プレジャーボートの安全な係留を行うこと。
- (2) 管理物件における放置艇を防止すること。
- (3) 管理物件及びその周辺の環境美化に努めること。

#### 【取組方針】

##### 1 施設の維持管理について

施設の維持のため岸壁周辺の損傷等がないか点検等を行いながら、周辺施設にゴミ等の投棄された場合には清掃等を行う。また、施設の安全な運営管理のために施設利用者と漁業者等周辺施設利用者との調整等を図りながら運営を行う。

##### 2 施設の運営について

県民の方々により良い施設利用を確保するため、関係法令等を遵守しながら施設運営に当たる。また、事業を円滑に行うに当たり、県等の関係機関との連絡体制を十分に取り、また施設周辺に事務所があり、施設周辺を利用している漁業関係者とも密接で、その意見や希望を円滑に取り入れながら、利用者に対し、より良い施設利用を図る。

##### 3 漁業者等との調整

施設周辺は漁船、漁業者等が利用しているため、使用者と漁業者の安全の確保のため、漁業者等の利用状況の確認を行い、使用者に対し周知する。

### 業務管理体制等

#### 1 業務管理の実施状況について

- (1) 月次事業報告



基本協定書に基づき、毎月の使用許可等の事業実績及び管理日誌を港湾建設事務所へ報告させ、確認を行っている。

(2) 事業報告書の提出

基本協定書に基づき、毎年度終了後に管理業務に係る事業報告書の提出を求め、港湾建設事務所で行っている。

平成18年度の取組実績

福島県漁港管理条例、基本協定書及びプレジャーボート用指定施設指定管理者管理運営仕様書に基づき、管理業務を適正に実施した。

1 利用状況(使用料)及び県委託料(県・指定管理者 通年)

港名	保管隻数		使用料(県収入) <small>隻数×月数×(単価1)×1.05</small>		県委託料 <small>(隻数×月数×(単価2)×1.05)</small>	
	17年度	18年度	17年度(円)	18年度(円)	17年度(円)	18年度(円)
釣師浜漁港	6	5	192,780	162,540	151,200	126,000
真野川漁港	63	61	2,045,610	2,016,315	1,577,100	1,533,000
請戸漁港	15	14	532,980	491,400	375,900	352,800

(単価 1) 艇長7m未満... 2,400円 7m以上14m未満... 3,300円 14m以上... 5,600円

(単価 2) 動力船... 2,000円 無動力船... 1,000円

2 管理運営目標の達成状況(指定管理者 通年)

管理目標	達成状況
プレジャーボートの安全な係留を行うこと。	達成
管理物件における放置艇を防止すること。	達成
管理物件及びその周辺の環境美化に努めること。	達成

3 経費の縮減(県・指定管理者 通年)

- ・単価契約のため、保管隻数に応じて委託料及び使用料収入が増減する。
- ・指定管理者導入前と委託費単価の変更はないが、委託内容を見直し、県の事務の効率化・経費削減を図った。(新たに使用許可票の作成等を委託業務に加えた。)

平成18年度の取組実績の評価

1 施設の維持管理

週1回以上巡視を行い、施設の点検、環境美化に努めている。

2 施設の運営

適正な停泊、停留及び係留のため、安全に利用できるよう指導し、災害等の発生が予想される場合に事前に船舶の係留状況の確認を行い、また、安全確保のため漁業者との利用形態の調整や関係機関との連絡調整を随時行っており、いずれの業務も適正に執行されていると判断する。

今後の取組み

上記の管理運営の目標及び取組方針に基づいた取組を行う。

なお、放置艇を発見した場合については、速やかに使用許可の手続きを行うとともに、漁港の利用上支障があると認められるときは、県に連絡し県の指示により撤去等の指導を行う。

施設名	県営あづま総合運動公園	指定管理者	(財)福島県都市公園・緑化協会
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	土木部都市計画グループ

### 施設概要及び管理運営業務内容

#### 1 施設の概要（平成19年4月1日現在）

- (1) 公園の名称           あづま総合運動公園
- (2) 所在地               福島市佐原地内
- (3) 面積                 88.2 ha（クライミングウォール及び民家園を除く面積）
- (4) 管理する施設
  - 有料施設
    - ・県営あづま総合体育館   ・県営あづま陸上競技場   ・県営あづま球場
    - ・庭球場                    ・サイクルスポーツ広場
  - その他の施設
    - ・補助陸上競技場        ・軟式野球場                ・多目的運動広場
    - ・第二多目的運動広場   ・ミニ多目的広場           ・スポーツイベント広場
    - ・せせらぎ・桜の広場   ・ピクニック広場           ・木陰広場
    - ・巨石広場                ・トリムの森                ・駐車場 14カ所
    - ・屋外トイレ 11棟

#### 2 管理運営業務内容

県民のスポーツ振興及び健康増進と憩いの場として、「安全で安心な公園」の実現のため、公園施設の適切な管理と利用促進に努める。

##### (1) 施設管理業務

- |                       |                 |         |
|-----------------------|-----------------|---------|
| 植栽管理業務                | 建物管理業務          |         |
| 防鼠防虫駆除、空気環境測定及び照度測定業務 |                 | 清掃管理業務  |
| 日常点検及び保守点検業務          | 警備業務            | 修繕業務    |
| 保険加入業務                | 異常気象時等の緊急時の対応業務 |         |
| 事故等の対応業務              | 除雪業務            | リサイクル業務 |

##### (2) 施設利用業務

施設の利用に関して、公平かつ質の高いサービスを提供できるように、受付・案内・利用調整業務等を適切に行う。

公益を害し風俗を乱すおそれがあると認められる場合、公園の管理・運営上支障があると認められる場合等に、利用の不許可、入園拒否等を適切に行い、善良な利用者の妨げにならないように努める。

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

#### 【目標】

あづま総合運動公園が福島県の広域公園の一つとして、県民のスポーツ及び多様なレクリエーション活動の振興に資する施設であることを踏まえ、

- 1 公園施設利用者数の増加
- 2 管理経費の節減
- 3 スポーツ・レクリエーション教室及び緑化の普及のための各種教室の開催による県民サービスの向上に努める。

#### 【取組方針】

次の方針に基づき、公園の適切な管理に努める。

- 1 利用者への公平なサービスの提供
- 2 利用者サービスの質の向上
- 3 公園内施設の利用促進
- 4 公園内施設・設備等の安全かつ良好な状態での保全
- 5 公園内施設・設備等の利用者の安全確保
- 6 利用者の意見の管理運営への反映
- 7 経費の節減
- 8 関係法規の遵守

## 業務管理体制等

- 1 業務計画書の提出（年度初め）  
毎年度、指定日までに建設事務所を経由して本庁に提出させることとしており、これを受けて連携して管理指導にあたっている。
- 2 業務報告書の提出（年度末）  
毎年度終了後、4月30日までに建設事務所を経由して本庁に提出させることとしており、これを受けて5月に確認検査を行っている。
- 3 月別業務報告書（毎月）  
毎月10日までに、前月までの管理業務実施状況、公園施設利用状況を建設事務所を経由して本庁に提出させることとしており、これを受けて連携して管理指導にあたっている。

## 平成18年度の取組実績

- 1 公園施設利用者数の増加に関する事項（指定管理者 通年）  
各種のスポーツ・レクリエーション教室や緑化の普及のための各種教室等を開催するとともに、「サービスデー」及び「サマータイム」を導入し、ホームページや「あづまだより」などによる施設・行事等の広報に努めた結果、1,331,597人の利用者があった。
  - ・平成18年度 施設利用者数実績 1,331,597人(A)
  - ・ " 施設利用者数見込み 1,200,000人(B)
  - ・平成17年度 施設利用者数実績 1,265,092人(C)
  - ・対前年度比(A/C)105%
  - ・見込達成率(A/B)111%
- (1) スポーツ教室の開催  
小学生初心者水泳教室など7種目14教室 参加者数 延べ2,280人(1,888人)
- (2) スポーツイベントの開催  
第22回全国小学生陸上競技交流大会福島県予選会や第4回あづまの郷ウォーク大会など13大会 参加者数 延べ9,978人(7,800人)
- (3) あづまイベントの開催
  - 春の感謝デー (4/29)
  - 県民の日記念イベント(8/20)
  - 秋の感謝祭 (10/9)
  - 冬休み子ども会 (12/23)参加者数 延べ14,762人(8,471人)
- (4) サービスデーの実施  
これまで年3回であった個人利用無料開放日を、毎月1回に拡大し利用者へのサービスを向上させるとともに利用者増を図った。  
〔これまでの無料開放日 4月(旧みどりの日) 8月(県民の日) 10月(体育の日)〕
- (5) サマータイムの実施

6月から8月までの3ヶ月間、庭球場、あづま陸上競技場などの施設を19時まで利用可能として、利用者の利便性を向上させるとともに、利用者増に努めた。  
当該期間当該時間帯で、2,326名の利用があった。

## 2 管理経費の節減に関する事項（指定管理者 通年）

### (1) 人件費の削減

- ・役員体制の見直し  
常勤役員を4名から2名に削減し、役員報酬を13,047千円節減した。
- ・職員給与の見直し  
県の給与制度の見直しに準じ、職員給与の見直しを実施し、2,471千円節減した。

### (2) 施設の維持管理経費の節減

- ・電気機械設備等の保守点検費にかかる請差により経費を節減した（当初計画比3.6%減）。  
灯油代については、原油の高騰により増加する結果となった（当初計画比33.9%増）。

### (3) 植栽の管理経費の節減

- ・植栽の維持管理にかかる業務委託費の請差及び直営作業を増加させたことにより、当初計画比1.0%の経費を節減した。

### (4) 事務経費・物件費の経費節減

- ・県内旅行における日当の廃止など、旅費規程の改正により旅費支給額を削減した。
- ・松食い虫の被害により伐採した木材を利用してのツール作成、間伐材を利用した樹名板の作成など、園内発生材を有効利用して原材料費の節減を図った。

（単位：千円）

項目	17年度経費A	18年度経費B	差額B-A	対前年度比
人件費	204,260	184,240	20,020	90.2%
一般管理費	68,714	71,937	3,223	104.7%
事業費	407,540	394,713	12,827	96.9%
計	680,514	650,890	29,624	95.6%

## 3 スポーツ・レクリエーション教室及び緑化の普及のための各種教室の開催による県民サービスの向上に関する事項（指定管理者 通年）

### (1) スポーツ・レクリエーション教室の開催

- 卓越したスポーツ能力を有する職員及び外部講師によるスポーツ教室を開催し、スポーツの普及・振興に努めた。

幼児から小学生を対象としたスポーツ教室

親と幼児の運動教室など11教室（参加者数 延べ1,926人）

高校生以上の大人を対象としたスポーツ教室

ラグビー教室B（参加者数 延べ134人）

大人を対象としたスポーツ教室

ボクシングエクササイズ教室（参加者数 延べ220人）

### (2) 緑化の普及のための各種教室の開催

- 美しい都市景観の形成を目指し、まちを花と緑でいっぱいにするために「緑化推進事業」としての園芸教室を行った。

無料開放日“春の感謝デー”に合わせた園芸教室

- ・園芸教室 参加者50名
- ・花苗の展示即売会
- ・花苗等の無料配布

季節に合わせた園芸教室

- ・前期 5月～6月 参加者 27名
- ・後期 10月～11月 参加者 26名

#### 4 その他の事項（指定管理者 通年）

##### (1) 「安全・安心な公園」の実現

全役職員が一丸となって、利用者へのサービス向上と「安全・安心な公園」の実現のため、下記事項に取り組んだ。

##### 管理責任の遂行

「誰でも、四季を通じ安全で安心して快適に利用できる状態」を提供するため、日常の利用状況を適時的確に把握し、故障・事故・トラブル等の未然防止と万一事故が発生した場合の適切な対応に備えた。

##### 普通救命講習会の実施

主要施設にAEDを設置するとともに、全役職員がAEDの使用方法などの普通救命講習を受講して、利用者の救急救命に備えた。

##### 管理体制の整備

関係法令に基づく有資格者や実務経験の豊富な職員を確保するとともに、管理体制を整備した。

- ・公認スポーツプログラマーや緑地管理等実務上必要な研修への積極的な参加。
- ・財団法人ふくしま自治研修センターが実施する研修への参加。
- ・「県営都市公園賠償責任保険」への加入。

##### 利用者の声の反映

各施設にアンケートボックスを置き、「利用者の声」を公園施設の運営に反映させた。

##### 利用者の主な声

- ・利用者のマナーの悪さについて、注意してほしい。（公園内の犬の散歩、幼児体育室の利用方法など）
- ・広報の掲示方法について、改善を求める。（無料開放日における無料券配布場所など）

##### 職員の接客態度の向上

「マナー接客教育」を徹底し、接客態度の向上に努めた。

##### 喫煙対策

健康増進法に準拠し、体育館、野球場等建物内は全て禁煙とし、屋外の安全な場所を数カ所喫煙場所に指定することにより分煙を確保した。

##### 個人情報保護対策

個人情報の取り扱いについては、職員一人ひとりが十分認識を高め、個人情報の紛失・漏洩の防止に努めた。

#### 5 指定管理者業務以外の業務（指定管理者 通年）

##### サイクルスポーツ広場の管理運営

- ・サイクルスポーツ広場において、変わり種自転車等の貸し出しを行った。

貸出事業収入 11,275,850円

##### 臨時売店、自動販売機の運営

- ・総合体育館、あづま球場、陸上競技場での催し物開催時に売店を開設し、利用者の利便に供した。
- ・体育館ラウンジ、庭球場休憩棟等に自動販売機を設置して、来園者の利便に供した。

### 平成18年度の取組実績の評価

#### 1 公園施設利用者数の増加に関する事項

- ・指定管理者自らが主催する各種イベントや広報等により利用者は増加しており、その取組みは評価できる。
- ・今後は、比較的用户の少ない平日における利用者の増加に向けた一層の取組みが望まれる。

#### 2 管理経費の節減に関する事項

- ・人件費については、常勤役員の減、職員給与の引下げ等による節減を行っており、その取組みは評

価できる。

- ・従来は再委託により実施していた植栽管理についても、一部直営へと切り替えることにより経費節減につなげているが、再委託率を低下させるという観点からもさらなる検討が望まれる。
- ・原油価格の高騰から灯油代は大幅に増加しているが、今後もこの傾向は続くと思われることから、利用者サービスに支障を来さないよう配慮しつつ、効率的な使用に努める必要がある。

### 3 スポーツ・レクリエーション教室及び緑化の普及のための各種教室の開催による県民サービスの向上に関する事項

- ・これらの教室については、いずれも数十名の参加者があり、県民サービスの向上に資するものであったと判断する。特に、ラグビー教室等にあつては募集数を大幅に超える参加があり、公園使用者の増加にもつなげたものとして評価できる。

### 4 その他の事項

- ・「安全・安心な公園」の実現へ向けて、管理体制の質の向上を図る取組みが各種実施されており、その取組みは評価できる。

### 5 指定管理者業務以外の業務

- ・自主的な収益事業であるが、収益の一部を植栽管理を直営で実施するための機械購入費に充てるなど、指定管理者業務の充実にも資するものであったと思われる。

## 今後の取組み

平成18年度と同様の取組みをするほか、特に下記事項を重点的に実施し、誰もが四季を通じて快適に利用できる「安全で安心な公園」の実現を目指す。

### 1 公園施設利用者の増加に関する事項

#### (1) 利用予約受付システムの導入

- ・各施設の利用受付事務について、インターネットを活用したシステムを導入し、24時間受付可能とし、利用者の利便性の向上を確保するとともに、利用者の増加を図る。

#### (2) 利用者の声の管理運営への反映

- ・「利用者の声」を管理運営に反映させ、より身近な親しみのある公園とする。

#### (3) 平日の午後の利用者増の促進

- ・平日の午後の利用者増を図るため、各団体、企業等との連携を深めるとともに、時間的に余裕のある中・高齢者への働きかけを行う。

#### (4) イベントの誘致

- ・報道機関、ニューススポーツ団体等へ各種大会の開催を働きかけ利用者の増に努める。

#### (5) 季節感のある展示等の実施

- ・4～5月のこいのぼり、7～8月の七夕飾り、11月の落葉プール、12月のクリスマスツリー、1月の団子刺しなど季節を彩る展示等を行い、特に子供たちの誘客を図る。

#### (6) ライトアップの実施

- ・照明の専門家の協力を得て、春の桜・夏のヤマユリ、秋のイチョウ、冬のケヤキと四季を通じた園内のライトアップを実施し誘客を図る。

#### (7) フォトコンテストの実施

- ・空港公園、逢瀬公園と合同で「公園フォトコンテスト」を開催し、公園の四季折々の景観を再発見する。優秀作品は各公園持ち回りで展示するとともに、広報誌やホームページへ利用し誘客を図っていく。

#### (8) てくてくマップ(仮称)の作成

- ・公園利用者、地元の自然愛好家などの協力を得て、園内の魅力をまとめた「てくてくマップ」を作成し、近隣の施設や遺跡等との連携を深めつつ誘客を図る。

(9) 利用者への情報提供

- ・「ホームページ」、「公園だより」、「花だより」、「イベントちらし」、「月間行事予定表」やマスクミを通じた情報提供を積極的に行い誘客を図る。

2 管理経費の節減に関する事項

一般事務費の節減はもちろんのこと、事業経費についても利用者へのサービス水準を維持しつつ積極的な節減に努める。

(1) 再委託率の低減

- ・植栽については協会所有の管理機械を有効に活用し、可能な限り直営による維持管理を行い再委託率の縮小に努める。

また、協会所有の管理機械の一元管理化を進め、他公園との一体的、効率的な管理運営にあたっていく。

(2) 発生材の再利用

- ・園内で発生する剪定枝、古損木などを産廃処理せずチップ化することにより、経費節減と資源の再利用を促進する。

(3) 管理区分の明確化

- ・園内各施設の供用時期がまちまちであり、画一的な管理が難しい状況にあることから、それぞれの植生にあった効率的な管理計画を立て、管理することにより経費の節減を図る。

(4) アセットマネジメントに向けて

- ・施設の老朽化が年々進んでいることから、計画的な修繕、設備の適切な更新時期の検討等、効率的な維持管理が図れるよう修繕計画の見直しを進める。

3 スポーツ・レクリエーション教室及び緑化の普及のための各種教室の開催による県民サービスの向上に関する事項

- (1) 新たに練習用ボクシングリングを設置し、要望の多い「ボクシングエクササイズ教室」の充実を図る。

- (2) 個人利用者向け会員制を導入し、より利用しやすい施設とする。

- (3) 季節に合わせた園芸教室の実施や、子供を対象とした夏休み、冬休みの教室「公園の達人」を実施する。

4 職員の資質向上に関する事項

多くの職員に、公園管理士、体育施設管理士等、公園施設管理に必要な資格を積極的に取得させ、一層の資質向上を図るとともに、県民サービスの向上に資する。

5 その他

90 ha を越える広大な本公園内には、人工的に整備された地域と、自然のままの地域とが混在している。園内に生息する動植物、昆虫等の野生生物の文献調査、現地調査を実施し、そのリストを作成して維持管理の参考とすることにより、環境の保全に努めていく。

施設名	福島空港公園	指定管理者	(財)福島県都市公園・緑化協会
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	土木部都市計画グループ

### 施設概要及び管理運営業務内容

#### 1 施設の概要（平成19年4月1日現在）

全面積 43.9 ha

- (1) 緑のスポーツエリア 面積 182,300 m<sup>2</sup> (21世紀建設館 トイレ3棟 あづまや1棟)
- (イ) 21世紀建設館駐車場 34,990 m<sup>2</sup> (ロ) テニスコート(8面) 13,550 m<sup>2</sup>
- (ハ) 多目的運動広場・フットサルコート 44,980 m<sup>2</sup> (ニ) 園路・進入路 44,074 m<sup>2</sup>
- (ホ) 既存林 44,706 m<sup>2</sup>
- (2) 地球科学エリア 面積 63,000 m<sup>2</sup> (あづまや2棟 トイレ2棟 炊事場1棟 釜戸4基)
- (イ) お花見広場 19,707 m<sup>2</sup> (ロ) 野外活動広場 4,135 m<sup>2</sup>
- (ハ) 2号防災調節地 9,624 m<sup>2</sup> (ニ) 園路・進入路 17,217 m<sup>2</sup>
- (ホ) 既存林 12,317 m<sup>2</sup>
- (3) エアフロントエリア 面積 194,000 m<sup>2</sup>  
(あづまや4棟 展望台2基 トイレ3棟 休憩所1棟)
- (イ) 福島広場 7,000 m<sup>2</sup> (ロ) 岩園 5,000 m<sup>2</sup> (ハ) 入り口広場 2,500 m<sup>2</sup>
- (ニ) 展望広場 27,000 m<sup>2</sup> (ホ) 管理棟 300 m<sup>2</sup> (ハ) 郷土の森 21,000 m<sup>2</sup>
- (ト) 花木園 49,000 m<sup>2</sup> (チ) 駐車場 31,000 m<sup>2</sup> ほか

#### 2 管理運営業務内容

##### (1) 施設管理業務

植栽管理業務	建物管理業務	清掃管理業務
日常点検及び保守点検業務	警備業務	修繕業務
保険加入業務	異常気象時等の緊急時の対応業務	
事故等の対応業務	除雪業務	リサイクル業務

##### (2) 施設利用業務

施設の利用に関して、公平かつ質の高いサービスを提供できるように、受付・案内・利用調整業務等を適切に行う。

公益を害し風俗を乱すおそれがあると認められる場合、公園の管理・運営上支障があると認められる場合等に、利用の不許可、入園拒否等を適切に行い、善良な利用者の妨げにならないように努める。

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

#### 【目標】

本公園は福島空港に隣接しており、公園本来の目的である緑地保全機能はもとより、人々に自然と触れ合う憩いの場や、スポーツを通じたレクリエーションの場を提供するものである。

公園利用者は若年層から高齢者まで各層にわたるため、すべての利用者への公平で良好なサービスを提供すること、及び、3地域に分かれており整備された時期もそれぞれ違うため、各地域ごとにその特長を生かした利用者に親しまれる公園とし、また、その場にマッチした効率的な維持管理を行うことにより管理経費の縮減をも図ることを目標に円滑な業務の遂行を目指すものとする。

#### 【取組方針】

##### 1 植栽及び芝生等の維持管理に関する事項



- (1) 既存林、人工的な植栽緑地がありそれぞれの設置目的にあった適正な維持管理に努める。
  - (2) 職員の有する資格（樹木医、ビオトープ管理士、園芸福祉士、監理技術者等）を活用し、良好で効率的な管理に努める。
  - (3) 再委託業務は機械力、専門的な技術を要し、効率化の図れる業務に限定する。
- 2 建物、施設、設備及び機械等の定期点検、日常点検及び保守に関する事項
    - (1) 施設の安全、衛生、機能等各点において良好で快適な利用が図れるよう管理に努める。
    - (2) 法定点検、自主点検の体系化を図り効率的な管理に努める。
  - 3 建物内、園路、芝生及びトイレ等の清掃に関する業務に関する事項
    - (1) 利用者が快適に利用できるよう美観、衛生的な環境が保てるよう努める。
  - 4 公園内の安全を確保する業務に関する事項
    - (1) 園内の危険箇所の把握に努める。
    - (2) 異常気象時等における施設利用者への被害防止を図るための体制を確立する。
    - (3) 夜間、休園日等の緊急連絡体制を確立する。
    - (4) 不審者、不審車両等が見られた場合は警察と連携しながら適切な対応を図る。
    - (5) 職員の普通救命講習を実施し緊急時には迅速な対応ができるよう努める。
  - 5 施設・設備・備品等の破損、損壊、老朽化等したものの修繕に関する事項
    - (1) 緊急的に修繕を行う必要がある場合の修繕は別途締結の年度修繕協定に基づき県と協議しながら早急な施設の機能回復に努める。
    - (2) 大規模修繕、あるいは計画的な修繕は定期点検、日常点検に基づき県と協議しながら修繕に努める。
  - 6 施設の利用、活用に関する事項
    - (1) 長期的な利用については、年間利用調整会議により調整を図りながら公平な利用が図れるよう努める。
    - (2) 日常の利用についても適正かつ公平な利用が図れるよう努める。
  - 7 公園内から発生する古損木、刈草等を堆肥化しリサイクルを行う事項
    - (1) 園内で発生する剪定枝、枯損木、刈草、落葉等の堆肥化を図り、園内に還元するリサイクル化を促進する。

## 業務管理体制等

- 1 業務計画書の提出（年度初め）  
毎年度、指定日までに建設事務所に提出させることとしており、これを受けて管理指導にあっている。
- 2 業務報告書の提出（年度末）  
毎年度終了後、4月30日までに建設事務所に提出させることとしており、これを受けて4月に確認検査を行っている。
- 3 月別業務報告書（毎月）  
毎月10日までに、前月までの管理業務実施状況、公園施設利用状況を建設事務所に提出させることとしており、これを受けて管理指導にあっている。

## 平成18年度の実績

- 1 樹木、芝生等植栽の維持管理に関する事項（指定管理者 通年）

- (1) 日常の植栽管理は直営により実施し、高度な技術力を要する樹木管理や特殊な管理機械を必要とするものは、専門の委託業者により実施し適正な管理を行った。
- (2) 剪定枝、古損木のチップ化を図ることにより、園内の植栽箇所に散布するマルチング材として利用した。
- (3) 管理地が3ヶ所に分散しているため、作業車両をリースすることにより、作業の効率化を図った。
- (4) サルビア、パンジー、ルピナスなど苗の育成からできるものは園内で育て、またチューリップなどは球根を購入することにより、園内各花壇に季節季節の草花の植栽を行った。
- (5) 臨時業務員のほか空港公園ボランティアの組織化を図り、園地管理にあたった。

## 2 建物、設備等の定期点検、日常点検に関する事項（指定管理者 通年）

- (1) 専門的な資格を必要とする法定点検については、専門業者に再委託し、通常の日常点検については直営で実施した。

## 3 施設の利用、活用に関する事項（指定管理者 通年）

- (1) 緑のスポーツエリアの芝を良好な状態に保ち、春先の供用時期を例年より早めてゴールデンウィークとし、また秋季の供用も1ヶ月延長し11月末までとした。温暖な気候もあって多くの利用があった。
- (2) スポーツ団体等への施設貸し出しについては、調整会議等でその使用が重複しないよう、かつ、効率的な運用が図れるよう調整を図った。
- (3) 近隣の小中学校、各種団体へ利用促進を働きかけ、またインターネット等によりPR活動を行った。
- (4) フットサル、サッカー、テニス等のスポーツイベント（34,800人参加）春秋の園芸教室（600人参加）子供たちを集めた「みんなでつくろう小さな森づくり」（46人参加）落葉プール（837人参加）などを開催し利用促進を図った。
- (5) 毎月1回のテニスコートの無料開放を実施し、多くの利用者があった。（利用者451人）
- (6) 施設利用者数は349,541人で管理運営目標の300,000人に対し16.5%の増、前年度の276,307人に対し26.5%の増加となった。
- (7) 空港祭実行委員会主催の春秋の「空の日」などの催しに積極的に参加し、多くの参加者があった。

## 4 経費の節減に関する事項（指定管理者 通年）

- (1) 植栽管理にあたっては直営及び再委託で行っているが、再委託業務を極力減らして直營業務により維持管理を行い経費の節減を図った。
- (2) 剪定枝、風倒木、古損木などは資源の再利用化を第一とし、産廃として処理せずにチップ化することで園内でマルチング材として再利用し、あわせて経費の節減を図った。

（単位：千円）

項目	17年度経費A	18年度経費B	差額B - A	対前年度比
人件費	42,753	39,313	3,440	92.0%
一般管理費	6,665	6,665	0	100.0%
事業費	70,269	63,222	7,047	90.0%
計	119,687	109,200	10,487	91.2%

## 平成18年度 of 取組実績の評価

### 1 樹木、芝生等植栽の維持管理に関する事項

- ・提出された業務報告書及び巡視報告書等に基づき確認した結果、適切に実施されたと判断する。

- 2 建物、設備等の定期点検、日常点検に関する事項
  - ・提出された業務報告書及び各種点検表等に基づき確認した結果、適切に実施されたと判断する。
- 3 施設の利用、活用に関する事項
  - ・指定管理者自らが主催する各種教室や広報等により利用者は増加しており、その取組みは評価できる。
- 4 経費の節減に関する事項
  - ・人件費については、職員給与の引下げ等による節減を行っており、その取組みは評価できる。
  - ・従来は再委託により実施していた植栽管理についても、一部直営へと切り替えることにより経費節減につなげているが、再委託率を低下させるという観点からもさらなる検討が望まれる。

## 今後の取組み

- 1 植栽、施設、設備等の維持管理に関する事項
  - (1) 本公園は3エリアの供用年数の違いがあり画一的な管理ができないため、それぞれの植生にあった効率的な管理計画をたて、管理することによりコストの縮減を図る。
  - (2) 刈払い機、チェーンソーなどの技能講習を促進し、協会所有の維持管理機械を十分に活用して直営作業を多くし再委託率を低減し管理経費の縮減を図っていく。  
また、協会所有の管理機械の一元管理化を進め、他公園との一体的・効率的な管理運営にあたっていく。
  - (3) 剪定枝、古損木、風倒木、落葉など園内発生材を再利用することにより環境への負荷の軽減を図り、あわせてコストの縮減を図る。
  - (4) 施設の老朽化が年々進んでいることから、計画的な修繕、施設の適切な更新時期の検討等、効率的な維持管理が図れるよう修繕計画の作成と見直しを進める。
- 2 施設の利用、活用に関する事項
  - (1) 空港主催の各種行事への参加、グランドゴルフ、ターゲットバードゴルフなどのニュースポーツの大会を主催あるいは競技団体と共催しその普及振興に努め、ひいては利用者の増を図っていく。
  - (2) 近隣中学、高校の部活動を誘致し、利用促進を図る。
  - (3) ニュースポーツの中高年団体の誘致に努め、平日の利用促進を図る。
  - (4) 冬期間のテニスコート、フットサルコートの除雪に迅速に取り組み、施設利用が可能であることをホームページ等でPRすることにより利用者の増を図る。
  - (5) ホームページによる施設の空き情報の提供、報道機関への情報提供、地元市町村の広報誌への行事等の掲載依頼などPRに努めていく。
  - (6) あづま総合運動公園、逢瀬公園と合同の「公園フォトコンテスト」を開催することにより、広く利用者の皆様からの各公園の四季折々の優れた景観の発掘をお願いし、利用者楽しんでいただくとともに、優れた写真の広報誌やホームページへの利用を通じてPRを図っていく。
- 3 その他
 

広大な敷地を有する本公園内には、人の手の入った地域と自然のままの地域とが混在しており、18年度より一部着手している動植物、昆虫の生態調査を引き続き実施し環境保全に努めていく。

施設名	逢瀬公園	指定管理者	(財)福島県都市公園・緑化協会
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	土木部都市計画グループ

### 施設概要及び管理運営業務内容

#### 1 施設の概要（平成19年4月1日現在）

全面積 17.3 ha

- (イ) 中央広場 10,700 m<sup>2</sup> (展望台1基、カスケード1基 あづまや1棟)
- (ロ) 桜の広場 15,400 m<sup>2</sup> (あづまや2棟 トイレ1棟)
- (ハ) わんぱく広場 7,700 m<sup>2</sup> (トイレ1棟 あづまや4棟)
- (ニ) 入口広場 3,200 m<sup>2</sup> (ホ) 花暦園 17,100 m<sup>2</sup> (あづまや1棟)
- (ヘ) 駐車場 1,700 m<sup>2</sup> (トイレ1棟) (ト) 幹線園路・園路 11,100 m<sup>2</sup>
- (フ) 既存林 106,100 m<sup>2</sup>

#### 2 管理運営業務内容

##### (1) 施設管理業務

植栽管理業務	建物管理業務	清掃管理業務
日常点検及び保守点検業務	警備業務	修繕業務
保険加入業務	異常気象時等の緊急時の対応業務	
事故等の対応業務	除雪業務	リサイクル業務

##### (2) 施設利用業務

施設の利用に関して、公平かつ質の高いサービスを提供できるように、受付等を適切に行う。

泥酔者その他公園の管理・運営上支障があると認められる者の入園拒否等を適切に行い、善良な利用者の妨げにならないように努める。

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

#### 【目標】

本公園は丘陵地を利用して整備された自然豊かな公園で散策、ジョギング、自然鑑賞、住民の地域活動や環境教育活動など幅広く利用されている。

公園利用者も子供から障害者、高齢者など幅広い年齢層にわたるため、施設利用者の安全を最優先にとらえ、園内に潜む危険箇所の把握に努め、安全対策に全力をあげた管理運営体制を確立する。その上で利用者への公平で公正なサービスを提供し、利用促進を図ることを目指すものである。

また、園内の大部分を占める緑地の適正かつ効率的な管理を行い、創意工夫による経費節減をあわせて図ることを目指すものである。

#### 【取組方針】

##### 1 植栽及び芝生等の維持管理に関する事項

- (1) 既存林、人工的な植栽緑地それぞれの設置目的にあった適正な維持管理に努める。
- (2) 職員の有する資格（樹木医、ピオトープ管理士、園芸福祉士、監理技術者等）を活用し、良好で効率的な管理に努める。
- (3) 再委託業務は、機械力及び専門的な技術を要する効率化の図れる業務に限定する。

##### 2 建物、施設、設備及び機械等の定期点検、日常点検及び保守に関する事項

- (1) 施設の安全、衛生、機能等各点において良好で快適な利用が図れるよう管理に努める。

(2) 法定点検、自主点検の体系化を図り効率的な管理に努める。

3 建物内、園路、芝生及びトイレ等の清掃に関する業務

(1) 利用者が快適に利用できるよう美観、衛生的な環境が保てるよう努める。

4 公園内の安全を確保する業務

- (1) 園内の危険箇所の把握に努める。
- (2) 異常気象時等における施設利用者への被害防止を図るための体制を確立する。
- (3) 夜間、休園日等の緊急連絡体制を確立する。
- (4) 不審者、不審車両等が見られた場合は警察と連携しながら適切な対応を図る。
- (5) 職員の普通救命講習を実施し、緊急時には迅速な対応ができるよう努める。

5 施設・設備・備品等の破損、損壊、老朽化等したものの修繕に関する事項

- (1) 緊急的に修繕を行う必要がある場合の修繕は別途締結の年度修繕協定に基づき県と協議しながら早急な施設の機能回復に努める。
- (2) 大規模修繕、あるいは計画的な修繕は定期点検、日常点検に基づき県と協議しながら修繕に努める。

6 施設の利用、活用に関する事項

- (1) リーフレット、ホームページ等を利用した利用促進のPRに努める。
- (2) 適正かつ公平な利用が図れるよう努める。

7 公園内から発生する古損木、刈草等を堆肥化しリサイクルを行う事項

- (1) 園内で発生する剪定枝、枯損木、刈草、落葉あるいは松くい虫被害木の堆肥化を図り、園内に還元するリサイクル化を促進する。

## 業務管理体制等

1 業務計画書の提出（年度初め）

毎年度、指定日までに建設事務所に提出させることとしており、これを受けて管理指導にあたっている。

2 業務報告書の提出（年度末）

毎年度終了後、4月20日までに建設事務所に提出させることとしており、これを受けて4月に確認検査を行っている。

3 月別業務報告書（毎月）

毎月10日までに、前月までの管理業務実施状況、公園施設利用状況を建設事務所に提出させることとしており、これを受けて管理指導にあたっている。

## 平成18年度の取組実績

1 樹木、芝生等植栽の維持管理に関する事項（指定管理者 通年）

- (1) 日常の植栽管理は、機械力あるいはより専門的な技術力を必要とする倒木処理を除き、すべて直営により実施した。
- (2) 剪定枝、古損木のチップ化を図ることにより、園内の植栽箇所に散布するマルチング材として利用した。
- (3) サルビア、パンジー、ルピナスなど苗の育成からできるものは園内で育て、またチューリップなどは球根を購入することにより、園内各花壇に季節季節の草花の植栽を行った。

- (4) 園地管理には臨時業務員のほかボランティアの組織化を図り、維持管理にあたった。
- 2 建物、設備等の定期点検、日常点検に関する事項（指定管理者 通年）
- (1) 専門的な資格を必要とする法定点検については、専門業者に再委託し、通常の日常点検については直営で実施した。
- (2) 展望施設の塗装、排水処理施設などの老朽化が著しいため、その修繕工事を実施した。
- 3 施設の利用、活用に関する事項（指定管理者 通年）
- (1) 近隣の小中学校、各種団体等へ利用促進を働きかけ、またインターネット等によりPR活動を行った。
- (2) 園内の起伏にとんだ地形を利用し3kmと5kmのジョギングコースの設定及び表示板の設置、マップの作成を行った。
- (3) 施設利用者数は隣接する緑化センターとあわせ 147,538 人で管理運営目標の 125,000 人に対し 18.0%の増、前年度の 138,121 人に対し 6.8%の増加となった。
- (4) 入園者の増加を図るため、「みどりの日」苗木無料配布、日曜みどりの教室、みどりと花のふれあい講座、山野草盆栽展、「花いっぱい運動」苗配布、葉草教室、「森はみんなのおもちゃ箱」などのイベントを開催し、367名の参加者があった。
- 4 経費の節減に関する事項（指定管理者 通年）
- (1) 植栽管理にあたっては特殊なものを除きすべて直営業務により維持管理を行い、経費の節減を図った。
- (2) 剪定枝、風倒木、古損木などは資源の再利用化を第一とし、産廃として処理せずにチップ化することで園内でマルチング材として再利用し、あわせて経費の節減を図った。

（単位：千円）

項目	17年度経費A	18年度経費B	差額B-A	対前年度比
人件費	17,700	14,387	3,313	81.3%
一般管理費	99	31	68	31.3%
事業費	9,275	13,088	3,813	141.1%
計	27,074	27,506	432	101.6%

## 平成18年度の取組実績の評価

- 1 樹木、芝生等植栽の維持管理に関する事項
- 提出された業務報告書及び巡視報告書等に基づき確認した結果、適切に実施されたと判断する。
- 2 建物、設備等の定期点検、日常点検に関する事項
- 提出された業務報告書及び各種点検表等に基づき確認した結果、適切に実施されたと判断する。
- 3 施設の利用、活用に関する事項
- 指定管理者自らが主催する各種教室や広報等により利用者は増加しており、その取組みは評価できる。
- 4 経費の節減に関する事項
- 人件費については、職員給与の引下げ等による節減を行っており、その取組みは評価できる。
  - 従来は再委託により実施していた植栽管理についても、一部直営へと切り替えることにより経費節減につなげているが、再委託率を低下させるという観点からもさらなる検討が望まれる。

## 今後の取組み

### 1 植栽、施設、設備等の維持管理に関する事項

- (1) 公園内における森林や樹木、芝生等を対象とする植栽管理については、人工的に整備された緑と里山的に残された緑があることから、これら緑の特性を十分理解し、明確な管理区分を設定した上で効率的な維持管理を行い、コストの縮減を図っていく。
- (2) 刈払い機、チェーンソーなどの技能講習を促進し、協会所有の維持管理機械を十分に活用して直営作業を増やし、再委託率を低減し管理経費の縮減を図っていく。  
また、協会所有の管理機械の一元管理化を進め、他公園との一体的・効率的な管理運営にあたっていく。
- (3) 前年度に引き続き剪定枝、風倒木、古損木などの資源の再利用化を図り、産廃として処理せずにチップ化することで園内でマルチング材として再利用し、あわせて経費の節減を図っていく。
- (4) 施設の老朽化が年々進んでいることから、計画的な修繕、施設の適切な更新時期の検討等、効率的な維持管理が図れるよう修繕計画の作成と見直しを進める。

### 2 施設の利用、活用に関する事項

- (1) 小中学校、福祉施設、商工会等地元の各種団体を主な対象に、広報誌、園内掲示板、ホームページなどにより積極的にPRを行い、利用者増を図っていく。
- (2) 逢瀬公園・緑化センターの主催事業として、緑化の普及と啓蒙を図るため、「日曜みどりの教室」、「みどりと花のふれあい講座」などの各種教室、「みどりの日」苗木無料配布、子供たちを対象とした自然体験、学習型の「森はみんなのおもちゃ箱」、「この木何の木ラリー」など各種イベントを開催し、利用者の増を図っていく。
- (3) あづま総合運動公園、福島空港公園と合同の「公園フォトコンテスト」を開催することにより、公園の四季折々の優れた景観を再発見していただくとともに、優秀作品を各公園持ち回りで展示し、また、広報誌やホームページへの利用を通じてPRに努める。
- (4) 植物や植物で作った工芸品など、緑に関するものを出展、販売してもらう「みどりのフリーマーケット」などを開催し地域との連携を図る。

### 3 その他

広大な敷地を有する本公園内には、人の手の入った地域と自然のままの地域とが混在しており、園内に生息する動植物、昆虫等の野生生物の文献調査、現地調査を実施してそのリストを作成し、維持管理の参考にして環境保全に努めていく。

施設名	県営住宅等（県北地区）	指定管理者	財団法人ふくしま建築住宅センター
指定期間	平成17年4月1日～平成20年3月31日	担当G名	土木部建築住宅企画グループ

### 施設概要及び管理運營業務内容

- 1 施設の概要（平成19年4月1日現在）  
（県北地区の県営住宅）
  - （1）団地数 20団地
  - （2）棟数 115棟
  - （3）管理戸数 1,917戸
  - （4）駐車場数 1,575区画
- 2 管理運營業務内容
  - （1）入居及び退去に関する業務
  - （2）家賃等の請求・収納に関する業務
  - （3）各種申請・届出書の受理・審査等に関する業務
  - （4）駐車場の管理に関する業務
  - （5）維持修繕、保守管理に関する業務

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

#### 【目標】

県営住宅の管理は、そこに生活する人々の安全と快適な生活が享受できる環境を提供する大きな役割を担っていることから、入居者等に対するサービスの向上、建物の合理的で適正な維持管理に努め、住民及び地域住民等からの信用と信頼に支えられながら、円滑な業務の遂行を目指す。

#### 【取組方針】

- 1 入居及び退去に関する事項
  - （1）入居等に対する相談窓口の充実や顧客本位の対応ができる職員の育成
  - （2）退去時の修繕や退去検査等の適正な実施及び日割り家賃や敷金の返還等の速やかな実施
- 2 家賃等の納入指導に関する事項
  - （1）家賃等の納入指導にあたる職員を配置し、適切な滞納家賃の督促等を実施
  - （2）団地管理人及び駐車場連絡会との信頼関係の構築と連携の強化
- 3 県営住宅等の維持修繕及び保守管理に関する事項
  - （1）入居者負担と県負担の修繕区分に対する説明とその周知の徹底
  - （2）公平・公正な退去検査の実施
- 4 サービスの向上に関する事項
  - （1）募集住戸の位置、家賃、間取り、申込み方法等の広報をホームページで実施
  - （2）建物の修繕や駐車場管理に対する修繕要請や苦情等について、迅速かつ適切に対処する。
  - （3）地震、火災等の緊急時の対応については、発生による被災状況の把握、復旧に向けての対応等関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切に対処する。
- 5 経費の節減に関する事項
  - （1）嘱託職員・臨時事務補助員を配置することにより直接人件費の縮減を図る。



- (2) 賃借料等については、共同利用で対応する等、経費の縮減を見込む。
- (3) 一定期間が経過した類似の修繕は、棟単位で実施することで設計費用の合理化を行い、保守管理委託については、総合保守点検委託契約と個別の保守管理委託契約との比較検討を行い、経費の節減を図る。

## 業務管理体制等

- 1 修繕実施状況について（毎月報告）  
建設事務所が管理指導にあたっている。
- 2 保守管理状況について（四半期毎報告）  
建設事務所が管理指導にあたっている。
- 3 業務実施状況について（立ち入り検査を年2回実施）  
建設事務所と本庁が連携して管理指導にあたっている。  
\*実施日（平成18年10月13日、平成19年1月30日）
- 4 委任業務全体の実施状況について（年度末）  
基本協定書に基づき、年度末に、管理業務事業報告書及び管理業務収支明細書の提出を受け、検査を実施している。

## 平成18年度の取組実績

- 1 入居及び退去に関する事項（指定管理者 通年）
  - (1) 入居等に対する窓口相談に常時2名を配置しているが、入居募集期間中の電話照会が相当（月平均約20件程度）あるものの、昼休み時間中も業務を中断することなく職員を配置することにより、迅速かつ適切な対応ができた。
  - (2) 県主催の建設事務所担当者会議（5月下旬）へ職員を参加させている他、職場研修を随時行い、特殊なケースや問題のあるケースについては、その都度文書化し全員に回覧する等全職員が認識を共有することにより、職員間で異なった対応をすることがないように努めた。
  - (3) 退去時の修繕や退去検査等の適正な実施のため、県営住宅管理人研修会（6月下旬）を毎年度実施して、管理人の意識を高め、退去者の把握と指導に結びつけている。  
また、退去予定者については、退去時修繕チェック表を配付し、退去時の手続きや修繕を適切かつスムーズに行えるよう配慮している。
- 2 家賃等の納入指導に関する事項（指定管理者 通年）
  - (1) 家賃等の納入指導にあたる管理員を3名配置し、原則として全ての滞納者に対し、臨戸訪問等を実施している。また、年2回、家賃納付促進月間として、夜間及び休日における臨戸訪問を実施した。  
（7月、11月実施 対象者257人 滞納額5,885,200円）
  - (2) 県営住宅管理員活動実績  
訪問件数：2,837件、納入相談件数：1,368件、  
現金受領分：27,650,474円
  - (3) 県営住宅家賃滞納者に対する強制執行立会  
2回実施、延べ2名
  - (4) 入居者との連絡調整役である管理人に対し、毎年研修会を実施している。

- 3 県営住宅等の維持修繕及び保守管理に関する事項（指定管理者 通年）
- (1) 全ての緊急修繕業者と定期的に業務打合会を実施し、適切な維持補修のための方策を協議、検討している。
- (2) 各団地の管理人に緊急修繕業者の連絡先を示し、緊急の場合に対応できるようにしている。
- 4 サービスの向上に関する事項（指定管理者 通年）
- (1) 募集住戸に関する位置、家賃、間取り等の情報及び入居申込の手續等について、パソコン、携帯電話等でアクセスできるホームページで随時、情報を発信している。
- (2) 入居者からの緊急修繕要請に対応するため、建築、給排水、ガス、電気関係の業種毎に取りまとめ業者を決めて、夜間や休日でも、業者に依頼すれば即対応できる状態にしている。
- (3) 駐車場に対する苦情が多い団地には、即現地に赴き、駐車場連絡会の役員と一緒に現地調査を行う等対処している。また、駐車場連絡会役員と懇談し、問題点の解消のための相談に応じている。
- 5 経費の節減に関する事項（指定管理者・県 通年）
- 平成16年度の実績と導入後の平成18年度の実績を比較すると、人件費等については、嘱託員及び臨時職員の雇用により、1,523千円の経費が節減となった。また、維持補修費等については、エレベーター保守管理の一括発注等により6,815千円の経費の節減となった。
- なお、協定額と実績額を比較すると、人件費等及び維持補修費等でそれぞれ47千円、6,612千円の節減となった。
- 維持補修費等は年度末精算を求めているため、6,612千円の返納額が発生した。

(単位：千円)

事 項	項 目	実績 A	協定額 B	実績 C	差額 C-A	差額 C-B
人件費等	1 人件費	24,850	26,466	24,120	730	2,346
	2 直接事務費	6,328	5,784	5,655	673	129
	3 一般管理費	8,848	6,300	8,728	120	2,428
	小 計	40,026	38,550	38,503	1,523	47
維持補修費等	4 維持補修費	43,023	42,999	42,913	110	86
	5 保守点検費	35,679	35,500	28,974	6,705	6,526
	小 計	78,702	78,499	71,887	6,815	6,612
計		118,728	117,049	110,390	8,338	6,659

## 平成18年度の取組実績の評価

- 1 入居及び退去に関する事項
- (1) 入居の事務については、毎月募集を実施しており、賃貸情報誌への募集の掲載も行っており、応募者多数の住戸については、抽選により決定しているなど、適切に処理されていると判断する。
- (2) 退去の事務については、退去の申し出者に対して、修繕の実施の説明や退去の確認検査を実施しており、適切に処理されていると判断する。
- (3) 入居者や入居希望者からの修繕の要望や苦情には、修繕負担区分の説明や修繕が必要な場合の実施など、適切に処理されていると判断する。
- 2 家賃等の納入指導に関する事項
- 家賃の徴収率は、平成16年度が90.52%、指定管理者に移行した平成17年度は91.23%、平成18年度は91.44%と移行前よりも夜間、休日の臨戸訪問を増やすことにより、着実に向上している。
- 3 県営住宅等の維持修繕及び保守管理に関する事項
- 県営住宅等の維持修繕及び保守管理は、定期報告の内容確認の結果、入居者からの申し出に対して、修繕負担区分について了解を得、また県負担の修繕については、速やかに実施しており、適切に処理されていると判断する。

#### 4 サービスの向上に関する事項

- (1) 入居者の募集等の広報等は、賃貸情報誌への募集の掲載を行ったり、ホームページでの団地の位置、利便施設までの距離等の概要、住宅の間取りを追加掲載する等適切に処理されていると判断する。
- (2) 入居者からの修繕依頼等については、定期報告及び立入検査の結果、上記3のとおり修繕業者との密接な連携を図り入居者からの緊急修繕要請に即日対処する等、適切に処理されていると判断する。
- (3) 駐車場に対する苦情が多い団地には、現地に出向き、駐車場連絡会の役員と現地調査を行っていることから、適切に処理されていると判断する。
- (4) 入居者に対する管理状況のアンケート調査（平成19年2月19日～3月7日調査 建築住宅企画グループ）を実施したところ、満足（大変満足及びやや満足）と回答した割合は21.2%、普通と回答した割合は57.6%、不満（やや不満及び大変不満）と回答した割合は21.2%との回答が得られ、入居者からの評価は概ね良好であり、指定管理者の管理運営では一定の評価はできる。しかしながら、不満の割合が高い維持修繕関係での夜間や休日の対応、遊具や広場等の管理について、改善する方向で指定管理者と協議することとする。

(単位：%)

アンケート項目	大変満足	やや満足	普通	やや不満	大変不満
1 窓口等での対応					
窓口対応	8.9	20.0	60.0	4.4	6.7
電話対応	8.5	21.3	53.2	14.9	2.1
計	8.7	20.7	56.5	9.8	4.3
2 維持修繕関係					
対応の早さ	13.6	20.5	45.5	15.9	4.5
修繕の内容	11.6	18.6	48.8	16.3	4.7
夜間や休日の対応	0.0	20.6	58.8	17.7	2.9
遊具や広場等の管理	0.0	6.7	60.0	17.8	15.5
計	6.6	16.3	53.0	16.9	7.2
3 各種要望への対応					
対応の早さ	2.4	11.9	64.3	16.7	4.7
説明内容等	2.3	11.6	60.5	16.3	9.3
計	2.3	11.8	62.3	16.5	7.1
4 管理運営全般	4.6	6.8	68.2	13.6	6.8
合 計	5.9	15.3	57.6	14.7	6.5

#### 5 経費の節減に関する事項

人件費等については、指定管理者制度導入前と比較して1,523千円の経費の節減が図られ、維持補修費等については、6,815千円の節減が図られた。

これらは、嘱託員や臨時職員の配置等による経費の削減努力によるものと評価できる。

#### 今後の取組み

- (1) 入居者へのサービス向上対策として、業務時間以外の応急修繕の対応が行えるように、土曜、日曜、祝祭日、年末年始、お盆等の休日の緊急修繕対応について、当番の緊急修繕業者名を管理人に予め通知しておき、不測事態が生じないよう引き続き連絡体制を整備しておく。(指定管理者 通年)
- (2) 入居者からの要望、苦情処理の対応は、全職員で対応することを旨とし、各団地巡回又は家賃等徴収訪問の際など入居者と接し密な対応を行うなど、迅速な対応により信頼されるよう努める。(指定管理者 通年)
- (3) 各地区・年度毎の詳細な家賃の徴収状況を周知するとともに、目標徴収率の設定等を通して徴収率の向上を図る。(県 通年)

施設名	県営住宅等（県中地区）	指定管理者	NPO法人循環型社会推進センター
指定期間	平成17年4月1日～平成20年3月31日	担当G名	土木部建築住宅企画グループ

### 施設概要及び管理運営業務内容

- 1 施設の概要（平成19年4月1日現在）  
（県中地区の県営住宅）
  - （1）団地数 15団地
  - （2）棟数 126棟
  - （3）管理戸数 2,073戸
  - （4）駐車場数 1,752区画
- 2 管理運営業務内容
  - （1）入居及び退去に関する業務
  - （2）家賃等の請求・収納に関する業務
  - （3）各種申請・届出書の受理・審査等に関する業務
  - （4）駐車場の管理に関する業務
  - （5）維持修繕、保守管理に関する業務

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

#### 【目標】

公営住宅法の目的に沿った基本管理を適切確実に行うとともに、入居者の生活環境やまちづくり環境としての生活総合支援管理、更に施設の延命やリユースなどの循環型管理の3つを基本姿勢として総合管理しサービスや社会福祉の向上を目指す。

#### 【取組方針】

- 1 入居及び退去に関する事項  
募集時の窓口対応は、受付名簿を作成し、窓口担当者を中心に説明不足や誤解のないように確実に内容を伝え、退去時には、精算内容の確認とスケジュールについて、誤解が生じないように、現地確認時は、入居者負担分と施設管理者負担分が分かるチェック表を持参し、納得が得られるように努める。
- 2 家賃等の納入指導に関する事項  
家賃滞納者への納入指導について、速やかな状況把握に努め、電話・訪問等の督促により個別的に対応し、滞納者の実情に合わせて柔軟な対応を行う。
- 3 県営住宅等の維持修繕及び保守管理に関する事項
  - （1）建物の維持修繕状況を入居者、団地管理人、管理担当者ができるだけ共有できるようにし、経年経過を踏まえ、長期管理が無駄なく効果的に実施できるよう、データの収集整理を行う。
  - （2）建物の維持修繕は、日常的定期的点検を実施し、建物全体の適正維持を考えた保全計画を策定する。また、傷みが小さい時を見逃さない体制づくりをする。
- 4 サービスの向上に関する事項
  - （1）募集住戸に関する情報及び入居申込方法等について、ホームページで随時、情報を発信する。
  - （2）入居者との日常的な情報交換を行い、自主管理意識の向上に努めてもらい、意識共有に向けた親密な関係を築くことでサービスの向上を図る。
  - （3）維持修繕に対する対応については、生活者の緊急時の状況の迅速な解消にあるという視点から、入居者、団地管理人、管理者、工事業者により速やかに対応する。

5 経費の節減に関する事項

- (1) 人件費及び直接事務費については、従事する職員の経験による効率のアップを図るとともに、嘱託員や臨時職員の活用によって経費を縮減する。
- (2) 維持修繕費及び保守管理費については、日常的なチェックや点検結果により修繕レベルを進めないことが修繕費の縮減に繋がるという視点で縮減に努める。

業務管理体制等

- 1 修繕実施状況について（毎月報告）  
建設事務所が管理指導にあたっている。
- 2 保守管理状況について（四半期毎報告）  
建設事務所が管理指導にあたっている。
- 3 業務実施状況について（立入検査を年2回実施）  
建設事務所と本庁が連携して管理指導にあたっている。  
\*実施日（平成18年10月11日、平成19年1月29日）
- 4 委任業務全体の実施状況について（年度末）  
基本協定書に基づき、年度末に、管理業務事業報告書及び管理業務収支明細書の提出を受け、検査を実施している。

平成18年度の取組実績

- 1 入居及び退去に関する事項（指定管理者 通年）
  - (1) 入居等に対する窓口相談のほか電話での相談体制の整備。  
入居の申込についての電話での問い合わせが数多く（月平均約15件程度）あるが、管理室の職員全員が電話対応できる体制を整備するため、手続きに必要な書類の一覧表等を職員に配付して対応した結果、応募予定者に適切に対応することができ、トラブル無く業務が実施できた。
  - (2) 退去時の修繕や退去検査等の適正な実施と退去時の家賃の日割り計算や敷金の返還等の速やかな返還の実施。
    - ア 入居者が退去の際に退去届を持参した時に、入居者負担の修繕箇所のチェック表を渡し、内容を説明している。その際に、月中途で退去した場合の家賃の日割り計算や敷金の返還に関しても説明を実施し、説明は、事務職・技術職ともに対応できるように職員全体に研修をしている。
    - イ 退去検査については、事前検査と本検査の2回実施しており、事前検査の際に入居者に対して修繕を行う項目・箇所等を指示、その後約1週間後に本検査を実施し、入居者とのトラブル発生はなく、スムーズに実施している。
    - ウ 家賃の日割り計算、敷金の返還の方法、返還までのおおよその期間についても退去検査時点で再度説明をしている。
- 2 家賃等の納入指導に関する事項（指定管理者 通年）
  - (1) 家賃等の納入指導にあたる管理員を4名配置し、原則として全ての滞納者に対し、臨戸訪問等を実施している。また、年2回、家賃納付促進月間として、夜間及び休日における臨戸訪問を実施した。（7月、11月実施 対象者420人 滞納額10,988,100円）
  - (2) 県営住宅管理員活動実績  
訪問件数：2,665件、納入相談件数：6,186件  
現金受領分：37,025,036円
  - (3) 県営住宅家賃滞納者に対する強制執行立会  
2回実施、延べ2名
  - (4) 管理人及び駐車場連絡に対する説明会や懇談会の実施。
    - ア 入居者との連絡調整役である管理人に対し、毎年研修会を実施している。

イ 駐車場に対する苦情が多い団地には、即現地に赴き、駐車場連絡会の役員と一緒に現地調査を行う等対処している。また、連絡会役員と懇談し、問題点の解消のための相談に応じている。

3 県営住宅等の維持修繕及び保守管理に関する事項（指定管理者 通年）

（１）入居者負担の修繕について、文書や説明会で周知を徹底した。

（２）修繕業者との連絡体制の整備。

ア 緊急性の高い修繕として、水道管の破裂や受水槽の凍結などが発生し、いずれも夜間や休日に発生したが、いずれのケースも緊急時の連絡先を団地管理人に周知していた結果、修繕業者への速やかな連絡ができ、早期の復旧工事を実施することができた。

イ 修繕業者との連携を強化し、入居者、修繕業者との連絡体制を整備しておくことにより速やかな修繕を実施することができた。

ウ 緊急時でも対応できるように、修繕業者は、業種別に２者以上を協力業者として対応できるようにしている。

4 サービスの向上に関する事項（指定管理者 通年）

（１）募集住戸に関する情報及び入居申込の手續等について、ホームページに掲載し、随時情報を発信して広報に努めた。

（２）入居の募集情報を、住宅情報誌に掲載して、広くPRに努めた。

（３）休日・夜間における修繕対応については、合同庁舎の警備室にも修繕協力業者一覧表を提出し、警備室に電話があり、緊急の場合は直接警備室から協力業者へ連絡をとれる様了解を得て修繕に当たっている。

5 経費の節減に関する事項（指定管理者・県 通年）

平成16年度の実績と平成18年度（制度導入2年後）の実績を比較すると、人件費等については、嘱託員や臨時職員の雇用により、6,414千円の経費の節減となった。また、維持補修費等については、エレベーター保守管理の一括発注等により8,867千円の節減となった。

なお、協定額と実績額を比較すると、人件費等で1,055千円の節減となるものの、維持補修費等で35千円の増加となった。

（単位：千円）

事 項	項 目	実績 A	協定額 B	実績 C	差額 C-A	差額 C-B
人件費等	1 人件費	24,849	21,294	20,541	4,308	753
	2 直接事務費	5,614	8,842	9,233	3,619	391
	3 一般管理費	8,837	3,805	3,112	5,725	693
	小 計	39,300	33,941	32,886	6,414	1,055
維持補修費等	4 維持補修費	49,400	43,469	43,496	5,904	27
	5 保守点検費	28,769	25,798	25,806	2,963	8
	小 計	78,169	69,267	69,302	8,867	35
計		117,469	103,208	102,188	15,281	1,020

平成18年度の取組実績の評価

1 入居及び退去居に関する事項

（１）入居の事務については、毎月募集を実施し、賃貸情報誌への募集の掲載も行い、応募者多数の住戸については、抽選により決定しているなど、適切に処理されていると判断する。

（２）退去の事務については、退去の申し出者に対して、修繕の実施の説明や退去の確認検査を実施し、適切に処理されていると判断する。

（３）入居者や入居希望者からの修繕の要望や苦情には、修繕負担区分の説明や修繕が必要な場合の実施など、適切に処理されていると判断する。

2 家賃等の納入指導に関する事項

家賃の徴収率は、平成16年度が88.46%、指定管理者に移行した平成17年度は87.66%、平成18年度は88.48%と、着実に向上している。

### 3 県営住宅等の維持修繕及び保守管理に関する事項

県営住宅等の維持修繕及び保守管理は、定期報告の内容確認の結果、入居者からの申し出に対して、修繕負担区分について了解してもらっている。

また県負担の修繕については、速やかに実施していることから、適切に処理されていると判断する。

### 4 サービスの向上に関する事項

(1) 入居者の募集等の広報等は、賃貸情報誌への募集の掲載を行ったり、ホームページでの住宅の間取りを追加掲載する等適切に処理されていると判断する。

(2) 入居者からの修繕依頼等については、定期報告及び立入検査の結果、上記3のとおり確認しており、適切に処理されていると判断する。

(3) 休日・夜間における修繕対応については、合同庁舎の警備室に修繕協力業者一覧表を配付したことにより、緊急の場合に指定管理者を経由せずに警備室から直接協力業者に連絡をとっており、適切に処理されていると判断する。

(4) 入居者に対する管理状況のアンケート調査（平成19年2月19日～3月7日調査 建築住宅企画グループ）を実施したところ、満足（大変満足及びやや満足）と回答した割合は、22.9%、普通と回答した割合は57.4%、不満（やや不満及び大変不満）と回答した割合は19.7%との回答が得られ、入居者からの評価は概ね良好であり、指定管理者の管理運営では、一定の評価はできる。しかしながら、不満の割合が高い維持修繕関係での修繕の内容や遊具や広場等の管理については、改善する方向で指定管理者と協議することとする。

アンケート項目	大 変 満 足	や や 満 足	普 通	や や 不 満	大 変 不 満	(単位：%)
1 窓口等での対応						
窓口対応	12.5	17.9	60.7	8.9	0.0	
電話対応	10.3	19.0	56.9	8.6	5.2	
計	11.4	18.4	58.8	8.8	2.6	
2 維持修繕関係						
対応の早さ	10.9	23.6	45.5	12.7	7.3	
修繕の内容	7.5	22.6	47.2	17.0	5.7	
夜間や休日の対応	6.6	8.7	76.1	4.3	4.3	
遊具や広場等の管理	3.5	6.9	56.9	15.5	17.2	
計	7.1	15.5	55.7	12.7	9.0	
3 各種要望への対応						
対応の早さ	8.8	10.5	56.1	15.8	8.8	
説明内容等	8.9	8.9	64.3	7.2	10.7	
計	8.9	9.7	60.2	11.5	9.7	
4 管理運営全般	5.5	13.0	55.5	16.7	9.3	
合 計	8.3	14.6	57.4	12.0	7.7	

## 今後の取組み

(1) 勤務時間外の対応は、生活者の緊急時という視点からできるだけ早期対応を心掛け、責任者と技術者を時間外連絡責任者として、入居者、団地管理人、管理者、緊急工事業者などの体制が記載されている時間外対応マニュアルに沿って速やかに対応する。

(指定管理者 通年)

(2) 要望、苦情は入居者・県民からの直接的、間接的ニーズであるという姿勢で分析、判断し対応する。(指定管理者 通年)

(3) 各地区・年度毎の詳細な家賃の徴収状況を周知するとともに、目標徴収率の設定等を通して徴収率の向上を図る。(県 通年)

施設名	福島県文化センター	指定管理者	財団法人福島県文化振興事業団
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	教育庁施設運営グループ
<b>施設概要及び管理運営業務内容</b>			
<p>1 施設の概要</p> <p>(1)敷地面積 20,592㎡</p> <p>(2)福島県文化会館 建築面積 4,587㎡、建築延べ面積 10,682㎡</p> <p>(3)福島県歴史資料館 建築面積 749㎡ 建築延べ面積 1,612㎡</p> <p>2 管理運営業務内容</p> <p>(1)福島県文化センターの管理運営</p> <p>(2)文学、音楽、演劇、舞踊等の芸術文化事業</p> <p>(3)文書、考古、民俗等の歴史資料の収集、研究、整理、保管及び展示等の事業</p>			
<b>管理運営に当たっての目標及び取組方針</b>			
<p>【目標】</p> <p>県民が日常的に芸術文化とのふれあいを持つことにより心豊かな社会生活を送るための機会の提供を通して、本県文化の振興と地域の活性化を図る。文化センターはその中核施設としての役割を担い、次の方針に基づき、開館以来の豊富な経験と実績を活かして、県民本意、利用者本位の開かれた施設づくりを目指す。</p> <p>【取組方針】</p> <p>1 来館者サービスの向上</p> <p>(1)安全で安心できる危機管理体制の充実</p> <p>(2)平等で質の高いサービスの提供</p> <p>(3)県民ニーズのフィードバック</p> <p>(4)コンプライアンスの徹底</p> <p>(5)個人情報保護の徹底</p> <p>(6)顧客満足度アップのための職員のスキルアップ</p> <p>(7)長期的視野に立った施設機能の維持</p> <p>(8)経費の縮減</p> <p>(9)環境コストに配慮した施設・設備維持</p> <p>2 学校教育による施設の利用促進</p>			
<b>業務管理体制等</b>			
<p>1 事業計画書について</p> <p>管理体制、管理運営目標達成のための具体的取組み等を内容とした年度事業計画書の提出を受け、助言・指導を行っている。</p> <p>2 業務報告について</p> <p>施設の利用状況等に関する業務報告を毎月受けており、必要に応じて助言・指導を行っている。</p>			



### 3 事業報告について

事業年度の翌年5月31日までに管理業務の実施状況、収支状況等を内容とする事業報告書の提出を受け、検査を実施している。

### 4 その他

事業団内部の監査への立会など必要に応じて現地に赴くなどしながら助言・指導を行っている。

## 平成18年度の取組実績

### 1 来館者サービスの向上

#### (1) 安全で安心できる危機管理体制の充実(指定管理者 通年)

・「福島県文化センター施設管理規程」、「同施設安全管理マニュアル」を全職員に周知徹底を図るとともに大ホールでの火災発生を想定した「総合消防訓練」や歴史資料館での火災を想定した「部分消防訓練」を実施した。

・大ホール客席の椅子に手を挟まれる事故があり、客席椅子の構造的な問題があり、県教委に報告し応急処置をおこなった。

#### (2) 平等で質の高いサービスの提供(指定管理者 通年)

・年間の開館日数を349日に、1日の利用時間を午前8時30分から午後10時に拡大し利用者の利便を図った。(開館日数 306回)

(休館日) H17:月曜日、12/28～1/4

H18:利用者から申し出があれば臨時に会館

(開館時間) H17:9:00～21:30

H18:8:30～22:00

・地元報道機関との共催事業を積極的に展開し、すぐれた芸術文化に触れる機会を提供した。

・県内各地で開かれる文化事業の入場券を受託販売し、県民サービスの向上を図った。

・歴史資料館の閲覧室を拡大し、多くの県民が歴史資料の閲覧と利用ができるようにした。

・収蔵資料展等で受付に職員を配置し、展示見学者の案内や質問回答等のニーズに対応した。

・出前講座や巡回講習会を実施し、館外利用者に対するサービスを拡大した。

#### (3) 県民ニーズのフィードバック(指定管理者 通年)

・施設利用者及びホームページ上で「利用者アンケート」を実施し、分析のうえ実現できることについて速やかに対応した。また、古文書講座・フィルム上映会などでアンケートを実施し、利用者の苦情や要望をもとに改善点を検討し、可能な限り速やかに対応した。

・平成18年4月に地元美術団体、展示室利用者による「利用者懇談会」を開催し、利用者の生の声を聴取し運営改善に役立てた。

#### (4) コンプライアンスの徹底(指定管理者 通年)

関係法令を常に確認し、公益法人職員として公正・公平な業務執行に努めた。

#### (5) 個人情報保護の徹底(指定管理者 通年)

施設利用者、ダイレクトメール会員登録者、歴史資料館資料寄託者等の文化センターが有する個人情報について、個人情報保護法及び事業団が定める「個人情報の保護に関する規程」に基づき適切に管理した。

#### (6) 顧客満足度アップのための職員のスキルアップ(指定管理者 通年)

事業団職員に対し「管理職研修」(16名)、「一般職研修」(19名)を実施した。また、全国公立文化施設協会主催の研修や文化庁主催のセミナー等に職員を参加させ、32種目・延べ95名が受講した。

#### (7) 長期的視野に立った施設機能の維持(指定管理者 通年)

・施設の維持保全の基本となる日常点検を徹底し、異常の早期発見に努めた。

・建物・設備が正常に機能するため「建物設備総合保守管理業務」「清掃業務」「警備業務」や舞台・庭園などは外部業者に再委託し維持に努めた。

#### (8) 経費の縮減(指定管理者 通年)

・平成17年度の実績と平成18年度の実績を比較すると、平成17年度末退職者の退職手当が多くなっている。

・平成18年度は職員を補充せず任期付職員等の採用で節約した。なお期末に1名退職した

ため退職金の増となっている。

・直接事務費は外部委託や印刷製本費等で指名業者を増やして入札を執行し経費削減を図った。また旅費の日当を廃止し、職員にも経費削減の取り組みを呼びかけた。

(単位：千円)

事 項	⑰ 実績 A	⑱ 当初 B	⑱ 実績 C	差額 C - A	差額 C - B
人件費等	355,095	203,211	212,225	142,870	9,014
直接事務費	128,840	114,972	111,577	17,263	3,395
計	483,935	318,183	323,802	160,133	5,619

役員報酬等を人件費に計上している。

(9) 環境コストに配慮した施設・設備維持(指定管理者 通年)

・「福島県文化センター省エネルギー・省資源マニュアル」に基づき再生紙を購入し、用紙の節約と経費の節減に努めた。なお、10枚以上のコピーは印刷機を使用し、自主事業で使用する看板は白河館でリース終了した大判印刷機を譲り受け自前で製作し看板経費を節約した。

・トイレの節水や自動車使用を控える等の取り組みを行った。

・利用者に対しては利用終了後、空調や照明等を消すなどの協力を要請した。

2 学校教育による施設の利用促進

・自主事業等で舞台技術や舞台運営などの催しに高校や大学の学生・生徒を受け入れた。また、学校の文化系サークルの成果発表を勧誘し、照明・音響など舞台製作や展示作業に積極的に協力した。

・歴史資料館に学校行事での見学を受け入れ、総合学習で歴史資料を利用した授業への協力、大学の博物館学外実習を受け入れた。

平成18年度 of 取組実績の評価

平成18年度の年間利用者数は、文化会館で322,210人(平成17年度:248,163人)、歴史資料館で9,294人(平成17年度:8,948人)であり、館全体で見ると前年度より大幅に増加しているが、施設の別で見ると視聴覚室など前年度より減少している施設もあることから、今後は利用率の低い施設の利用率向上に向けた取り組みが課題となる。

1 来館者サービスの向上

平成18年4月1日より開館日及び利用時間を拡大し、県民サービスの向上を図ったことは評価できる。

初めての試みとして「利用者懇談会」を開催し、利用者の生の声を聴取したことは評価できるが、実施されたのは1回のみであることから、今後、そのような場を数多く設けて、県民の声をより多く事業運営に生かしていくことが重要である。また、アンケート調査を実施し、県民ニーズの把握等に努めているが、利用者の満足度の分析などを通じてサービス向上に取り組んだその効果についての検証をいかに行うかが課題である。

重油価格の高騰による光熱水費の増加などがあつた中で、平成17年度実績より管理経費が縮減されたのは、正規職員の補充の代わりに任期付職員を採用したり、旅費の日当を廃止するなどの管理経費削減に向けた取り組みが行われた結果だと思われる。

2 学校教育による施設の利用促進

平成18年度の学校教育による文化会館施設利用は55件で、利用者数は26,824人であるが、福島市教委が市内全中学校の2年生を対象に実施する「職場体験事業」の受入事業所として協力するなど学校教育における施設の利用が図られた。

## 今後の取組み

平成18年度の取組み実績をふまえ改善点等を検討し、より充実した取組みを行いたい。

### 1 来館者サービスの向上

- (1) 安全で安心できる危機管理体制の充実(指定管理者 通年)
- (2) 平等で質の高いサービスの提供(指定管理者 通年)
- (3) 県民ニーズのフィードバック(指定管理者 通年)
- (4) コンプライアンスの徹底(指定管理者 通年)
- (5) 個人情報保護の徹底(指定管理者 通年)
- (6) 顧客満足度アップのための職員のスキルアップ(指定管理者 通年)
- (7) 長期的視野に立った施設機能の維持(指定管理者 通年)
- (8) 経費の縮減(指定管理者 通年)
- (9) 環境コストに配慮した施設・設備維持(指定管理者 通年)

### 2 学校教育による施設の利用促進

施設名	ふくしま海洋科学館	指定管理者	財団法人ふくしま海洋科学館
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	教育庁施設運営グループ
<b>施設概要及び管理運営業務内容</b>			
<p>1 施設の概要（平成18年4月1日現在）</p> <p>(1)敷地面積 本館等 28,758.44㎡                    駐車場 23,011.17㎡</p> <p>(2)建物 【本館】                    構造 鉄骨・鉄筋コンクリート、地上4階建                    延床面積 13,714.89㎡</p> <p>                  【水生生物保全センター】                    構造 鉄筋コンクリート、鉄骨造、地上2階建                    延床面積 966.37㎡</p> <p>2 管理運営業務内容</p> <p>(1)海洋生物(その他の水族を含む)の収集、飼育、展示及び調査研修に関する事業  (2)海洋文化・科学に関する資料の収集、展示及び調査研究に関する事業  (3)海洋に係る生物・文化・科学等に関する教育普及に関する事業  (4)海洋生物の保護及び保全の研究に関する事業  (5)福島県が設置するふくしま海洋科学館の維持管理に関する事業  (6)ふくしま海洋科学館及び水族に関する広報宣伝等、利活用に関する事業  (7)物品の販売等に関する事業  (8)「ふくしま海洋科学館条例」による設置目的を達成するために必要な事業</p>			
<b>管理運営に当たっての目標及び取組方針</b>			
<p>【目 標】</p> <p>「県民に海に関する学習の機会及び余暇活動の場を提供することにより、自然環境に関する理解の向上を図り、生涯学習の振興に資する」というふくしま海洋科学館の設立目的に沿って、県民から愛され、親しまれる施設の管理運営を目指す。</p> <p>【取組方針】</p> <p>1 来館者サービスの向上  (1)利用者が満足感を得ることのできる学習機会の提供  (2)利用者等の意見・要望を管理運営に反映</p> <p>2 学校教育による施設利用の促進  (1)環境教育や総合的な学習での施設利用  (2)学校教育との連携事業の実施</p> <p>3 管理経費の節減  (1)創意工夫による経費節減</p>			
<b>業務管理体制等</b>			
<p>1 業務の実施状況（毎月報告）  施設運営グループが管理指導を行っている。  県の立ち入り検査 1回 実施日：平成19年2月7日、8日</p>			

- 2 業務全体の実施状況（年1回）  
基本協定書に基づき提出された事業報告書をもとに検査を行う。

### 平成18年度の実績

- 1 来館者サービスの向上（指定管理者 通年）  
以下について、指定管理者が直接実施、整備。  
（1）年中無休の実施  
（2）人工磯「P I C H P I C H いそ」の整備、オープン（4 / 21）  
（3）磯・干潟・浜の環境を再現した体験型展示「蛇の目ビーチ」の整備  
（4）セレクトショップ「aquamarine art」の新設（6 / 3）  
（5）レストランをスーパ&カフェ方式に改装（4 / 24）  
（6）来館者アンケートや繁忙期の駐車場調査の実施
- 2 学校教育による施設利用の促進（指定管理者 通年）  
（1）教職員セミナーの実施 5回 137名（3回 120人）  
県内の小中学校の教員を対象に、総合学習などでの海洋科学館の利用方法などを紹介し、また、実際に体験してもらう。  
（2）学校等のニーズに合わせた学習プログラムの実施  
ア 館内学習 57回 2,954名（54回 2,970人）  
イ ゲストティーチャー 8回 409名（7回 822人）  
ウ ガイダンス 40回 2,331名（28回 1,825人）  
エ 環境教育事業 5回 243名（5回 294人）  
（3）移動水族館による海の生き物観察や生き物に触れる体験の提供 24ヶ所（22ヶ所）
- 3 管理経費の節減（指定管理者・県 通年）  
業務等の人員配置、作業時間等の見直しによる管理経費の節減

（単位：百万円）	平成17年度	平成18年度	-	備考
一般会計支出額	1,617	1,505	112	
飼育展示費	244	340	96	
企画営業費	204	184	20	
学習交流費	211	96	115	一部事業は から実施
一般管理費	309	303	6	
施設管理費	616	506	110	
租税公課	0	21	21	
その他	33	55	22	

### 平成18年度の実績の評価

平成18年度の年間入館者数は、目標の80万人を大きく上回り、912,529人となった（平成17年度より11.8%増加）。リピータの目安となる年間パスポートの購入者は、7,227人であり、平成17年度より5.4%の増加となった。

- 1 来館者サービスの向上  
平成18年4月1日から年中無休を実施、来館者の来館機会が拡大されたことが評価できる。

来館者アンケート等を実施し、来館者層や満足度などを把握している。

ふくしま海洋科学館の従来の展示内容は完成度が高く、小さい子どもには理解が難しい点があるが、現在は子ども向けの体験展示や企画展を実施しており、これらの展示は来館者から好評を得ている。

ミュージアムショップについて、スペースを拡張し大人向けの商品を販売した。また、繁忙期には混雑を緩和するため、ワゴンなどによる臨時ショップも設置しており、売上が平成17年度と比較して、約31,000千円増加した。

レストランについて、ショップ拡張により面積が3分の2程度に減ったが、メニューを変更するなど、利用率の向上が図られており、売上は前年度と同程度を確保できている。

## 2 学校教育による施設利用の促進（指定管理者 通年）

教職員セミナーや体験プログラムなどの実績人数について、平成17年度と比較するとそれぞれ増減はあるものの、学校教育による入館者数は大きく上回った。

学校教育活動による利用者数（利用料金免除実績より）

平成17年度 32,903人

平成18年度 35,744人（2,841人、8.6%の増）

## 3 管理経費の節減（指定管理者・県 通年）

平成18年度は原油価格の高騰による水道光熱費の増加のほか、蛇の目ビーチの整備やショップ及びレストランの改修などの特殊な支出もあったが、合計支出額は前年度よりも減少しており、管理経費の節減が図られたものと思われる。

合計支出額

平成17年度 1,952,897千円

平成18年度 1,892,623千円（60,274千円、3.1%の減）

うち蛇の目ビーチ整備費用

158,994千円

うちショップ及びレストラン改修費用

25,098千円

## 今後の取組み

### 1 来館者サービスの向上（指定管理者 通年）

来館機会の拡大

毎年ゴールデンウィークやお盆期間、クリスマス期間に開館時間を延長していたが、夏休み期間中の土曜日及び日曜日にも開館時間を延長する。

イベント等の開催

毎年恒例のイベントのほか、誘客のためのイベントを随時開催する。

蛇の目ビーチ潮干狩り大会、小名浜花火大会での夜間営業、金魚まつりなど

### 2 学校教育による施設利用の促進（指定管理者 通年）

平成18年度と同程度以上の利用を図る。

### 3 管理経費の節減（指定管理者・県 通年）

平成18年度に引き続き、管理経費の節減を図る。

施設名	福島県自然の家 (相馬海浜自然の家・いわき海浜自然の家 ・郡山自然の家・会津自然の家)	指定管理者	財団法人福島県自然の家
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	教育庁施設運営グループ

### 施設概要及び管理運營業務内容

#### 1 施設の概要

##### (1) 福島県相馬海浜自然の家

所在地

相馬市磯部字大洲38番地の3

開所年月日

昭和50年7月

定員

本館198人(8人用21部屋(ベッド)、6人用(障害者用)1部屋(ベッド)、12人用2部屋(和室))、キャンプ場100人(4人用25張) 計 298人

##### (2) 福島県いわき海浜自然の家

所在地

いわき市久ノ浜町田之網字向山53番地

開所年月日

平成8年7月

定員

本館300人(10人用26部屋(和室)、20人用2部屋(和室))、ロッジ160人(16人用10棟)、キャンプ場100人(4人用25張) 計 560人

##### (3) 福島県郡山自然の家

所在地

郡山市逢瀬町多田野字中丸山46番地

開所年月日

昭和47年8月

定員

本館166人(10人用1部屋(ベッド)、12人用11部屋(ベッド)、12人用フローリング2部屋))、ロッジ126人(14人用9棟)、キャンプ場200人(5人用40張)  
計 492人

##### (4) 福島県会津自然の家

所在地

河沼郡会津坂下町大字八日沢字西東山4495番地の1

開所年月日

昭和56年4月

定員

本館290人(12人用24部屋(ベッド)、2人用(障害者用)1部屋(ベッド))、ロッジ150人(15人用10棟)、キャンプ場120人(6人用20張) 計560人

#### 2 業務(事業)内容

##### (1) 福島県自然の家に関し、福島県教育委員会から受託した業務の実施に関する事業

## 福島県自然の家管理業務

恵まれた自然環境の中で集団宿泊活動等を行うことにより、心身ともに健全な青少年を育成するために設置されている、相馬海浜自然の家、いわき海浜自然の家、郡山自然の家及び会津自然の家の管理運営に関する業務。

### 子どもの心交流サポート事業

相馬海浜自然の家	「はつらつ海の体験」	4回開催
いわき海浜自然の家	「心に翼・ふれあいキャンプ」	2回開催
郡山自然の家	「たくましく生きる少年のつどい」	5回開催
会津自然の家	「しなやかほのぼの親子のつどい」	4回開催

### (2) 福島県自然の家の利用促進に関する事業

相馬海浜自然の家	「磯と干潟の生物観察」	外10事業
いわき海浜自然の家	「遊ぼう！初夏の海で」	外7事業
郡山自然の家	「夢冒険キャンプ」	外14事業
会津自然の家	「森で遊ぼう！ファミリーキャンプ」	外17事業

### (3) その他目的を達成するために必要な事業（財団事業）

#### 福島県青少年教育施設運営協議会

職員の会議、研修（講話）、情報交換

#### クルージング・福島の海体験事業

福島丸での小名浜港湾沖合の航海体験

ふくしま海洋科学館での見学学習

いわき海浜自然の家での宿泊体験活動

#### 福島の冬！スノーフェスティバル

スキー、スケート体験、雪遊び

郡山自然の家での宿泊体験活動

#### 福島県自然の家ボランティア活動

委託事業や主催事業に関わる管理運営、指導等の補助的業務

## 管理運営に当たっての目標及び取組方針

### 【目標】

- 1 自然に親しむ活動を通して、感動する心や自然を愛する心を育む。
- 2 人や自然との交流を通して、豊かな人間性や社会性を育む。
- 3 豊かな体験活動を通して、自主性や創造性を育む。

### 【取組方針】

- 1 青少年教育を力強く支援する学校外教育活動の充実
- 2 利用者に豊かな体験を提供する研修活動の充実
- 3 社会のニーズに応える魅力的で多様な主催事業の充実
- 4 現代的課題の解決に資する事業の推進と情報発信
- 5 生涯学習社会の拠点としての地域に開かれた施設づくり
- 6 利用促進のための効果的で多様な広報活動の充実
- 7 「自然の家」にふさわしい環境に配慮した施設設備の充実
- 8 事故の絶無を期する安全管理と保健安全指導の徹底

## 業務管理体制等

県教育委員会と指定管理者との間で締結している基本協定により、指定管理者の行う業務全般に



について報告を求めるとともに、必要に応じて現地に赴くなど、本庁（施設運営グループ）において下記事項について助言・指導を行っている。

- 1 管理運営目標達成のために取り組む具体的内容及び目標の達成状況の確認（年1回）
- 2 翌年度の管理の体制、業務の内容、管理運営目標達成のために取り組む具体的内容、業務に要する経費、その他必要と認める事項を記載した事業計画書の確認（年1回）
- 3 開示申請等の状況、開示等の決定状況、異議申出の件数及び処理状況、その他必要な事項を記載した情報公開及び個人情報の保護に係る実施状況の確認（年1回）
- 4 管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入の実績、管理運営目標の達成状況、業務に係る経費の収支状況、その他県が必要と認める事項を記載した事業報告書の検査（年1回）
- 5 利用状況の報告及び利用統計の作成（月1回）

## 平成18年度の取組実績

- 1 活動プログラムの開発  
各施設がそれぞれの特色を十分に生かし、利用者のニーズにあった活動プログラムの開発・実施に努め、利用者に豊かな体験と感動を提供できるよう指導援助を行った。  
また、利用団体のねらいに即した活動プログラム作成について、適切に相談に応じた。
- 2 特色を生かした主催事業の展開  
幅広い利用者層を対象に、創意と工夫のある魅力的な主催事業を実施した。  
また、セカンドスクールの利用、閑散期の啓発事業等を通して、新たな利用者の発掘に努めた。
- 3 利用者の拡大とサービス向上  
(1) 利用者の拡大  
各施設間の連携体制を拡充した事業展開や、各地域の回覧板等を活用するなど新たな広報活動を行った。  
また、各施設の独自性が現れるホームページの作成など、既存のものに対して適宜修正や改善を行った。  
(2) サービスの向上  
全職員が「いつも笑顔で素早い対応」を心がけるとともに、内部・外部評価を適切に行い、運営等の改善に努めた。
- 4 施設及び設備の維持管理  
関係法令を遵守するとともに、施設設備の全ての定期的な安全点検を実施し、潜在的な不具合や破損等の早期発見に努め、簡易補修等で改善できるものは即時対応に努めた。即時対応ができないものについては速やかに県へ報告するとともに、利用者に危険が及ばないように対応した。  
また、指定期間中に予想される補修箇所については計画的な修繕要望を行った。
- 5 効率的な経費の執行  
施設の管理運営にあたり、利用者の安全・利用者ニーズ・支援活動等のサービス水準の確保・施設の長期的な機能維持のため効率的な経費の執行を図った。  
(1) 再委託業務の見直し、委託仕様書・設計書の見直しや検討を行い、委託料の削減を図った。  
(2) 光熱水費・燃料費等の一般管理費について、節電や節水を図った。  
また、事業内容・事務費のさらなる見直しを行い、削減を図った。

## 6 職員研修計画

現職研修を計画的に実施し、自然の家職員としての資質と専門性を高め、利用者のニーズに対応できるよう努めた。

### 【参考】

#### 利用者数（延べ利用者数）

	平成18年度	平成17年度	前年比
相馬	34,130 人	33,224 人	+ 2.7 %
いわき	77,371 人	75,853 人	+ 2.0 %
郡山	35,113 人	36,575 人	- 4.0 %
会津	45,112 人	49,109 人	- 8.1 %
計	191,726 人	194,761 人	- 1.6 %

#### 管理運営経費（委託料ベース）

	平成18年度	平成17年度	前年比
相馬	129,983,000 円	134,836,000 円	- 3.6 %
いわき	173,751,000 円	177,074,000 円	- 1.9 %
郡山	126,206,000 円	123,606,000 円	+2.1 %
会津	144,638,000 円	148,226,000 円	- 2.5 %
計	574,578,000 円	583,742,000 円	- 1.6 %

ただし、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、一部利用料金を徴収している。

## 平成18年度の取組実績の評価

### 1 活動プログラムの開発

誰もが利用できる開かれた自然の家づくりを目指した事業企画や、閑散期向けのプログラム開発などを行っているが、利用者の拡大とサービスの向上にもおおいに功を奏していると考えられる。

### 2 特色を生かした主催事業の展開

利用者の求めるプログラムや主催事業の質の向上と満足度を図るため、これまでの事業内容をさらに見直し、それぞれの施設や地域の特色、特性を活かした事業展開に努めている。

### 3 利用者の拡大とサービス向上

利用者・利用団体を対象としたアンケートにより、活動プログラムや食事も含めた施設利用の満足度を調査しており、各施設とも改善すべき点については即時対応の意識のもと、できるところから順次対応に努めている。

また、年に2回、地域や利用者の代表など、外部の有識者などで構成した運営委員会を開催し、運営に関する意見交換や検討を行っており、ここで出された意見は職員の研修の一端も担っている。利用者の意見を聞くことで、きめ細やかなサービスの向上に向け、意識が高まってきている。

### 4 施設及び設備の維持管理

各施設とも広大な敷地面積を有しており、その中に活動の拠点となる施設や設備が点在している。そのため、関係法令を遵守することはもとより、施設設備の定期的な安全点検を実施しているところである。

また、必要に応じて臨時的に自主点検を行うなど、潜在的な不具合や破損等の早期発見に努め、

事故防止を図っている。

5 効率的な経費の執行

常勤職員の41人中40人が県からの派遣職員であるため、給与等を削減することはできないが、清掃、警備などの業務を一部統合するなど、外部への業務委託の方法を見直すことでコストの削減に努めるとともに、事務経費などについてもさらなる節減に努めている。

6 職員研修計画

施設職員の資質向上を図るため、施設職員を対象とした研修会を実施している。

また、ふくしま自治研修センターや、その他資質や能力向上のための研修に参加させるなど、職員の研修機会を提供している。

## 今後の取組み

1 活動プログラムの開発

利用団体が一層主体的に研修を進めることができるような団体のねらいに沿った指導・支援に努めていく必要がある。また、多様な利用者のニーズに応じたプログラムの開発に努め、リピーターの確保につながるよう努めていきたい。

2 特色を生かした主催事業の展開

主催事業においては、今後も施設の特徴を生かしながら適切に事業が展開できるよう事後評価を行うとともに、魅力的な内容になるよう創意と工夫を重ねていきたい。

また、委託事業である子どもの心交流サポート事業については、その事業の成果には大きなものがあつた。今後も、学校や関係機関との協力を得ながら、より一層参加者の確保に努めていきたい。

3 利用者の拡大とサービス向上

今後も魅力あるわかりやすい広報・PR資料の作成に努めていく必要がある。特に遠隔地からの利用者の拡大を図るためにも、ホームページを魅力的なものに工夫していく必要がある。

また、閑散期の利用拡大のための広報とともに、適宜地域性を生かした主催事業を実施し、利用者の拡大に努めていきたい。

4 施設及び設備の維持管理

利用者の立場に立った施設内の環境整備（寝具、浴室、宿泊室、研修室など）を関係業者と協力して実施し、気持ちよく研修できるよう努めていきたい。

また各種点検活動、避難訓練、不審者侵入対策等を計画的に実施し、利用者の更なる安全の確保と事故防止に努めていきたい。

5 効率的な経費の執行

継続的に事務経費等の削減に努めるとともに指定期間中に予想される補修箇所については、計画的な修繕要望を行っていきたい。

6 職員研修計画

利用団体の自主的・主体的な活動を促す指導法、また、自然の中のさまざまな体験を通して、仲間との信頼感や協力し助け合うことの大切さ、挑戦することの素晴らしさなどを理屈ではなく生きた知識として学ぶPA（プロジェクトアドベンチャー）など、新しい指導法に関する研修に努めていく必要がある。

また、自然の家の職員としての専門性を高めるため、地域の歴史や文化、生物や植物などの知識についても、積極的に身につけられるよう努めていきたい。

施設名	福島県文化財センター白河館	指定管理者	財団法人福島県文化振興事業団
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	教育庁文化財グループ

### 施設概要及び管理運営業務内容

#### 1 施設の概要（平成18年4月1日現在）

(1) 所在地 福島県白河市一里段86番地

(2) 土地・建物

ア 敷地面積 51,794.00m<sup>2</sup>

イ 本館棟 2,337.73m<sup>2</sup>（鉄筋コンクリート造、鉄骨造、一部木造、地上1階）

ウ 収蔵庫棟 3,052.86m<sup>2</sup>

エ 体験学習館 89.43m<sup>2</sup>

オ 体験広場

カ 野外展示 縄文時代の家、前方後円墳、奈良時代の家、奈良時代の米倉  
平安時代の製鉄炉、室町時代の館

キ 駐車場

ク 調整池

#### 2 管理運営業務内容

(1) 文化財の収蔵・保管及び活用に関する業務

ア 考古資料の保管及び展示、考古資料以外の文化財の展示並びに文化財に関する資料の保管及び展示に関すること。

イ 文化財に関する講演会、講習会等の開催に関すること。

ウ 文化財等を活用した体験学習の実施に関すること。

エ 文化財に関する情報の収集及び提供に関すること。

オ 文化財に関する調査研究を担当する市町村等の職員の研修に関すること。

カ 考古資料の保管及び文化財の活用に関する専門的又は技術的な調査研究に関すること。

キ 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(2) 白河館の維持管理に関する業務

### 管理運営に当たっての目標及び取組方針

#### 【目標】

「文化財等を保管し、又は活用することにより、県民の文化の振興に資する」という福島県文化財センター白河館の設置目的に沿って、「県民の歴史財産を正しく管理・活用」し、「本物の歴史情報を提供」する諸々の取り組みを通し、『ほんものの歴史を味わう時空間、まほろん』を創出する。

#### 【取組方針】

##### 1 利用者サービスの向上

(1) 埋蔵文化財の拠点機能を発揮すべく、各方面との連携による幅広い事業の展開

(2) 利用者からの意見・要望の管理運営への反映による利用者満足度の向上

##### 2 学校教育・生涯学習等による施設利用の促進

(1) 学校教育・生涯学習関係団体からの施設利用者数の増加

(2) 館外体験学習支援事業の充実

##### 3 施設運営の効率化

(1) 創意工夫による経費節減及び省エネルギーの実施

(2) 廃棄物抑制、リサイクル推進、ゴミの分別収集等への積極的取り組み

## 業務管理体制等

### 1 業務の実施状況

基本協定書に基づき、文化財グループが助言・指導を行っている。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況、学校教育に係る利用状況（毎月報告）
- (2) 利用者の要望、各種トラブル、苦情とその対応、出土品等損傷等の報告・対策（随時報告）
- (3) 出土品及び記録類（以下、「出土品等」）の貸出、常設展示物のメンテナンス・修復、常設展示替え、招聘外部講師（各随時協議）

### 2 業務全体の管理運営状況

- (1) 福島県文化財センター白河館運営協議会（年2回）
  - 実施日：第1回 平成18年8月18日
  - 第2回 平成19年3月9日
- (2) 基本協定書に基づき、提出された事業報告書の検査（年度末）

## 平成18年度の取組実績

1 県教育委員会による発掘調査の出土品等を新たに600箱受け入れ、合わせて43,907箱を収蔵管理している。

### 2 利用者サービスの向上

- (1) 学校の夏季休業期間中の毎日開館（開館日数6日増、年間開館日数310日）
- (2) 親切な見学案内と体験学習の積極的なサポート
  - ア 体験学習のメニュー開発
    - ・新規2メニューを加え20メニュー（18メニュー）
    - ・常時体験者数24,302名（18,025名）
  - イ 実技講座、まほろんイベント、館長講演会、文化財講座、まほろん森の塾等の充実
    - ・延べ44回、1,168名（延べ47回、1,604名）
- (3) 共催事業の展開等による館外利用機会の増加
  - （県立博物館での開催、館外研修等利用者3,439名）
- (4) 利用者ニーズへ適時・的確に対応する臨時館内研修及び職員派遣研修の積極推進（12回）

### 3 学校教育・生涯学習等による施設利用の促進

- (1) 学校・生涯学習関係団体入館者数493団体（506団体）
- (2) 館外体験学習支援事業実施数21箇所、1,050名（17箇所、772名）
- (3) 学校・生涯学習関係者の研修受講者256名（417名）
- (4) 「小中学校におけるまほろん利用の手引」の改定と配布

### 4 施設運営の効率化

- (1) 職員の休日振り替えにより学校夏季休業中の毎日開館
- (2) もったいない運動の推進
  - ア 電気・ガス・水道使用量対前年比減（前年比電気92%、ガス78%、水道83%）
  - イ 経営改善検討委員会定期開催（10回開催）
  - ウ 紙の使用減量化
- (3) 研修事業の職員講師割合を増やし（50%）、講師謝金等の減額
- (4) 管理運営経費

（単位：円）

実績	A	実績	B	差額	B - A
247,559,478		242,729,769		4,829,709	

事業費ベースによる比較

## 平成18年度の取組実績の評価

平成18年度の年間入館者数は、目標の32,000人を上回り、34,516人となり、年間を通して最高を記録した(平成17年度より、13.3%増加)。

### 1 利用者サービスの向上

平成18年度から学校の夏季休業中の毎日開館を実施し、来館者の来館機会の拡大されたことは評価される。

冬季期間に餅つき大会や双六大会、実技講座等を積極的に開催する工夫を行い、魅力ある体験学習がこの時期の来館者の増加につながっている。

ホームページ「まほろんその日その日」で、日常業務活動を紹介するとともに、館の行事予定を各報道機関に情報提供する取り組みなど積極的な広報を行っている。ホームページのアクセス数は年間5万件を超える実績を上げている。

親切な見学案内や体験学習の積極的なサポートは、利用者アンケートの満足度86%という好結果をもたらしている。

### 2 学校教育・生涯学習等による施設利用の促進

幼稚園、小・中・養護学校は学校数、入館者数ともに増加した。また、団体での利用比率は、全体の構成比45%(平成17年度は55%)とやや減少したが、PTAの親子レクや子供会、公民館活動等での利用も伸びており、定着してきている。

館外体験学習支援事業(おでかけまほろん)は、前年比で箇所・人数ともに大幅に増加するとともに、県の教育機関情報通信ネットを活用したネット授業(1校、2回、120名)への取り組みが見られた。

平成17年度 17箇所、 772名

平成18年度 21箇所 1,050名(箇所23%、人数36%増加)

### 3 施設運営の効率化

光熱水や用紙類の使用量の把握に努め、経営改善検討委員会の定期開催によるもったいない運動が着実に成果を上げている。

職員の休日振り替えによる夏季休業中の毎日開館や館内研修及び職員派遣研修の積極的推進、新たな体験学習メニュー開発への取り組み等では、これまでの調査・研究で優れた実績のある職員が対応することで、その効果が大きく引き出されている。

## 今後の取組み

### 1 利用者サービスの向上

魅力あるわかりやすい企画展示の開催や新たな体験メニュー開発等により、文化財に親しむ機会の拡充を図る。

計画の達成状況の点検・評価を行い、利用者のアンケートを活かして満足度の更なる向上を目指す。

### 2 学校教育・生涯学習等による施設利用の促進

「小中学校におけるまほろん利用の手引」をもとに施設利用等の活用事例を集積して、各学校等のニーズに応えられる活用内容の開発に努める。

近隣の生涯学習施設や教育文化施設との連携を推進し、施設利用者数の増加を図る。

### 3 施設運営の効率化

引き続き省資源・省エネルギーによる管理経費の節減に努めるとともに、予想される修繕箇所の早めの対応を図り、事故防止や安全管理を充実させる。

施設名	クライミングウォール (あづま総合運動公園内)	指定管理者	財団法人福島県都市公園・緑化協会												
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	担当G名	教育庁スポーツグループ												
<b>施設概要及び管理運営業務内容</b>															
<p>1 施設の概要</p> <p>(1) 構造</p> <table border="0"> <tr> <td>メインウォール</td> <td>二次元一面</td> <td>FRP製</td> <td>高さ12m×幅4m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三次元一面</td> <td>FRP製</td> <td>高さ12m×幅4m</td> </tr> <tr> <td>サブウォール</td> <td>一面(直角)</td> <td>コンクリート製</td> <td>高さ3m×幅6m</td> </tr> </table> <p>2 管理運営業務内容</p> <p>(1) 定期点検業務</p> <p>(2) 補修業務</p> <p>(3) 受付業務</p> <p>(4) 安全確認業務</p>				メインウォール	二次元一面	FRP製	高さ12m×幅4m		三次元一面	FRP製	高さ12m×幅4m	サブウォール	一面(直角)	コンクリート製	高さ3m×幅6m
メインウォール	二次元一面	FRP製	高さ12m×幅4m												
	三次元一面	FRP製	高さ12m×幅4m												
サブウォール	一面(直角)	コンクリート製	高さ3m×幅6m												
<b>管理運営に当たっての目標及び取組方針</b>															
<p>【目標】</p> <p>当該施設の利用者に対し安全を確保するため、注意事項を徹底させるとともに、必ず確認同意書の提出を求めるようにする。</p> <p>【取組方針】</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者による安全の確認</li> <li>・独占利用の禁止</li> <li>・利用者のうち必ず一名は山岳連盟会員証の保有者がいること</li> <li>・利用者の損害保険加入の徹底</li> </ul>															
<b>業務管理体制等</b>															
<p>1 利用者の安全確認</p> <p>教育庁が建設事務所の協力を得て現地での利用状況を確認し、注意事項の遵守、安全確認等の指導にあたっている。(年2回実施)</p> <p>2 保守管理状況</p> <p>教育庁が建設事務所の協力を得て管理指導にあたっている。(年2回実施)</p>															

## 平成18年度の取組実績

- 1 サービス向上（指定管理者 通年）  
県山岳競技団体等の協力を得て、毎週日曜日に初心者への体験コース・クラスに応じた競技力向上コースを設定し指導している。
- 2 普及活動（指定管理者 通年）  
普及活動の一環として、利用料金を無料（個人）としている。また、スポーツショップへチラシ等を配布し、PRに努めている。
- 3 経費削減（指定管理者 通年）  
消耗品等について、大切に扱うよう利用者をお願いしている。

## 平成18年度の取組実績の評価

- 1 サービス向上  
初心者への動機付けとして実施してきたことで利用者の底辺が広がった。また、中・上級者の競技力も向上した。
- 2 普及活動  
利用者数が増加した。(利用者数 403名 791名)
- 3 経費削減  
ロープ、ホールド等の消耗品費が減少した。( 85千円 81千円)

## 今後の取組み

- 1 サービス向上  
今後も競技団体等の協力を得ながら継続的に実施し、「いつでも・だれでも」が利用できるよう取り組むこととする。
- 2 普及活動  
今後も継続的に実施し、利用者の増加を目指すこととする。
- 3 経費削減  
継続的に実施し、経費削減に努めることとする。